

第百二十三回国会 大蔵委員会 議 録 第十九号

平成四年六月一日(月曜日)
午前十時三分開議

出席委員

委員長 太田 誠一君

理事 井奥 貞雄君 理事 中川 昭一君

理事 村上誠一郎君 理事 持永 和見君

理事 柳本 卓治君 理事 小野 信一君

理事 細谷 治通君 理事 日笠 勝之君

理事 浅野 勝人君 理事 石原 伸晃君

理事 岩村卯一郎君 理事 江口 一雄君

理事 狩野 勝君 理事 金子原二郎君

理事 亀井 善之君 理事 小林 興起君

理事 左藤 恵君 理事 戸塚 進也君

理事 林 大幹君 理事 星野 行男君

理事 前田 正君 理事 山下 元利君

理事 池田 元久君 理事 佐藤 観樹君

理事 仙谷 由人君 理事 早川 勝君

理事 堀 昌雄君 理事 渡辺 嘉藏君

理事 宮地 正介君 理事 正森 成二君

理事 中野 寛成君

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官

金子 義昭君

大蔵大臣官房審議官

西村 吉正君

農林水産大臣官房審議官

今藤 洋海君

委員外の出席者

参考人 (東京大学名誉教授) 館 龍一郎君

参考人 (全国銀行協会連合会会長) 若井 恒雄君

参考人 (全国労働金庫協会理事長) 船後 正道君

参考人 (全国信用組合中央協会会長) 治山 孟君

参考人 (評論家) 五代利矢子君

参考人 (信託協会会長) 早崎 博君

参考人 (日本証券業協会会長) 渡辺 省吾君

参考人 (農林中央金庫理事長) 角道 謙一君

大蔵委員会調査室長 兵藤 廣治君

委員の異動
六月一日
辞任 補欠選任
衛藤征士郎君 金子原二郎君
久野統一郎君 星野 行男君
中井 治君 中野 寛成君

同日 辞任 補欠選任
金子原二郎君 星野 行男君
星野 行男君 久野統一郎君
中井 治君 中野 寛成君

本日の会議に付した案件
金融制度及び証券取引制度の改革のための関係
法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三
号)

○太田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融制度及び証券取引制度の改革の
ための関係法律の整備等に関する法律案を議題と

いたします。

本日は、参考人に御出席をお願いいたしておりますが、午前の参考人として東京大学名誉教授館龍一郎君、全国銀行協会連合会会長若井恒雄君、全国労働金庫協会理事長船後正道君及び全国信用組合中央協会会長治山孟君、以上四名の方に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

なお、議事の順序についてであります。まず、各参考人にそれぞれ十分程度御意見を述べいただき、次に、委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

それでは、館参考人からお願いいたします。

○館参考人 ただいま御紹介いただきました館龍一郎でございます。

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備に関する法律案について私見を述べて審議の参考に供する機会を与えられましたことを、大変光榮に存ずる次第でございます。

さて、いわゆる金融不祥事を受けまして検査・監督に関する金融・証券検査委員会の設置を含む法案の審議が行われ、先般成立を見たというように承知いたしておりますが、金融不祥事の原因は、第一次的には個人の犯罪事件であり、またそのような犯罪に対して十分なチェックが行われなかった経営システム及び経営責任者の問題であります。しかし、さらにさかのぼって考えてみますと、一九八七年以降の長期にわたる金融緩和と、それによってもたらされました余剰資金の増大によって地価、株価の高騰を招き、その高騰に伴っ

て金融機関の審査に緩みが生じ、また固定手数料制のもとで証券会社の手元に損失補てんを行い得る利益が生じたことによるものと考える次第でございます。

このような不祥事に対しては二つの対応が考えられます。一つは検査・監督を強化する方法であります。いま一つは、取引のルールを明確化するとともに当局の介入は最小限度にとどめ、市場の自浄作用、市場がみずからを浄化していく自浄作用を活用する方法であります。

この第二の考え方は、不祥事自体競争制限的な規制や慣行によってもたらされたモラルハザードの一種、例えば自動車保険が掛けてあります、自動車の運転についての注意がとく慎重を欠くに至る、そういう気の緩みが生じやすいということとを普通モラルハザードというように申し上げますが、そういうモラルハザードの一種で、貸し出し等について慎重さが失われた結果であるという考え方によるものであります。

さきに議決、成立を見ました検査・監督に関する法律は、第一の方向での手当てであります。検査・監督を強化するという対応でございます。現在審議中の法案は、業務範囲を拡大して競争を促進し、それによってモラルハザードが生ずる余地を取り除くという性質のものであると理解しております。この両法案が成立することによって不祥事の再発を防ぐことができるのでありまして、一方を欠いては不祥事対策としては不十分であるというように言わざるを得ないと考える次第であります。こういう点からもこの法案の早期成立が望ましいというように私は考えておる次第でございます。

昭和二十七年前後に確立しました戦後日本の金融制度は、資金、資源の乏しい状況のもとで限られた資金、資源を有効に活用するために専門主

義、分業主義を基本として形成されてまいりました。すなわち、業務分野に応じて市場を分割し、それぞれ専門金融機関をつくり、その責任と工夫で金融の効率的利用を図る一方、各分野への相互参入を規制することによって競争自体を制限し、それによって金融機関に保護を与えてきたものでございます。このようなシステムは戦後経済復興の時期には大変有効に機能したと言ふことができますが、資金の不足から資金余剰経済へ経済主体が転換して、縦割りの金融システムはその存立の基盤を失っただけではなく、その後のニーズの多様化、金融の証券化、金融の国際化あるいは金融のグローバル化といった最近の要請にこたえることができず、規制の抜け穴、ループホール探しのためにむだな精力が費やされるようになってきたと考へます。

また、国際的にも、日本市場への参入が困難である一方、日本の金融機関、企業、投資家が資金の調達、運用が容易な海外市場へ運用、調達の場を求めて進出するところから、日本の海外でのオーバープレゼンス、日本市場の閉鎖性、不透明性への非難が高まり、この面からも金融制度の抜本的な見直しが必要とされるようになってきたと考へます。

以上のような観点から見ますと、今回の金融制度の改正は、やや遅きに失した感を免れないのでありますが、事柄が専門的、技術的であり、また利害が複雑に錯綜していることから考へますと、多少の時間を必要としたということもまたやむを得なかつたのではないかとこのように考へておる次第でございます。制度改正は一般に将来のことであるために、改正後の状態についての不安を完全に払拭するということは大変難しい面がございます。そのためどうしても、後になって考へてみますと、何だ、あんなことであったのか、大したことはなかつたと考へるようなことであつても、将来のことでありますから、そこに不安があり、改正が非常に難しい面があるということは否定できないというように考へておる次第でございます。

います。

私たちはさきに金融制度の見直しに關しまして、見直しの視点として、利用者の立場、国際性、信用秩序の維持、地域の活性化を挙げまして、そういう観点から制度の見直しを金融制度調査会の場において行つてまいつたわけでございまして、それを受けて今度の法律案が、「内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入をはじめとする金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施するため、法律を整備する必要がある、このように述べておりますのは、先ほど申しました利用者の立場、国際性といったような観点から申しまして妥当なものであるというように考へておる次第でございます。

参入の具体的な方策といたしましては、法案は、業態別子会社方式による相互参入を原則として、地域金融機関については限定的に本体による信託への参入を認める、あるいは私募の概念を明確にして銀行の付随業務として私募を行うことを認める等の改正が行われ、また地域金融への配慮から協同組織金融機関の業務が大幅に拡大されていくということは注目に値する点でございます。各金融機関は、金融機関としての責任の重大性を強く認識して、その経営に遺漏なきよう慎重な運営を今後において図っていく必要があるということとを特に希望しておきたいというように考へる次第でございます。

さて、参入の具体的な方式については、いろいろな方式が考へられるわけでございまして、現行の方式をそのまま続けていくという考へ方、あるいはユニバーサルバンク方式をとっていくという考へ方、あるいは特例方式によってホールセルに限定して銀行による兼業、広い範囲での兼業を認めていくという方式、あるいは持ち株会社方式、

それから業態別子会社方式等が参入の方式として考へられるわけでございます。これらの幾つかの方式について、私どもといたしましては、金融秩序を維持するという観点、それから企業支配、別の言い方をしますと、市場支配力の集中の可能性、あるいは公平性、それから現行制度の連続性といったような観点を踏まえて詳細に検討をした上で、業態別子会社方式を主体として、それに本体での相互乗り入れ方式を適切に組み合わせるという方式が適当であるという考へ方に達したわけでございまして、私は現在においてもその方式が望ましい方式であるというように考へておる次第でございます。

なお、多くの賛成者がありますユニバーサルバンク方式につきましては、私自身はユニバーサルバンク方式をとつた場合にはどうしてもモラルハザードの問題が強くあらわれてくるという可能性があるとこのように考へておるわけでございまして、銀行はペイメントシステムの一環を形成しております。したがって銀行はほかの機関に比べて手厚い保護を受けておりますので、そういう銀行がすべての業務を兼営するという方式は、これはモラルハザードを強化する危険があるという点で、私自身としては望ましい方式とは考へておらないということをおし添えておきたいと思ひます。しかし、私といたしましては、その後の不祥事等を踏まえまして、広い範囲での自由な競争が、ディスクロージャーの拡充を前提といたしまして極めて重要な点であるというように考へておるわけでございまして、したがって、この法案が認められまして、さらに進んでは業態別子会社が業法上認められたすべての業務を行ひ得るという時期ができるだけ早く到来するということを強く期待するわけでございまして、そうなりますと、ユニバーサルバンクではございませぬが、バンキングという意味ではユニバーサルバンキングが可能になる、そういう状態になった場合には、これは世界に通用する制度として海外にも堂々と胸を張つて対応し得るということではないかとこのように考へておる次第でございます。

非常に簡単でございますが、以上をもちまして私の公述を終わります。(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございます。次に、若井参考人 たいま御紹介いただきました全銀協会長の若井でございます。本日は、大蔵委員会にお招きいただき、私どもの考へ方を申し述べ機会を与えてくださいましたことに對し、まずもって御礼申し上げます。また、昨年来、一連の金融不祥事で世間をお騒がせしたことにつきまして、全銀協会長として、この場をおかりしておわび申し上げる次第でございます。私どもといたしましては、さまざまな対策を打ちつつ、信頼の回復に向けて決意を新たにいたしてるところであります。さて、今般の金融制度改革関連法案につきまして、私ども銀行業界は、従来のいわゆる縦割りの金融制度を抜本的に見直すものであり、利用者利便、国際性、信用秩序維持を理念とした新しい金融制度づくりの第一歩と認識いたしております。

うに考へておる次第でございます。

なお、最後に、参入できる体制をつくるということとは、参入しなければならぬということではないということをおし上げておきたいと思ひます。もうけ過ぎになる分野があれば、その分野にはかの金融機関が自由に参入することができるようシステムにしておくと、金融制度の上でいいますとモラルハザードを排除し、すべての人がそれぞれ慎重な態度で銀行経営を行つていく基本になるとこのように考へるからでございます。必ず金融機関が参入しなければならぬというわけではございません。それぞれの金融機関がそれぞれの特性に応じてそれぞれの分野に参入していくような体制が、これによって実現することを強く希望しておるという次第でございます。

非常に簡単でございますが、以上をもちまして私の公述を終わります。(拍手)

○若井参考人 たいま御紹介いただきました全銀協会長の若井でございます。本日は、大蔵委員会にお招きいただき、私どもの考へ方を申し述べ機会を与えてくださいましたことに對し、まずもって御礼申し上げます。また、昨年来、一連の金融不祥事で世間をお騒がせしたことにつきまして、全銀協会長として、この場をおかりしておわび申し上げる次第でございます。私どもといたしましては、さまざまな対策を打ちつつ、信頼の回復に向けて決意を新たにいたしてるところであります。さて、今般の金融制度改革関連法案につきまして、私ども銀行業界は、従来のいわゆる縦割りの金融制度を抜本的に見直すものであり、利用者利便、国際性、信用秩序維持を理念とした新しい金融制度づくりの第一歩と認識いたしております。制度改革は私ども金融界の悲願であります。世界的に金融の証券化、国際化が目覚ましく進展し

ている今日にあって、ひとり我が国ばかりがこれまでの縦割りの専門金融機関制度を守っていたのでは、もはや不自由きわまりないと言わざるを得ません。

諸外国の金融制度は、我が国の現状と比較して相当自由なものになっております。例えば、英国、ドイツ、フランスなどの欧州各国では、銀行・証券兼営制度をとっております。米国では、基本的には銀行・証券分離制度をとってまいりましたが、信託業務は銀行業務とも不可分の関係にあります。銀行持ち株会社は証券子会社を持ち、社債や株式の引き受けなど、制限つきながら順次その業務範囲を広げてきております。また、カナダでは昨年、制度改革を実施し、各業態の幅広い相互参入が可能になっております。

従来の制度のままではどう不自由かと申しますと、まずお客様の御要望に十分こたえられませんが、例えば、普通銀行が期間の長い預金とか変動金利型の預金を新たにそうとすれば、それは別の金融機関、すなわち長期信用銀行や信託銀行の領分を侵すことになってしまいます。あるいは銀行が新しい証券化関連商品を開発しても、証券会社の領分を侵すと言われてしまえば実際には販売ができません。

逆に、証券会社の方でも、社債で期間の短いものとか変動金利型のものを出そうという場合には、これまでの制度を前提とする限り、普通銀行の預金とか信託銀行のビッグといった商品の領分を侵すことになってしまいます。特に、証券会社は近年、中国ファンドやMRE、実績分配型短期公社債投資信でございすけれども、そのように銀行の預金に類似した商品の開発、販売に熱心に取り組んでおられますが、やはり銀行の領分には踏み込みない部分が大いなので、不自由を強いられる面があるようにございます。

つまり、銀行にしろ証券会社にしろ、お客様のニーズに合わせて創意工夫する余地が限られているということでありまして、

そういったしますと、お客様の方でも、こんな金

融市場では不便だというのが、例えば海外に支店のあるような事業法人は海外で資金を調達したり、機関投資家も海外で資金を運用したりということになってしまいます。国内に資金調達ニーズがあり、かつ資金運用ニーズがあっても、制度が邪魔になって国内ではうまく両者のニーズが合み合わず、お互いに海外市場に行つてやりましようというふうなことになるがちであります。

これは、国内の金融市場が空洞化するということを意味します。そして、金融機関のお客様の中でも、海外の金融市場に自由に接触しにくいようなところは、国内で不自由を強いられることになります。海外の金融サービスは自由に享受できるようなお客様と、個人や中小企業のようにそれが難しいようなお客様とでは、随分不公平なことになってしまふわけであります。

問題はそれだけではございせん。私も金融機関は、海外では海外の金融機関と競争しております。しかし、例えば邦銀の海外支店で証券絡みの派生商品や投資信託などを販売しようとしても、我が国の制度上、規制されているものでできません。逆に、外国銀行が日本国内の支店では本国並みの金融商品、例えばカードローン債権を証券化した商品を提供しようとしても、我が国の規制で新商品の持ち込みが難しいということになります。このため、外国銀行は事あるごとに、日本はこれだけの金融大国になったにもかかわらず、金融・証券市場が新規参入者に対して開かれていない、日本の消費者は十分なサービスを受けられていないといった主張を重ねてまいりました。

私も邦銀としても、すべて外国がよいと思つてはいけません。あるいは業務範囲が十年一日のごとく固定されたままで経営の選択の余地が乏しいといった我が国の現状は、今日ではやはり、制度が実態に合わなくなつていと言わざるを得ません。東京市場は、規模の面で世界の三大金融市場の一つと言われるまでにりましたが、制度が古いままではその責務が果たせないということ

あらうかと思ひます。

金融機関としましては、経営環境の悪化に対応して頑張つていこうというときに、このまま古い制度に押し込められておると、どうしてもひずみが生じ、リスクが大きいという点も申し上げておきたいと思ひます。

例えば、普通銀行は、今日では長期の貸し出しが短期の貸し出しの倍ぐらひあります。にもかかわらず、長短分離の壁があり、長期の調達が制限されているため、金利変動リスクや流動性リスクを管理する手段が制約されてしまつております。

あるいは、銀行がやはり自己資本比率向上のための分母対策という意味で、既存の貸付債権を小口化して投資家に販売しようとしても、いわゆる業際の垣根に阻まれて銀行による販売ができないということになります。市場が育ちません。せっかく債権流動化の計画を立てても、現実には絵にかいたもちに終わつてしまふおそれさへございす。

制度改革が実現すれば、銀行のリスク管理やBIS対策上も選択肢が大きく広がることになりま。私も本法案の早期成立をお願いしているのは、かかる現状を何とか打開したいという趣旨であります。

無論、この制度改革関連法案が成立すれば、それで相互参入は十分かといえ、決してそうではありませ。例えば、証券法の附則で銀行の証券子会社に当面、株式のブローキングが禁じられるという点は、私も銀行としては、やはり残念でございす。しかし、法案はこれまでの議論の集大成であり、ここでもう第一歩を踏み出さな

いことには、相互参入は先に進みません。他方、今はバブル崩壊の影響が広がっている時期であり、証券市場の環境も悪いのであるから、金融機関は本業に専念したらどうかという御指摘もあります。また、市場が冷え切つているときに改革どころではないという御意見もあります。しかしながら、今はつきりとした新制度の青写真を

描くことをせず、旧態依然とした制度のまま放置したのでは、証券市場への信頼回復も進まないように思ひます。競争原理が徹底しないままでは、証券市場に対する投資家の不信は払拭されないからであります。適正な競争は不祥事の再発防止にも有効であるばかりでなく、新規参入が促進されれば既存業者にもよい意味で刺激になり、市場の活性化につながるものと考えます。

長い間待ち望んだ制度改革であります。私も全銀協に加盟しております都銀、長信銀、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行は、経営の選択の幅が広がりますので、すべてこの法案が早期に成立することを切望しております。先生方におかれては、どうか私どもの趣旨をお酌み取りいただくとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたく、よろしく御願ひ申し上げます。

以上で私の御報告を終わらせていただきます。

(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございます。

次に、船後参事人にお願ひいたします。

○船後参事人 全国労働金庫協会の船後でございす。

このたびの金融制度改革法案の御審議に当たりまして、労働金庫業界の意見を述べる機会を与えていただき、まことにありがとうございます。まずもって厚くお礼申し上げます。

以下、労働金庫業界としての総括的な意見を二、三申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。まず、今回の金融制度改革法案は、我が国の経済構造変化への対応、とりわけ国民の金融に対するニーズの多様化への対応と金融の自由化、国際化の流れに即応させる必要性から提案されているものと理解いたしております。本法案には、六年間にわたる金融制度調査会での掘り下げた審議を通じて、これまでの専門制と分業制を特色とした我が国の金融制度の見直しを初め、経営の健全性の確保などを骨子に幅広い検討の結果が反映されている、かように考えております。

次に、労働金庫は御存じのとおり労働組合や生

活協同組合を主な会員とする協同組織金融機関として活動してまいりました。協同組織金融機関は相互扶助の理念に基づいて設立されたものでございます。設立当時と比べて今日では金融・経済環境が大きく変化いたしました。協同組織金融機関の特質を生かし、会員、組合員のニーズにこたえていくことは依然として強く求められているところであります。協同組織金融機関は引き続き社会的に重要な存在意義を持つものとしてまいります。

このため、今回の制度改革におきましては、協同組織金融機関の業務範囲の拡大が制度改革の重要な柱の一つにされている、かように考えております。

既に金利の自由化が大きく進展いたしました。この面では私も労働金庫も他の金融機関と同じ土俵での競争を余儀なくされております。一方、業務面の自由化は制度上の制約から大きく立ちおくれておられるのが現状でございます。公正かつ適正な競争条件を確保する上でも、また多様化している会員、勤労者のニーズにきめ細かく対応するためにも、制度改革は私どもにとりましてまことに切実な課題となっております。

また、金融自由化時代におきましては、それぞれの金融機関がみずからの役割に応じてその持ち味を発揮し、利用者のニーズにこたえていくことが強く求められております。そのためには、各金融機関がみずからの個性や能力、経営意思に基づいて業務が選択できるような業務分野の拡大が必要であります。今回の改正案は、こうした趣旨に沿うものであると考えております。私どももいたしまして、今回の改正によりまして拡大されることになる新しい業務に適切に対応していくよう人材育成や体制整備等について既に着手しているところでございます。

以上申し上げました金融制度改革、労働金庫の業務範囲の拡大は、金融自由化の進展を初めとする金融環境の変化と会員、勤労者の金融ニーズの多様化が進んでいる現況のもとでは、ともに急が

れる課題でございます。特に労働金庫の業務範囲の拡大につきましては、金融制度第一委員会において取りまとめられましてから既に二年の歳月が経過いたしました。また、労働金庫にかかわる法改正案の内容につきましては、いずれも金融制度調査会の該当委員会、私ども労働金庫業界の代表も参加し、慎重に審議されたものであります。労働金庫の要望もほぼ満たした内容になっております。

なお、このたびの制度改革で金融機関の合併及び転換に関する法律の対象金融機関に長期信用銀行等とともに労働金庫が加えられることにつきましては、それが法制度の体系整備の観点から行われる措置である、かように認識いたしております。

労働金庫といたしましては、あくまでも労働金庫制度のもとで経営の主体性を堅持し、会員、勤労者の幅広いニーズにこたえてまいれる所存でございます。ぜひとも御理解いただきまして、労働金庫が経済・金融環境の変化に対応して社会的に要請される各般の業務機能を早期に発揮できまう御要望申し上げる次第でございます。

拝聴ありがとうございます。(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございます。

次に、治山参考人にお願いたします。

○治山参考人 信用組合の治山でございます。

平素は、私ども信用組合業界にしまして非常に御指導、御理解のほどいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

また、本日は、衆議院大蔵委員会の先生方のお集まりの場におきまして、私どもの信用組合に関する制度改革の必要性につきまして御説明を申し上げる機会を設けていただきましたことを心から感謝申し上げます。御礼を申し上げますと存じます。

それでは、まず最初に信用組合の役割とそして現況につきまして御説明を簡単に申し上げます。信用組合というのは、地域それから人縁、地

縁、そういうものを経営の基盤といたします協同組織の金融機関でございます。中小企業、特に零細企業と勤労者等の組合員に対します資金の円滑化と経済的地位の向上に資すると同時に、地域社会の発展に貢献することをその使命としております。

私ども信用組合業界は多様な業態によって構成されております。すなわち、限定された地域内での中小零細企業、勤労者等を対象にいたします地域信用組合、それからお医者さんとか特定の業種を対象とした学校信用組合、またお巡りさんとかあるいは学校の先生、官内庁の職員等、官公庁の職員さんを対象にいたしております職域信用組合、この三業態がございまして、特に地域の信用組合の中には、韓国系等いわゆる外国系と申しますか、そういう外国系の信用組合もございまして。

ところで、現在の信用組合の現況でございますけれども、平成四年三月末現在で全国には三百九十七信用組合、店舗数にいたしまして約三千店舗有しております。私どもの組合員の数はおよそ四百万人を超え、お預かりしております預金量は二十二兆四千億円、御融資を申し上げます預金金は十八兆円となっております。協同組織金融機関として確固たる基盤づくりに努めてまいったわけでございます。

次に、信用組合にしましての制度改革について御説明を申し上げます。

以上申し上げましたように、多様な業態を有する私ども信用組合業界でございますが、これまでの機能が我が国の資金不足時代に構築されました制度によりまして預金・貸付金業務に限定されてまいりましたために、金融の国際化や証券化が急速に進展する中にありまして、組合員である顧客の金融ニーズの多様化、高度化に的確に対応することができない状況が続いてまいったわけでございます。

近年、御高承のとおり、我が国におきましての金融資産の蓄積は全国の中小企業及び個人の段階

まで着実に進んでおりまして、それらお取引先の方々の財産の管理、運用面でのニーズの多様化が見られていくところでございます。

このような情勢の著しい変化を踏まえまして、私ども信用組合業界では、金融新時代に相ふさわしい信用組合制度の確立の必要性につきまして関係方面に強く要望してまいったわけでございます。幸い平成二年六月、金融制度調査会におきまして「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」に関する報告の中で、私どもがお取引先の強いニーズを背景に長年要望してまいりました外国為替や国債等公共債の取扱業務の取り扱い等につきまして、その取り扱いの実態を御理解いただき、前向きな報告をちょうだいしており、これらの事項につきましては、現在、本委員会御審議いただいておりますいわゆる金融制度改革法案に具体的に法制化されているところでございます。

若干補足させていただきますと存じますが、私どももいたしましては、現に海外との貿易取引を営む取引先が非常に多く存在し、外為業務に関するニーズが強い状況にあること、また、国債の窓販につきましては、私どもの直接取り扱いではなく他の金融機関の代理業務としての取り扱いであるため、顧客のニーズに十分にこたえられない状況となっておりますので、その実態に即した制度の改善を図っていただきたいというわけでございます。

加えまして、付随業務でございますが、有価証券の貸し付け、保護預かり業務あるいは余裕金の運用に際しましては、信用金庫並みの規制の緩和をしていただき、幅広い金融サービスの提供等を行いたが、より安定した経営基盤づくりに努めてまいりたいと考えているわけでございます。

さらに、金融制度調査会の報告におきまして、私どもが地域社会においてより良質な金融サービスの提供を行っていくため、合併による経営基盤の強化を図ることも必要とされておりますが、信用組合業界といたしましては、その円滑な推進の

ため合併手続につきまして、信用金庫並みの規制の緩和をお願いに参ったところでございます。

また、昨年六月、金融制度調査会におきまして「新しい金融制度について」に関する報告でございまして、金融機関が金融の自由化、国際化、証券化等の進展のもとで、多様な金融商品・サービスの提供の要請等にこたえていくためには、新しい金融制度の枠組みの整備が必要とされたところでございます。とりわけ、その見直しに当たりまして、私も地域金融機関が地域住民、地方の中小企業等に対する金融サービスの均てんや地域格差の是正等に対する地域金融面からの貢献を通じて、地域の活性化に貢献できるようにすることが重要とされましたことは、私どもの従来からの主張でございまして、まさに時宜を得た提言であると高く評価しているところでございます。

この基本的な考え方に基きまして、現在御審議いただいております金融制度改革法案におきまして、私も協同組織金融機関につきましても、信託業務等他業態の業務に關し子会社方式、本方式あるいは代理業務方式のいずれかの方式によって参入することが可能とされており、その内容は中小金融機関の経営の実態面に十分配慮したものととなっております。

最後に、私どもの信用組合業界の体制整備につきまして御説明を申し上げたいと存じます。

このたびの金融制度改革につきましまして、金融機関相互間の競争は一段と活発化することが予想されてございまして。私もそういったことは、業務の拡大の要望と並行いたしまして、個々の信用組合の体制整備につきましまして種々の検討を重ねてまいっております。新たな業務を希望する信用組合につきましましては、組織の設置、人材の確保、育成、先進金融機関あるいは証券会社との業務提携の推進等、新たな業務を健全に遂行し得る体制づくりを努めており、かなりの進展が見られているところでございます。

私ども信用組合業界の合併がかなり速い速度で

進んでおりますが、このことは個々の信用組合が金融の新时代への確に对应しつつ、制度本来の機能を十分に發揮していくための選択の結果であると考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、新規業務への参入には、人材面あるいは資金面等多くの経営資源の投入が必要でございまして。

先ほど述べてまいりました報告でも触れられていたところでございまして、新規業務への参入には、経営の健全性を確保する観点から、業務遂行能力を有することが前提とされており、私どもこの点に特に留意しながら対応してまいりたいと考えておるわけでございます。

業界といたしましても、連合組織でございまして全国信用協同組合連合会を軸としまして、業界全体として制度改革の方向に沿った金融サービスの提供が実現できますよう各種の選択肢を考えながら着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、先生方におかれましては、以上申し上げました私どもの考え方に御理解をいただき、金融制度改革の早期実現にぜひお力添えを賜りますようお願い申し上げます。御報告を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございました。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○太田委員長 これより参考人に対する質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前田正君。

○前田(正)委員 本日は、先生並びに業界団体で御活躍の皆さん方におかれましては、大変お忙しいところ当大蔵委員会に御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速ですが、自由民主党を代表して質問を申し上げますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回の法案では、銀行が証券子会社や信託銀行子会社をつくり、また証券会社が銀行子会社や信託子会社をつくることにより、各金融間の相互参入を図るものとなっております。これらの業務を多様化するならば、本来、本体で一体となつてもいいとは思われるところでありますが、子会社方式とあることは、利益が相反する弊害の発生があるからだと考えられます。業態別子会社方式は、この利益が相反する弊害を防止する上で本当に有効なものかどうか、館先生にお尋ねいたします。

○館参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げた点でございまして、私も金融制度調査会におきまして、どういう形で参入が望ましいかという点について検討したわけでございまして。今御指摘がありましたように、仮に多様化の利益、いろいろな業務を同時にやることによつて経費を節約するとか経営の安定性を図るとか、そういうことができるといふ利益があることを考えますと、その点だけを中心に見た場合には、御指摘のあったユニバーサルバンク、何でもできるユニバーサルバンクが、一番いいというように見えるわけでございますが、そういうユニバーサルバンクをとりまして場合には幾つかの弊害が起こつてくるというように考えられるわけであります。一つは御指摘の利益相反の問題でございまして、そのほか信用秩序維持の問題、そういう種類の問題が考えられてまいります。

ところで、子会社方式で相互参入を図り、同時にそういう形で競争が非常に活発に行われるというふうな状況を想定いたしますと、そういう状態のもとでは、例えば利益相反をやつたような銀行については、これは先ほどもちよつと触れた点ですが、余り強調いたしませんでしたけれども、同時に銀行の業務についてのディスクロージャーが広い範囲にわたつて行われている場合には、人はその後そういう銀行を相手にしなくなつてくるという意味での市場メカニズムを通じた排除が行わ

れてくるようになるだろうというように考えます。そこで、仮にユニバーサルバンクになつても、一般に言われるほど利益相反の弊害というのとは大きくないだろうというように私どもは考えているわけでございます。そうは申しましても、完全な自由競争が行われ、完全なディスクロージャーが行われるわけではございません。したがって、我々としたしましては、相互参入を認めていく場合に子会社方式をとつてという形で、その場合でも、なお起こり得る利益相反なり信用秩序の不安という問題に対して対策を講じておくのが望ましいだろうというように考え、さらに、それでもなお十分な場合にはある程度ファイアウォールのようなものを導入していく、少なくともアームズ・レングスのようなものをこの中に入れておく必要があるだろう、その場合に、子会社方式になつていけば、ファイアウォールの効果は子会社方式でない場合に比べてはるかに強力に働くのではないだろうか、こういうように考えまして現在の制度を考えたわけでございまして。

○前田(正)委員 次に、若井会長さんにお尋ねしたいと思ひます。

金融の自由化の進展に伴い、金融界の再編成が進むという見方があります。個別業としてのビジョンの考え方を聞かせたいのだと、また、今の銀行の数は多いと思われませんか、少ないと思われませんか、お尋ねいたします。

○若井参考人 ただいまの御質問に對しましてお答えを申し上げます。

最後の話の、銀行の数が多或少ないかということでございますけれども、例えばアメリカでございまして、金融機関、特に銀行の数が非常に多いというふうなことは聞いております。それに比べれば日本の場合には少ない、こういうふうな言えるかと思ひます。ただ、これを何の比較で考えるかということでは非常に難しいというふうな思ひでございます。

それからもう一つ、前の御質問はちよつ

と……。何でございしたのですか。

○前田(正)委員 金融界の再編成。

○若井参考人 そうでございしますか。これにつきましてのお答えでございしますけれども、再編成というものをどういうふうに考えるかということでございますが、これを金融機関同士の合併、買収というふうな観点で見ますと、我が国だけでなくて世界的に非常に増加しているということでございます。そういう意味では、今後も当分こうした動きが進むというふうには私は予想しております。

それで、一般的に申しまして、金融機関が経営の選択肢として積極的に合併、買収を決定する場合には、規模の利益あるいは業務多角化の実現をねらうという場合もございしますし、あるいは得意分野なり地域なりに目的を絞って体力の強化をねらうというふうなことがあるわけでございしますけれども、この金融自由化の進展に伴いまして経営選択の幅が広がってくれば、一つの選択肢として合併、買収あるいは金融再編成というものがおのずからふえてくるというふうには予想されるわけでございします。

それからいま一つは、業績が悪化した金融機関が出てまいりますと他の体力のある金融機関がこれを救済合併する、こういうふうないわば後ろ向きの再編成も行われてくるのではないかとこのように思います。ただ、その場合、あくまでも国民経済的見地から信用秩序の維持を図るということが求められるわけでございまして、個々のケースごとにいろいろな選択肢の中で選ばれるということでございますので、これについて、すべて再編成に結びつくかどうかということも申し上げられないというふうには考えております。

以上でございします。

○前田(正)委員 次に、船後理事長さんにお尋ねいたしたいと思います。

○船後参考人 労金の立場からして今回の制度改革に最も期待するものは何かというお尋ねでございます。

冒頭の陳述でも申し上げましたように、何と申しましても業務範囲の拡大によりまして利用者の多様なニーズにこたえることが可能になるという点でございします。また、これによりまして全金融業態、制度的にはほぼ同じような業務範囲になる、かように理解いたしております。もちろんこれの実施に当たりましては、私どもは協同組織金融機関でございしますので、そういった立場から真に労働金庫の専門性を発揮する上で特に必要なものから順次実施してまいりたい、かように考えております。

○前田(正)委員 次に、治山協会会長さんにお尋ねいたしたいと思います。

今回の制度改革では、信組にも業務範囲の拡大が認められることになっております。このうち特に期待している新規業務はどんな分野なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○治山参考人 先ほど御説明申し上げましたように、私ども業務範囲の拡大につきましましてはもう長年の要望でございまして、このたびの法制化の御予定に對しまして感謝申し上げるわけですが、特に外国為替の業務それから国債等の窓販、ディーリング業務それから信託業務及び証券化関連商品の取り扱い等の分野につきまして期待しているところが非常に大きいと申し上げたいと存じます。よろしく願ひいたします。

○前田(正)委員 さらに治山協会会長にお尋ねいたしたいと思います。金利自由化の信組の経営に与える影響は大きいでしょうか、どうでしょうか。また、今回の制度改革によって信組の経営の健全性が損なわれると思ひでしょうか、あるいは経営上のリスクが増大すると思ひでしょうか、あるいはどうか、お尋ねいたしたいと思います。

○治山参考人 金融の自由化の問題でございします。確かに資金調達コストの上昇、それから金利変動リスクの増大等、私ども信用組合経営にさま

ざまな影響を与えることは否定し得ない、そういう事態だと考えますので、これらの問題につきましては、適切に対応し得る体制の整備それから体質の強化、こういったもので当面極めて重要な経営上の課題と認識し、その実現に努めてまいります。今この制度改革によりまして業務範囲が拡大されますと、それに伴いましてリスクが増大する面もありますが、一方組合員等の取引先のニーズにこたえ得るということになります。当然そこに経営基盤というものが一段と強化されます。それと同時に、新規業務の取り扱いにつきましましての収益の増大が期待されるため、増大するリスクの管理に十分配慮しつつ新規業務に積極的に取り組んでまいりたいと考えているわけでございします。

○前田(正)委員 もう一度治山協会会長にお尋ねいたしたいと思います。全国の信用組合は非常に数が多いということ、先ほど御説明がございましたとおり、中小零細企業を対象とした地域の銀行であるわけでありまして。たまたま私の父が実業信用組合という銀行を経営いたしております。信用組合の難しさというものを私もよく存じておるところでございします。信用組合というのは預金高が非常に少ないところにしましては、最近機械化を導入したり、いろいろなものの業務の中から利益を上げるということは非常に難しいというふうな聞いております。さらに、こういったものがほとんど参入をいたしますと、利益率というものがもともと落ちるのではないかとこのように懸念がいたします。特に最近の信用組合の不祥事件というものが非常に多過ぎまして、大阪におきまして富国信用組合だとかあるいはまたこの間の府民信用、ごく最近では、東京では、いちば信用組合がいろいろと問題があるように聞いておるところでございします。これからの信用組合の将来のあり方ということが、できれば一通お聞かせをいただければありがたいというふうに思っております。

また、監視体制というものの自体が、今それぞれ

の各地方自治体で監視をされておられ、大蔵省とは直接関係ないわけでありまして。したがって、そういう監視体制というところにいる問題があるのではないかとこのようにお尋ねいたします。また各地方自治体においては、金融課というところでは本職に職員さんが非常に少なくても大変難しいものがあるように伺っております。その辺もあわせて一通治山協会会長さんにお尋ねをいたしたいと思います。

○治山参考人 先ほど申し上げましたように、信用組合というのは三業態でございますが、特に私ども地縁、人縁の金融機関だとよく言われておりますが、その中に当然専門性の問題、例えば中小企業、零細企業の方たちとか勤労者の方たちとかあるいはその地域の住民の方たち、これが全く対象になってございしますから、そういう専門的な問題を徹底的に私たちは追求していかなければならないという役目、目的がございします。それからもう一つ、合理性の問題でございしますけれども、確かに株式会社でございしませんから、協同組織となりますとおのずからそこに非営利性というものに對しまして、逃げるという意味ではございせんが、例えば私たちが当然集金制度などとしております。それからまた、地域だけでございしますから、地域あるいは組合員の方々に對して現在の新しい情報を的確に早く提供していかねばならない、こういうものもございします。したがって、そこには当然もうけるとか云々という問題ではなくて、やはり非営利分野においての配慮というものが、信用組合はきめ細か金融サービスの提供が必要になってくるだろうと思ひます。そういったしますと、私たち自由化の中におきましては、信用組合たりとも自由化の中の金融機関でございしますから、おのずから、きょう先生方にお願ひしておりますように、総合金融サービスの提供できる体制づくり、こういうものを考えていかねばならない。例えば私たちににおきましては地縁、人縁ということを申し上げてございしますか

ら、人と人との触れ合いというものに対してのお取引、それからまたそういう環境づくり、事業をなさっている方たちに対してどのようなようにアドバイスしていかなければならないかという面、こういうものもございまして、現実にはまだ地域だとか組合員の方々に奉仕していかなければならないという信用組合人の養成、こういうものが当然必要になってまいりますから、私たちは役員員に対して働きがいのあるそういう研修、育成というものを考えていかなければならないのが個々の信用組合の一つの大きな使命であると思えます。

それからもう一つ先生から御質問がございました、それではこれからという問題でございまして、私たちにはおのずから、協同組織金融機関でございまして、したがって我々は信用協同組合というのとはどのような形でお互いに連携を保ちながらやっていかなければならないかという協同の力、これが、例えば中央協会は政策団体であり、それから先ほど申し上げました補完機能を持っておりまして全国信用協同組合連合会、この連合会におきましても、新規業務に對しての対応、これは当然連合会の力をおかりしながら個々の信用組合に對しての補完、こういうものを持つていかなければならない、そういうことが私たちの大きな役目であろうと存じます。

それから、先ほどもちよつと合併の話が出ておりました、確かに三業態でございますので、外国系と私たちは合併はできませんが、しかし業種だとかあるいは地域だとか、そういうことになりまして、総合的なサービス機能というものを提供する場合に当然適切な規模の追求というものが必要になってまいります。そういういたしますと、そこに業務提携だとか業務協力だとかあるいはまた合併だとか、こういうものがあるわけでございます。ただ、先ほど先生にお願い申し上げましたように、合併の手続が非常に難しいのです。なぜならば、中小企業等協同組合法に基づきまして、総代会ではない、信用金庫の場合は総代

会ですが、総代会ではない總會、この總會においてとにかく手続をとつていかなければならない。その場合に、平均の組合員数が一万人、多いところで十万人を超えていると思うのです。そのときには物理的にも経済的にも大変な負担がかかる、そういう面がございまして、今回はおのずから、私どもの總會に出てまいります方たちというのは総代さんがほとんどでございましてその総代さんという、そういう考え方を御披露申し上げたわけでございます。

それから最後に不祥事の問題でございしますが、大変これは業界にとりまして、もう改めておわびを申し上げたいと存じます。もう信用組合業界におきましても、公共性の強い信用組合、社会的なそういう責務に置かれております信用組合、これが不祥事件を未然防止できなかったという反省、これは重々考えてございまして、また業務運営全般にわたりますて見直しを行い、再発防止のためにいろいろな措置を考えてございまして、例えば業務の刷新に関する検討部会というものを設置いたしまして、そしてその部会におきましても全般的な問題点を洗い出し、これに基づきまして会員信用組合が徹底的にその見直しの要請を行いつつ各自が業務運営体制の改善に努めている、そういうところでございまして。

それからもう一つ、中央協会には監査機構というのがある。これがごとき四月から連合会から委託を受けてまして、私どもの今後は政策団体として定例的にとてかこれを、お互いに情報交換しながら話し合うという、場合によっては各都道府県の検査の体制に對して一応、生々気ではございましてけれども、補完させていただくような面が将来起こってくるかも知れない、そういう希望を持ちながら、信用組合はだれのための信用組合であるかという基本に立つて物を考えていきながらやっていきたいと思っておりますので、御指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○前田正委員 ちょうど時間となりましたので、これで質疑を終らせていただきますと思ひます。ありがとうございました。

○太田委員長 小野信一君。

○小野委員 おはようございます。お忙しいところ私どもの審議のために貴重な意見を御拝聴させていただきまして、心からの御礼を申し上げます。

最初に、館先生にお尋ねをいたします。

御存じのように、金融制度調査会も証券取引審議会も将来の金融構造の構築を目的として長時間審議をしたのだらうと私は思ひます。当然だとも考えます。しかし、その答申、そして今回の改正案は現状の改革にとどまったのではないかと、こういう批判がありますけれども、審議会の審議の内容、答申案、そして今回の改正案、三者を見た場合にどういふ御見解、御感想をお持ちでしょうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○館参考人 それではお答え申し上げます。

大変難しい、大きな問題でございまして、できるだけ将来を見通して、いろいろな問題にたえ得るシステムをつくりたいというのが私どもの念願でございまして、現在の段階で提出しております改革案がそれだけで十分なものであるというように、は、私自身決して考えておるわけではございせん。ただ、子会社方式による参入という形を採用したということは、子会社という形ではいろいろの業態がそれぞれの業務の中に参入してくることができるといふ意味では、ほかのシステムに比べてと相当弾力的な構造になっているというように考えているわけでございます。

具体的に例を挙げるのは非常に不適当とも思ひますが、仮に、全くの仮の問題といたしまして、保険業が銀行業務に参入したいとか証券業務に参入したいとか、そういうようなことがあつた場合に、これはやはりこの子会社方式を使つて参入してくることができ、そういうような意味で、システム全体としては開かれたシステムであり、弾

力的なシステムになっているのではないだらうかというように、私自身はこの法案について考える次第でございまして。

○小野委員 もう一つお尋ねいたします。

金融の自由化の先進国であるアメリカでは、自由化によつて金融コストが大変高くなつて、経営危機が見舞つております。同時に、銀行の国際競争力が大低下をいたしてあります。その内容を見ますと、銀行と証券会社の垣根を低くして、一方ではファイアウォールを厚くするという政策でございまして。ところが、ヨーロッパの金融界は、本年末のECの統合を目前にいたしまして、ECの銀行の基本法に当たる銀行指令案によつてユニバーサルバンクが展望されております。私は、世界の金融の自由化はこの二つの方向ではないだらうかと思ひます。先生から見ると、この二つの方向の長所と短所はどんなものなのか、我が国の方向はどちらの方向を目指すべきなのか、御意見を聞かせ願ひたいと思ひます。

○館参考人 それでは、お答えいたします。

これも非常に難しい問題でございまして。ユニバーサルバンクという方式、先ほど申し上げましたように一つの方式というように考えるわけではございませんが、ユニバーサルバンクを考へておりますヨーロッパの国をとつて考えてみますと、そこではどちらかといひますと証券市場の活動というものは余り活発ではないという面が見られるわけでございます。日本であるとかアメリカは、ヨーロッパ諸国と違ひまして非常に証券市場が大きいわけでございます。したがつていまして、ドイツを代表とするようなヨーロッパ方式のユニバーサルバンク方式が日本なりアメリカに適應したシステムであるかどうかといふことを考えますと、そこにはやはり問題があるのではないかとしように考えております。やはり証券市場を含めて、全体としての金融の一体化といふことを考えていく場合には、それよりはフレキシブルな現にアメリカがとつておる方式、あるいは日本がとつておる方式の方か方式としては望ましい方式では

ないかというように私自身は考えておりました、恐らくヨーロッパ諸国も、証券市場が発達してくるに伴ってその方向を採用するということになるのではないかと。イギリスが、現にユニバーサルバンクと言いますが、実際上は子会社方式を中に導入して、子会社を通じてユニバーサルバンクを行っている例が多いということからも、その方が妥当ではないかというように考えておる次第でございます。

○小野委員 銀行協会の若井会長にお尋ねをいたします。

今回の制度改正について、その必要性、内容についてどういう認識をお持ちになりましたか。そして、今後心配なところあるいは論争になるだろうと予想される所は何かがあるのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○若井参考人 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

先ほど報告で申し上げましたように、今回の制度改革は従来の縦割りの金融制度を抜本的に見直すものでありまして、いわば二十一世紀を展望した新しい金融制度づくりの重要な第一歩であるというふうに私も認識しているわけでございまして、この法律改正を契機といたしまして、業態間の垣根が低くなり、金融機関が相互に他の業態の業務に幅広く参入していくことができるようになります。競争の促進により高度化、多様化する利用者のニーズにこたえ、利用者の利便の向上に資するとともに、国際的にもある程度整合性のとれた金融制度に近づき、そういうふうな期待しているわけでございます。

法案の大枠につきましては、私もいたしまして大いに歓迎をしているところでございます。すなわち、相互参入は業態別子会社方式を原則としながら本体での相互乗り入れも進める、そういう点、それから子会社の業務範囲は法制上は各業法で定められたすべての業務とされている点、また、経営の選択の幅を広げるために異業態間の合併、転換を想定した制度的な枠組みを整備する、

そういう点、これらの法案の基本的な部分は極めて妥当なものと考えておりますので、ぜひとも国会で法案が成立することを望んでいる次第でございます。

今後の争点という点につきましては、新法がいよいよ施行されるといふことになりました場合に、業態別の子会社と親会社本体の業務範囲を当初段階でどの程度制約するのか、また、子会社と親会社との間のファイアウォールをどの程度厳しく設定するのかといった点が争点になるものと予想いたしております。私もいたしましては、当初からできるだけ自由な制度にしたいといたしたいというふうな希望はいたしております。国民経済的見地からも、新規相互参入の実効を上げることが何としても重要であるというふうな考えているからでございます。

○小野委員 もう一つ、皆さんが証券子会社をお持ちになったときに、最低必要資金量といいますが、これはいかほどと予想いたしておりますか。同時に、業務範囲につきましてはどういふお考えをお持ちですか。

○若井参考人 ただいまの御質問についてお答えを申し上げます。

証券子会社の最低資本金は、先般の免許基準の見直しによりまして総合証券の場合には百億円以上というふうになっております。引受業務を行う以上、この最低資本金の基準がメルクマールになるといふふうな考えております。銀行が証券子会社を設立する場合に、資本金の額をしっかりと百億円以上というところでどう決めるかというところでございまして、昨今の経営環境は非常に厳しい状態を考へますと、この百億円以上の資本金、そういうのもその負担は率直に申し上げて大変きついなと言わざるを得ないわけでございまして、新規参入によりまして競争を促進するといふ観点から考えますと、設立の負担が余り大きくなつては競争促進の実が上がらないのではないかと、いうふうなやや懸念しているわけでございませ

す。

次に、証券子会社の業務範囲でございますけれども、既に法案では証券業務の柱でございますが、また、かつリスクも小さいというふうな私どもも考えております株式のブローキング業務が禁止されております。実際の認可の段階でさらに制約が加わるかもしれないということも伺っているわけでございまして、そもそも証券会社であるにもかかわらず、この証券の子会社が証券業務を自由に行えないというの、私もからすると、ちよつと理解ができないというふうな考えておるわけでございまして、また、新規参入による競争促進という観点から、新規参入者が既存のビッグプレーヤーに大きなハンディキャップをつけられるということでは、なかなか競争が難しいのではないかと、いうふうな考えるわけでございまして。

最後に、証券子会社の必要資金という御質問でございますが、証券子会社も、今申し上げましたように、その業務範囲がどの程度になるのか、また会社の規模をどの程度にするかということによつていろいろと異なつてまいりますので、それがはっきりしてない現状では、正直のところは予想がなかなかつかないわけでございまして、一般に新しく会社を設立する場合に、当然どのような業務をどの程度の規模で行い、その結果どのくらいの資金が必要になるのか、またそれに対してどの程度の収益が見込めるのかということがわかりませんと見積もりができないわけでございまして、私も、正直なところ困っているわけでございまして、そういう意味で、法案の早期成立と業務範囲などの大枠ができるだけ早く決まりますことを望んでいます、こういうことでございまして。

○小野委員 治山信用組合中央協会会長にお尋ねいたします。

外国為替、国債等の公共債の窓販等業務に関する協会の考え方はいかがなものでしょうか。

○治山参考人 お答えを申し上げますと存じます。

私も取引先の中小零細企業者、この中には海外との貿易を営む者が非常に多く存在してございまして、それらの顧客からの送金為替や外貨預金の取引を望む声が多く聞かれているわけでございまして、このような実態を踏まえまして、私も業界にとりましては信用金庫並みの外為業務の取り扱いが可能となる制度改正を、各方面に長年にわたってお願いを申し上げたところでございまして。

また、国債等の窓販でございますが、私も業界では、既に長期信用銀行三行の代理業務といたしましてかなりの組合が取り扱っているところでございますが、顧客のニーズに円滑かつ十分にこたえていくためにも、みずから取り扱うことがどうしても必要と考えてございまして、本業務につきまして、信用金庫並みのこれまたお取り扱いをぜひお認めいただければ幸いかと存するわけでございまして、これらの業務につきまして、収益環境が厳しくなりつつある現状からいたしまして、私どもにとりましては手数料収入増に寄与するものと考えておりまして、経営基盤の強化等を図っていくためにも必要と考えておりますので、何分とも御理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○小野委員 もう一度お尋ねしますが、先ほど意見陳述の中で合併手続の規制緩和の意見がありましたけれども、具体的に業界ではどういうことを望んでおられるのでしょうか。

○治山参考人 先ほど少しばかり御説明を申し上げましたように、中小企業等協同組合法で、この合併の決議に關しましては総会事項になっておりまして、これを総代会でも対応できるようにお願い申し上げているわけでございまして、私も信用組合業界では、金融の自由化に伴いまして的確に対応するためには、先ほどもちよつとお話し申し上げましたように、どうしても規模のメリットと申しますか、そういう確保が必要であるという考え方に立ちましての合併の進め方、これを中央協会といたしまして推進している最中でもござい

ただ、その場合に、手続上の問題でございますが、現行法では総会事項になっておるがために、先ほど申し上げました平均一万人を超える組合員、そういったしきと、最高でも十万人を超えてございまして、決議を求める必要性が、物理的に経済的な面で大変なコストを負担することにより、渉外担当あるいは内部職員まで動員することにより、結果的に組合員等に対して、一時的ではございますが金融サービスの低下という現況を来すわけでございます。今後とも、より良質な金融サービスを提供するための合併が続くことが予想されておりますので、私どももいたしましては、その円滑な推進のためにも、ぜひ早急に信用金庫並みの手続で対応できるよう規制の緩和をお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願いたします。

○小野委員 私の質問は終わらせていただきます。早川委員とかわります。

○太田委員 早川勝君。

○早川委員 貴重な御意見、大変ありがとうございました。私の方からも、若干お尋ねさせていただきます。最初に、館先生と若井会長、お二人の方から御意見をいただきましたが、先ほど、今回の金融制度改正というのは、昭和二十七年以来の専門制とそれを軸にした今日の我が国の歴史を大転換するというお話がございました。そういったことを考えてみますと、同時にいつも議論になるものに公的金融の分野の問題がございまして、端的に言いますと、郵便貯金の問題がございまして、マネーサプライのサイドからどういった形でこの郵便貯金をコントロールするのとか、金利の問題、自由化絡みでイコールフットイングの問題、いろいろな形で議論になります。また、かつては、郵便貯金は負債を非常に抱えているのではな

いかといった形で銀行の方から批判が出されたことも記憶いたしております。そういうことを考えてみますと、全体的な金融制度を考えていく場合に、郵便貯金の問題をどう

のように理解され、位置づけていくのが妥当なのか、ぜひお二方からお聞かせいただきたいと思っております。

○館参考人 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

先生御承知のように、公的金融の分野は、日本の金融の中で非常に大きなウェイトを占めるようになってきておりますから、金融の問題を考える場合に、公的金融の問題を除外して考えていくことはできないのが現状であると思っております。

ところで、今回取り上げておりますのは、主として民間金融の問題でございます。民間金融の分野においてできるだけ広い範囲での競争を促進する、こういう基本的な考え方でございまして、民間金融の分野で競争が促進され、それに伴って効率的な経営が行われるようになってまいります。その裏側といたしましては、非効率な分野から民間金融機関は撤退する可能性がどうしてもそれだけ大きくなってくるのが考えられるわけでございまして、したがって、そういう民間のペースでは採算が合わないという分野については公的金融の役割というものはある面では逆に増大する面があるというように私自身は考えているわけでございまして、

そこで、公的金融の問題になってまいります。公的金融と言ったときに、資金調達面と支出の面と二つがございまして、

支出の面につきましては、今申し上げましたように、公的金融の役割は特に効率化が図られていくと目が届かなくなってしまうおそれのある分野については一層の充実を図っていかねければならぬ。もちろん、これは私の個人的な見解でございますが、既に不必要になった公的金融の分野も全くないわけではございませんし、そういうものは整理しなければならぬと思っておりますが、全体としては、公的金融の役割は増加する面もあるだろうと考えております。

資金調達面については、これはまさに民間金融機関と直ちに競合する面が大きいと思

ます。したがって、民間金融と競合する資金調達面については、民間金融機関が採算上決して提供することができないような商品を公的金融が民間金融の補完の役割を超えて提供し、資金を集めていくというところには一つの問題があり、その公的金融機関の提供する商品の商品性については、今後十分に検討し、担当の郵政なり大蔵との間で十分な協議を続けていく必要がある。そうであれば金融が全体としてうまく機能しなくなるとおそれがあるというように私自身は考えております。

○若井参考人 今館先生がお答えになりました点が基本的なこととございまして、私どももいたしまして、郵便貯金を含めました政府系の金融機関というのは、とにかく民業の補完に徹することが重要であると考えておるわけでございまして、そういう意味では、民間金融機関ではリスクの点あるいは採算等に徹して十分行き届いたサービスを提供することが困難な分野あるいは対象をカバーすることが政府系金融機関に課せられた役割だと考えております。

特に郵便貯金につきましては、民間とイコールフットイングじゃない面が多々ございまして、例えば税の問題でございまして、法人税あるいは事業税がかからないとか、民間であれば預金に保険料の負担があるけれども政府信用を背景としているためにそういうことが要らないとか、いろいろの面で民間とイコールフットイングではございまして、特に商品性につきましては、御存じのとおり定額貯金という商品がございまして、これは十年の固定金利、しかも他方では流動性があるということ、民間ではこれと同じものをつくることは到底困難である。なぜ郵便貯金ということができるのかと申しますと、郵貯の説明によれば、ある時期は定額貯金が赤字になったとしても、十年間を通算してみれば十分ペイする商品であるのだ、こういうことでございまして、仮にそうだといたしまして、民間の場合は、ある時期赤字になってしまいますと当然信用不安が起るとい

うことになってこういう商品ができないわけでございます。ところが、郵貯の場合には、政府の信用が背景にございまして、郵貯が赤字であるというところになっても一般の方は郵便貯金をやめるということにはならない。こういう点で非常な違いがあるわけでございまして、今後金融が自由化してまいりまして、特に金利の自由化が進みます場合に、民間の金利と全然別に郵便貯金の金利が決まられるということでは、大蔵省、郵政省の間でいろいろ調整がなされているわけでございすけれども、私どももいたしましては、郵貯のいろいろな金利があくまで民間金利に追随するということがあってほしいと思っております。

○早川委員 館先生にお伺いたします。

先ほどの小野委員の質問にお答えした中で、いわゆるユニバーサルバンキングですね、西ドイツと日本の例を比較されて、証券業の発達あるいは利用形態が全然違うということ、どちらかというと我が国とアメリカの方が望ましいという意見を述べられました。今議論されております問題になるのは、先ほど先生も触れられましたけれども、ファイアウオールの問題だと思っております。アメリカは御存じのように持ち株会社方式をやられておるわけですが、それに対して今度子会社方式という形を我が国はとろうとしているわけですね。持ち株会社におけるファイアウオールというのは、横並びにそれぞれの金融機関がありまして、そこにいかに縦でいけばファイアウオールを立てるかということになると思うのですが、いわゆる親子、子会社方式といえますと、系列とすれば縦系列になりまして、そこにファイアウオールを横に引くということになると思うのですけれども、どうも持ち株会社の方は立てやすいんじゃないかなと思うわけですね。ところが、親子の、系列の関係でそれを横に切ったファイアウオールというのはなかなか難しいんじゃないかなという感

じを持つわけですが、この点についてはいかがお考えですか。

○館参考人 それではお答え申し上げます。

これも大変難しい問題を含んでおると考えております。持ち株会社方式と現在提案されております子会社方式とを比較した場合に、持ち株会社方式があるメリットを持つておるといことは否定できないところでございます。ただ、日本の場合は、先生御承知のように、独禁法の上で持ち株会社方式が禁止されておるといことがございまして、もちろん、かつて持ち株会社が禁止された当時と現在との間には状況の違いがありますから、したがって、永久に持ち株会社方式を禁止していくのが適当であるかどうかという点については別途検討に値する点がないとは思いません。しかし、この金融制度の改革とのかかわりにおいて、日本の経済政策の基本法である独禁法そのものをここで問題にしていくのは適当であるかどうか、そういう非常に大きな問題がございまして、しかも、一方で先ほど申しましたように、いろいろな意味で金融制度の改革がどうしても避けて通れない重要な問題になっていることを考えました場合には、子会社方式であってもそこにファイアウォールとか競争とかあるいはアームズ・レンギングス・ルールであるとか、そういうものを入れてくることによって弊害を取り除いていくという方式をとることが必要なのではないかというように考え、そしてまた、そういう方式でも、これも先生御承知のことと思いますが、系列企業の系列内取引の比率を見ましても、ここへ来て独禁法の適用が強化されているということもあって、系列内取引の比率は次第に低下してきておる状況が見られるわけでございます。したがって、私といたしましては、一方でディスクロージャーを十分に行いながら競争を促進していくという政策をとっていくべき、それなりに十分な役割を果たしていくのではないかとこのように考えている次第でございます。

○早川委員 続けて館先生にお伺いして恐縮なん

ですけれども、実は徳田元銀行局長が書かれたものをちょっと読んでおりますと、昭和五十六年のときの銀行法改正に絡んで館先生がいっぱい感慨を述べられたという形で紹介されているのです。それはディスクロージャーの問題が骨抜きにされた、結局こういった修正をすることによって銀行は後年大きなツケを払うことになるだろうと、いわば先生は警告されたということを徳田元銀行局長が書いておられて拝見したのでございます。もしあのときにディスクロージャーを完全にやっていたら、ある意味では今回のようなパブルの問題とかノンバンクを介してのあいまいな不祥事は避けられたかもしれない、あるいはそれに対して国民の監視はもっと行き届いたかもしれない。結果論ですけれども、そんな感慨を持つわけですが、改めて、その警告は今回の改革に絡んで十分生かされなければいけないわけですし、銀行は三ヶ月を含めて来年からと言われておりますけれども、こういった動きを先生はどんな感じで見られておりますか、伺いたいと思います。

○館参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、私は、今度の不祥事とかかわりで、一つは個人の責任、経営の責任と、それから競争が十分に行われていなかったという点と、ディスクロージャー、これだけ挙げたわけでございます。前回の銀行法改正の場合に、私は全体としては競争促進ということの基本として考えておりましたけれども、その点については今回ほど強く競争の重要性を強調はいたしませんでした。広い範囲での競争の重要性は強調いたしませんでしたが、しかし、ディスクロージャーにつきましては、ディスクロージャーがPRになっては困る、やはりディスクロージャーというのはPRではなくて本当のディスクロージャーでなければならぬというように考えておりましたので、その点から当時の銀行法の改正についてや残念に思ったことは事実でございます。現在でも私はディスクロージャー

の重要性、競争とディスクロージャーの二つが完備されて初めて金融秩序が外からも透明であり、かつ公平なシステムとして機能していくことにならなければならないか、こういうふうに考えております。したがって、今後、この法案が成立した場合には、ディスクロージャーの問題についてはさらに検討を加えて、その範囲より細部の点について詰めた議論を行っていく必要があるというように考えております。

もう一点だけ申し添えさせていただきますと、ディスクロージャーについては、例えばディスクロージャーが行われても、例えば私自身が銀行のディスクロージャーの文書をいつも見ているかといえ、そういう時間はないわけでございます。預金者の大部分はそれを見ないわけだと思っております。しかし、ディスクロージングされていることによつて、いつでも見られるという可能性がでるわけでございます。そうしますと、銀行の経営者はそのことを踏まえて経営を行っていかなければならない、みずから規律を遵守していかなければならないという役割を果たすという意味で、ディスクロージャーは極めて重要であるというように考えておるといことを申し添えておきます。

○早川委員 若井会長さんに二点お伺いいたします。

先ほどの陳述で冒頭に不祥事の問題が言及されましたけれども、第一点は、不祥事の原因あるいは今後どんなことを考えられているのか、そしてまた、とりわけノンバンク問題、これがいわば中間的な役割、ある意味でトンネルのような役割をしたのじゃないかなという感じもいたします。そういうことを考えまして、どういった反省と今後対策を考えられているのか、これが第一点でございます。

それから、それに関連しまして、今、館先生も触れられたディスクロージャーの問題ですね。そういう反省を踏まえまして、残念ながら延びたわけですが、今年度末ですね、来年になり

ますけれども、そのときのディスクロージャーはどの範囲のことまで考えられてどういった姿勢で臨まれようと思われているのか、お伺いしたいと思えます。

○若井参考人 ただいまの先生の御質問にお答え申し上げます。

まず、金融不祥事の対応でございますけれども、信用が金融機関の存立基盤であつて、それを維持することが金融機関に課せられた使命であるというところは申し上げるまでもないわけでございます。にもかかわりませず、信用を損ねるような不祥事が相次ぎましたことは、まことに遺憾であるというふうに考えております。長く続いた金融緩和のもとで、業務拡大と収益追求に走る余り内部管理がおろそかになってしまった面があつたことは否めないというふうに考えております。銀行界全体として非常に反省しているところでございます。

この再発防止のために、まず銀行界がどのような対応をしているかということでございますが、昨年の十一月に七項目、十三の対策から成ります業務運営体制のあり方等に対する改善措置というのを取りまとめまして、全銀協といたしまして各金融機関に周知徹底をいたしました。特に、審査の項目では、不動産融資につきましての心構えあるいは具体的手法をまとめました「不動産金融マニュアル」をこの三月に完成いたしました。各銀行に配付したところでございます。また、各銀行におきましても審査体制を強化する方向で本部組織を改正するところが多くなっております。一般に、銀行の審査部門はかつては独立していたのが普通でございましたが、八〇年代に業務推進部門に取り込まれるところが多くなりまして、結果として審査よりも業務推進が優先された、そういう面があつたかと思ひます。その反省に立つて、多くの銀行がここへ来て再び審査部門を独立させ、いわば原点に立ち返ってリスク管理の強化を図っているところでございます。また、第二の御質問の、ノンバンク問題につき

まして銀行はどう考えているのかという点でござい
ますが、ノンバンクはそもそも独立した経営
体でございまして、融資を執行するかどうかはあ
くまでノンバンク自身の経営判断によるものであ
るわけでありまして。したがって、問題が生じ
た場合には、まずもって個々のノンバンク自身の
経営責任が問われなくてはならないというふう
に考えております。しかしながら、ノンバンクの資
金調達の大筋は私ども金融機関からの借り入れで
あるということを考えますと、そもそものいわゆる
バブルの時期にノンバンクに対しまして銀行の与信
供与が十分な節度を持ったものであったかと申し
ますと、私ども銀行といたしまして反省すべき点
があったのではないかと考えております。その
ツケは結局は債権者であります金融機関に回っ
てくるということになりますし、特にノンバンク
の大手どころが経営破綻を来しますと貸出金融機
関の経営問題に直接つながりかねない、ひいては
金融システムの安定が揺らぐおそれが出てくる
というふうに考えております。そういう意味で、こ
のノンバンクの問題につきましても、我々として
は信用秩序の混乱を招くことのないようにいろ
いろと検討をしましてまいらねばならないというふう
に考えております。

それから最後に、不良資産のデイスクリ
ジャーの問題についてお答えを申し上げますと存
じます。

デイスクリジャーがそもそもどういう意義で
行われているかということにつきましては、先ほ
ど館先生のお話のとおりでございまして、私ども
ただいま御質問ございました不良債権情報につ
いて金融機関はどう考えているのかということに
ついて絞ってお答え申し上げますと、全銀協とい
ましては、この一月から全銀協の経理専門委員
会において鋭意検討を進めてまいりまして、基本
的な方針としては、平成五年の三下期から開示す
るということに合意を見たわけでございます。現
在、この方針に基づきましていろいろとこれから

検討を進めていくべく、具体的に引き続き経理専
門委員会では不良債権の定義や担保評価の方法など
実務的な詰めを行いますとともに、開示内容の細
目につきましても、金融制度調査会のデイスク
ロージャー作業部会の検討結果も踏まえまして決
定をいたしたいというふうな考えでございます。
私どももいたしましては、銀行のデイスクリ
ジャーについては、すべての項目を全行が一
に開示するよりも、最低限必要な基準を定めまし
て各行の自主的な判断と工夫により個性を出すと
いうことがよろしいのではないかとこのように考
えておりますが、ただ、不良債権情報の開示につ
きましては、情報を受ける側におきまして誤解さ
れるということになりますと、個々の信用に非常
に影響を及ぼすことになりまして、具体的な開
示内容や基準につきましてもやはり統一すること
が必要であるというふうな考えをしております。来
年の三月までそれを十分に詰めてまいりたいとい
うふうな考えをしております。

○早川委員 船後理事長に二点伺いたしま
す。第一点は、労金というのは各県一庫です。そ
れぞれ単位金庫の経営内容等いろいろ差がある
ということも言われております。そういった中で
今回の制度改革が行われようとしているわけでご
ざいます。労金として業務の拡大等々好ましい結
果が生まれるわけですが、全体として見た場
合、これからのこの制度改革後のいわば新時代
と申すところのいいかとも思うのですが、そうい
った中での展望をどのように持たれているのかとい
うのが第一点でございます。

それから第二点は、先ほど述べられてお
りたけれども、労働金庫としての理念に立脚する
のだ、地域性なり協同組織としての性格は堅持し
ていくんだということを言われたのですが、可能
性として合併もできるわけですね。だけれども、そ
れはやらぬんだということを述べられたわけ
でございますが、館先生のお話を伺っております

と、二十七年から専門制と分業システムでや
ってきたけれども、一番望ましいのは何でもや
れる機関が望ましいのだ、たしか、そういうこと
を言われたと記憶しているのです。そういうこと
を考えると、労金の問題においては、確
かにスタートはそうだが、だけれども、四十七金庫は
それぞれ抱えている、もうカバーし切れな
いかもしれない、経営の悪いところは依然として
悪いかもしれない、そういうことを展望しま
すと、やがて合併の問題等々、そういうふうに進め
ば進むほど本来のスタートの理念から変わるん
じゃないか、変わらざるを得ないんじゃないか
と思っております。この点どう考えられてい
るか、伺いたいと思っております。この二点です。

次は、労金の合併、転換の問題につきま
してどういうふうな考えをしておられるのか、今後は客観情勢の
推移とともに理念も変わっていくんじゃないかと
いったような御質問かと思いますが、その点につ
きましては、私どもは、今回の制度改革で、まず
業務面におきましては、他の金融機関とのおくれ
というものは相当程度回復されるわけございま
す。いわば同一土俵での競争が可能になってく
る、かように理解いたしておるわけございま
す。そうならば、労金の専門性はどうかとい
うことになるわけでございますが、労働金庫は勤
労者を基盤として設立された相互扶助の金融機
関でございますから、その協同組織金融機関とし
ての性格は守つてまいりたい、あくまでも堅持し
てまいり所存でございます。もちろん金融のこと
でございますから、万が一ということがございま
す。預金保険にいたしまして、あるいは合併
換法にいたしまして、そういう万が一のとき
に、やはり信用秩序の維持とか預金者の保護と
いった観点からいろいろとセーフティーネットを
張りめぐらしておられるわけでございますが、私
どももいたしましては、繰り返し申し上げますが、
労働金庫協会といたしましては、あくまでも労金

制度の堅持ということで今後の展望を切り開いていきたい、かように考えておるところでございます。

○早川委員 治山会長に、今労金にお尋ねした問題と基本的には同じ問題をお尋ねしたいと思っております。

先ほど、合併というのは本来の機能を生かすための選択だ、こう言われたのですけれども、例えば都銀と信用組合が合併した場合果たしてそう言えるのかどうかということで、つまり合併、転換ということを進めればするほど本来の機能がなくなっていくんじゃないかと思うのです。そういうことまで展望せざるを得ないんじゃないかなという危惧をするわけですが、その点について伺っておきたいと思っております。

○治山参考人 お答え申し上げます。報告の中にもお話し申し上げましたように、私も、地域信用組合、業域、職域、外国系、そういう業態がございますが、と同時に、もう一つ、地域の中でも特に規模的な格差というものがございます。例えば一方では一兆円近くの信用組合もあれば、あるいはまた何十億円ぐらいの信用組合もある、こういうようなこともございまして、おのずから私たちが中央協会といたしましては、先ほど申し上げました総合的にサービス機能というものを提供し得る体質、こういうものを一つついでいかなければならないとか、あるいはまた働いている職員の立場とか、せつかくお取引をちょうだいした方たちに対してのサービスの機能の問題とか、いろいろな点からいきました場合には、確かに規模的なメリットというものも見逃すわけにはいかない、こういう意見が非常に強うございまして、私たち、おのずから各委員会におきまして、当然、合併とは、業務提携とはということも一応検討材料にして現在進めている、そういう状態でもございます。したがって、その地区その地区において、例えば東京が埼玉県と合併するわけにはいきませんから、行政のお立場でそういう一つの管轄になってございますから、私た

ちは、その地区のいわゆる同じ信用組合が、もしも業務提携によってお互いにメリットをもたらせるような問題が出てくるならば、当然そこに業務協力だとか提携だとか、こういうことを皆さん方考えていただきたい、そういう推進の仕方も考えておるわけでございます。

以上でございます。

○早川委員 終わります。ありがとうございました。

○太田委員長 日笠勝之君。

○日笠委員 参考人の皆様には、公私ともにお忙しいところ大変に御苦労さまでございます。公明党・国民会議の日笠勝之でございます。

概括的な質疑につきましてはもう同僚委員の方からも多々ございましたので、私は木を見て森を見ないような具体的な御質問になるかもしれませんが、いよいよこの金融制度改革案も大詰めになっております。衆議院段階では大詰めでございます。採決の日も近からんと思っております。参考人ですが、本音のところをぜひ今後の審議の参考にさせていただくべくお聞かせ願いたいと思っております。

まず館先生に、長年の取りまとめの御苦労に対して心から敬意を表します。

それで、この金融制度改革案の答申を読みますと、一つには大蔵省の裁量にゆだねる部分が非常に多くて、大蔵省の権限の拡大であるとか焼け太りになるのではないかと御聞かれております。例えば証券子会社、信託子会社を設立するにいたしまして、免許の審査基準などはまだ明確ではなくて、今一生懸命審議の中で詰めておるわけなんです。私はもうそろそろこの審査基準なるもので、どういふような条件がそろえば子会社が設立でき、また本体でも業務ができる、こういうものが明確にないと参入される側はたまらないと思うのです。

そこで、やはりこういう経済政策でございますので、免許審査基準であるとか、またいつになつたらフルラインの業務ができるのか、当分の間は

ブローキングもだめであるとか、こういうふうなことになるわけですが、先生にいたしましては、こういうのが不透明である、また、いつになればフルラインで業務ができるのか、こういうようなことを両方あわせて、先生の率直な御感想をまずお聞かせしたいと思います。

○館参考人 お答え申し上げます。

大変難しい問題で、私としてはお答えに苦慮するところがないわけではございません。問題が非常に大きいだけに、今度の制度改革に当たりましては、制度改革の場合に具体的な成果を持つてそれをものに置いて、これで適当であるかどうかという形で審議を進めていくという審議の進め方、特に前段階における調査会であるとか審議会での審議の進め方がしばしば行われるわけでございますが、問題が大きいだけに、今回の場合には外側から、むしろ理念の方から考えていって、それを実現するためにはどういふ制度がいいであろうかという、そういう考え方で今度の制度改革を考えてまいりました。したがって、当初はもう非常に、どういふ改革が行われるのか全くわからないといったような批判も行われ、そのために賛成なのか反対なのか不明確にしろ、こういうような議論もなされたわけでありまして、それで、そういう状態でありましたけれども、しかし理念の方から詰めていくという外国で普通に行われているような方式で今度の審議をやつてまいりました、現在のようないふところになってまいりました。

ところで、実際に現在の提出されているところでは、細部にわたる免許基準とかそういうようなことが具体的には出されていないではないかという御批判でございますが、それらの問題は、そのときどきの情勢に応じてできるだけ、最終的にはフルバンキングといえますが、それぞれの業態別のすべての業務ができるように進める方向を理念として掲げながら、一歩一歩現実的は動かしていこうという考え方に立っているために、どうしてもそういう免許基準のようないふところが最後になつて

しまつてきているという問題ではないかと思えます。それで私は、そういう具体的な問題を考える過程で、できるだけあらゆる業務ができるような方向に一歩でも近づいていくならば、それは将来の姿としては望ましいのではないかと考えております。

しかし、それは申し上げても、ある部分についてはすぐには導入しないという規定を設けて、当分の間というふうなやいやいまいな言葉が入っているわけでございますが、これはやはり実際に運営してみないとどういふ影響が生ずるかということについて確信を持つてお答えできないということから来ている問題なので、その点についてはひとつ御了承をいただけたら、こういうふうに考えております。

○日笠委員 それでは、若井会長に具体的にお伺いをしたいのですが、諸規制、諸慣行の見直しは答申ではうたわれておるわけですね。私はこの前からこの委員会、三局指導について大蔵大臣に後日質問のときに最終的な御答弁をもうらうようにはなつておるのですが、こういうふうな三局指導であるとか、また三年超の定期ですね、こういうものもお聞きしますと、もう口頭での通達であるとか、三年超の定期についてもその銀行の体力と認可をしていくとか、何か自由化に逆行したような、諸規制、諸慣行の見直しと言いつつも、この法案が通った後もまだまだそういうものが残存が残るのではないかとどういふような考えも持つわけですが、率直なところ、会長のお考えで三局指導については本音はどうなんですか。

○若井参考人 三局指導につきましては、私ども銀行界といたしまして十年以上にわたつてこの撤廃というのを求めてきたわけでございます。いろいろと事情も御説明をいたしてまいりました。それで、一番のそのときの問題点は、証券会社として独立して海外の銀行の証券現法が経営を行つていないのか、証券会社の方から見ると、独立していかなくて親銀行の助けをかりて

やっているのだ、こういうことを言われたわけでございます。当初におきましては、まさにまだよちよち歩きということでそういうこともあったかと思うわけでございますけれども、既に数年前からユーロ市場におきまして日本の銀行の証券現法というのは、引受実績あるいは流通関係への関与におきまして、他の証券会社、専門の証券会社と比べてそれほど見劣りのしない業績を上げておるようになっておるわけでございます。そういうことを踏まえすと、やはり証券会社である以上は当然他の証券会社と同様にいろいろの業務について認めてもらうのが望ましい、こういうことになるわけでございます。その点につきまして、私どもとしては一刻も早くこれは解除してもらいたいという考えであつたわけでございます。

それで、先般、羽田大蔵大臣が、先生の御質問に関連してかと思ひますけれども、もしこの金融改革法案が通るといふことになればやはりこういうものは見直して、当然銀行の証券現法であつても日本の企業の主幹事になってしかるべきであつたといふようなニュアンスのことをおっしゃつたといふことを伺ひまして、大変私どもとしてはありがたく、かつ、心強く思つてゐる次第でございます。

○日笠委員 それからもう一点、細かい問題になるのですが、若井会長に重ねてお伺ひしますが、今、銀行親会社と証券子会社のいわゆるファイアウォールにつきましてこの委員会ではいろいろ審議を深めておるわけなんです、今現在がすかにわかりかけておることが、例えば親銀行から証券子会社へ休職出向なんかで派遣をしますね。休職出向です、親会社にはポストだけはあつても業務はいたしませんね。その場合は、例えば給与補てんはしちやいけなとか、コンピュータの共同利用は、証券等監視委員会が現場のコンピュータのところがへ行きまして、情報自由にお互いが取り出せるか取り出せないか、どうなつてゐるかといふのを一々見るとか、それでまた、店舗も同じ店であり口が同じではだめだとか、名称、名

前も、まあ都市銀行さんで三菱銀行さんのは三銀とは言わないからちよつと言ひにくいのですが、例えば住銀証券とか拓銀証券といふのは銀と証が同じ名前でないか、なにかと、それから職員のノーリターンですね、これも、証券局長は実に困つた困つたと、一つの答弁で四回も困つたとおつしやるぐらい、非常に明確になつてゐないわけなんです。そういう細かいファイアウォールをどうするかといふことを今一生懸命詰めておるわけですが、まだ定かにはなつておりません。こういうようなファイアウォールが非常に細かいところで、通達や政省令等々でさらにさらにこの法案が通つた後決められますと、私どもも審議をしておるかいがないわけでございますが、実際にこの参入する側ですね、これはもう、そんなにファイアウォールが高く高くあれば、参入意欲が阻害されるのではないかと、この参入による適切な競争が働き、利用者利便が向上するといふ本来の理念が阻害されるんじゃないかといふ声もあります、そういうファイアウォールにつきまして会長はどのようにお考えか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○若井参考人 ただいまの御質問につきましてお答えを申し上げさせていただきます。いろいろとファイアウォールにつきまして、私どもとしてはまだ不確確と申します、骨格がよくわからないといふ点で、銀行で証券子会社をつくる場合に非常に苦慮してゐるわけでございます。

今先生がお挙げになりました点、例えば職員の出向禁止といふ点につきまして私ども銀行から見ますと、銀行に入つた者に、今度は証券の子会社ができるから出向してくれといふふうには言えませんが、銀行をやめて行つてくれといふことになりまして、当然のこと、退職金の問題であるとか年金の問題であるとかいろいろの問題が起つてくるわけでございます、第一に、組合との関係で非常に問題が起つてくるわけでございます。人によつては、そもそも人権問題だといふ

ようなことまで言うということもあるわけでございますけれども、こころ辺が、その出向ではだめだといふことになりまして、やはりその証券の子会社をつくるのを根本的に見直さなといけなといふことになつてくる懸念があるわけでございます。

ノーリターンルールも同じでございます。また、建物の共有の問題など、確かに、お客様が誤解をされる、入り口は同じでも誤解をされるというようなことがあつてはいけないといふふうには私どもも考えておりますけれども、誤解をする懸念がない程度であればよろしいのではないかと。例えば入り口を分けるなどして誤解を招かないようにするといふようなことで、店舗の共有といふものは認めてもらひたい。そういうことによつて、有限の資源を、国民経済的にも大事な資源を活用できるということになるのではないかな。また、コンピュータあるいはディーリングルームの施設なども同じようなことでございまして、これを有効活用するといふことがやはり大事ではないかなといふふうにおつしやるわけでございます。

もちろん、情報管理という点ではきちんとしてくちやいけないうわけでございます、こういう点につきましては、インサイダー規制その他もあるわけでございます、またコンピュータの場合には、プログラムを、そういうことでパスワードを特に制定することによりましてそういうものも防止するといふことも考えられるわけでございます。特に、外国におきましてはディーリングルームを分けてゐるというふうな例はないようでございます、私どもとしては、参入いたします子会社が本当に有効に働けるためには、こういう点についてぜひ前向きに考えていただきたいといふふうにおつしやるわけでございます。

ついでに、私ども、このファイアウォールでいろいろ懸念しております点をちよつとつけ加えさせていただきます、例えば、俗にメーニンバンク規制といふことをやるべきだといふような御意見

見があるわけでございます。

ただ、おおよそ取引先と銀行との間で親しい関係になつておれば、ある程度その間に影響力といふのは生ずることは当然でございます、それをもつて、だからメーニンバンクの場合には証券の子会社はその企業の証券の引き受けをやつてはいいないといふことになりまして、非常に我々としては困惑するわけでございます。本来、お客様のための制度改革といふことからしますと、親しくお取引いただいてゐるお客様に對しまして、証券子会社を通じて証券商品の供給ができるということは一層望ましいわけでございます、これができないといふことになりまして、何のために証券子会社をつくつたのかといふことにもなるわけでございます。

さらには、何か共同作業もぐあいが悪いといふようなことを言はれてゐるようでございます、そういうことになりまして、お客様が例えば、銀行と銀行の証券子会社、それぞれにいろいろ資金調達のことに對して相談をしたい、一緒に来てくれ、こう言われましたときに、一緒に来たらもうこれは共同作業だといふことになつてしまつたといふことになるわけでございます、そういう点でもぜひ御配慮をお願いしたいといふふうにおつしやるわけでございます。

いずれにいたしましても、このファイアウォールは、私どもから見まして、既に法律面で基本的な手当てができておりますので、それを基準といたしまして、もしさらにその上につけ加える必要があるとすれば、あくまで、不正な行為を防ぎ、お客様の利益を守るために必要最小限度のものにとどめていただきたいというのが私どものお願いでございます。

○日笠委員 まあ本来ならば、ここに日本証券業協会の会長にも来ていただいて、今の会長のお話に対する御感想を聞かなければいけないのですが、これは昼からでございますので、次へ進めさせていただきます。

船後理事長、それから治山会長にそれぞれ一点だけ伺いたしますが、いわゆる本体で信託業務もできるわけなんです、その本体での信託業務も、「公益信託、土地信託等」ということで、この「等」という字がどういう意味か、あと何が入るかわからないのですけれども、問題は、この公益信託、土地信託だけで果たして信託業務に参入をしていくことができるのかどうか。というの、いわゆるメリットがあるのかどうか、コスト的に合うのかどうかという、これが一点ですね。

それからもう一つは、それ以外の信託業務をやるとした場合の人材育成ですね。我々が聞いている範囲では、非常に信託というのは長年のノウハウが要る、いわゆる人の育成が大切である、こう聞いておりますが、労働金庫、信用組合のお二人の責任者の方に、この本体でもしやるとする信託業務は、公益、土地信託以外にもいろいろものを望んでおられるか、またその人材育成ですね、人の問題ではどのような手当てをされておられるのか、それぞれお聞きしたいと思えます。

○船後参考人 証券・信託業務でという範囲を考へておられるかというお尋ねでございますが、先生たいま御指摘のように、信託業務にいたしましても証券業務にいたしましても、その取り扱いは大変難しいでございます。そこで、労働金庫といたしましては、当面は代理業務や提携業務で顧客ニーズにこたえてまいりたいと考えております。そして体制整備とノウハウの蓄積に努めてまいりたいと考えております。しかし、顧客ニーズの多様化を踏まえまして、将来的には本体なり子会社なりで信託業務、証券業務を扱いたい。そういう場合には、こういう顧客のニーズに十分対応できますように、今から取り扱える範囲につきましてはできるだけ広く門戸を開いておいていただきたい、かように考えております。

信託につきまして、公益信託、土地信託以外にどんなものかというお尋ねでございますが、現段階におきましては具体的に申し上げかねるところ

でございます。
○治山参考人 お答えを申し上げたいと存じます。

信託業務に關しましては、私どもかなりの組合におきまして現にお取引先の方々から相談を受けている、そういう現況でもございます。したがって、信用組合によりましては信託銀行との業務提携で積極的に関与組んでいただいて、そしてお取引先のニーズに間接的にこたえたいという、そういうことが相当認められているということでございます。したがって、人材等の問題につきましても、当然先進的な金融機関であります信託銀行さんのノウハウ、そういうものを私ども、大変失礼な言い方をいたしますれば御利用させていただきますながら、各組合員の方々にサービスを提供させていただく、こういうことで現に進ませていただいているわけでございます。

また、本体あるいは子会社方式、このいずれにいたしまして、地域の金融ニーズに適切にこたえる見地から、業務範囲につきましては幅広いものでお願いをしているわけでございますが、特に、具体的には、土地信託とか公益信託とか、あるいは遺言信託等が考えられているわけでございます。

以上でございます。
○日笠委員 もう一度若井会長、最後に一問簡単にお伺いします。

実際全銀協の中ではなかなか御掌握されていないかと思いますが、三菱銀行さんと言うのは大変失礼かもしれませんが、証券子会社とか信託子会社に参入するとした場合のシミュレーションはお済みなのですか、それだけお聞きして終わりたいと思えます。

○若井参考人 ただいまの御質問にお答えを申し上げますと、一応あらましのシミュレーションというのは私どもとしてもいたしております。ただ、先ほど申し上げましたように、ファイアウールその他いろいろ業務範囲、決まっております。せん状態でございまして、なかなか精密なシ

ミュレーションができないということで、あらましのところで今中断状態、こういうことが正直のところでございます。

○日笠委員 終わります。ありがとうございます。

○太田委員長 正森成二君。

○正森委員 まず最初に、私も持ち時間が非常に少のうございまして、参考人の皆さんにはせつかくお願いいただきましたが、四人全部について伺えないかと思っております。あらかじめお許しを願っておきたいと思えます。

まず最初に、若井参考人に伺いたいと思えます。あなたの最初の意見陳述及びその後の質疑を聞いておりますと、私の率直な印象は非常に強気な御発言で、従来の制度に対する批判及び今度の制度改正を早く抑制を解いてほしいという、よく言えば積極的、もっと厳しく言えば攻撃的な発言だったと思えます。

そこで、あなたの発言の中で、今度の改革というの、都銀はもろろん長信銀、信託、地銀、皆これを待ち望んでおるという意味の発言がございました。しかし、私がここに持ってきたのは、九一年七月十五日の「金融財政事情」というの、旧財閥系の信託の役員が一定のいわば危機を述べて「いままでも、融資にせよ仕債の受託にせよ、信託は都銀に泣かされ続けてきた。都銀が顧客によいサービスを提供した結果そうになったのかもしれないが、その点は疑わしい。だから、都銀の信託への参入が、利用者利便につながるとはとうてい思えない」「同じグループ内に、二つの信託はいらない。グループとしては二重投資になるわけで、経済合理性に欠ける。それだけならまだしも、都銀が信託を吸収するような事態になれば、ただでさえ強い都銀がますます強大になつてしまふ。はたして、そうした状況が日本経済にとつて好ましいことかどうか」というのが信託業界の意見として載っているのです。ですから、証券会社に危機の念があるのはもちろん、金

融界ですべてよしよしではない面があるのじゃないですか。どう思われますか。

○若井参考人 ただいまの先生の御質問に対してお答えを申し上げます。

たしか「金融財政事情」の「信託銀行」というところに出てくる御意見ではないかと思うわけでございますけれども、私も、一応公式の場ではないことになりまして、信託銀行さんというふうにはおっしゃらないわけでございまして、ここからは私どもどう判断してよろしいかというふう

にちよつと苦慮するところでございます。ただ、私も、信託銀行業務と普通銀行業務の間に相互乗り入れをした方がいいというふうに申し上げておりますのは、私どもの業界のエゴというよりはお客様から見てもそういうふうなことになるのではないかな。ちよつと平たいことを申し上げますと、よく私も三菱銀行ということで電話がかかってきまして、電話に出ますと、いや実はおたくで信託をしたいのだというふうなことが聞々あるわけでございます。要するに、お客様から見ればまさに三菱の中に、それぞれあるけれども、信託と普通銀行と違があるというふうには思っていない。何でもやってもらえるのじゃないか、現に信託銀行さんの方はどちらもやっておられるわけでございますから、普通銀行の方もやっていると聞かぬか、こう思われるのではないかな。私どもとしては、今回の金融制度の改革というものはそういう意味で幅広く商品を取り扱えることによつてお客様の利便を増すということが第一のねらいということでございます。そういう枠組みはつくつていただきた。

あとそれに、正直に言つて、乗り出すかどうかというのは個々の銀行の判断である。グループ内に二つも必要があるかないかというの、それぞればやはりグループのお客様あるいは外部のお客様が判断することではないかな。私どもとしては、もし外部のお客様があつた方がいいと思えばやはりやるべきだと思いますし、そうでなければまた

考えなければいけぬかな、そういうふうに思うわけでございます。

○正森委員 館参考人に伺いたいと思います。

「エコノミスト」に参考人が論文を書いておられるのですが、一問一答のような形ですね。七月十五日の「エコノミスト」であります。その中で、ユニバーサルバンクにユニバーサルバンキングである、銀行局の某課長の発表だとかいうようなことを言われて、それで、あなたもユニバーサルバンキングの考えに賛成だということをおっしゃられました。その中で「ユニバーサル・バンクが将来の望ましい姿であると考えておられる方もたくさんある。とくに都銀は、それがいちばん望ましい」と考えています。しかし、私はユニバーサル・バンクには賛成ではありません。何故なら一部の銀行の力が強くなりすぎる。市場支配力の集中が強くなりすぎるので、それはとれません。こうおっしゃっています。あなたのこの御意見に珍しくと申しますか、私も賛成であります。

事実、銀行というのはメインバンクでいろいろ情報を持つておる、資金の提供者でもある。おまけに、事業会社に五%以上株式を持ったらいかぬという制限はありますが、全体としては日本で今一番株式を持つておるのはまさに金融機関なんです。証券業協会の調べでも四二%を超えております。そういうところが証券業協会に進出する、そして、一部大蔵省の幹部も危惧しましたように、自分のところがたくさん株を持つておるわけですから、その株を売買するということで限りなくインサイダー取引に近づくとか、いろいろな危惧があるわけですね。ですからこういう点について、ここで述べた先生のお意見について、なお重複して承ることができればありがたいと思います。

○館参考人 先ほどここで申し上げましたように、私はユニバーサルバンクそのものには賛成でございませぬ。基本的にはユニバーサルバンキングのシステムに賛成しているわけでございます。

今問題として挙げられた点につきましては、ユニバーサルバンクと違つてユニバーサルバンキングであればその弊害が弱められるだろうというように加えて、ディスクロージャーが十分に行われていくということになれば、それによつても弊害は除去されますし、それでなお弊害が残るといううなことであれば、アームズ・レングス・ルールとか、そういうような規制を同時に導入していくということが必要である、こういうふうに考えております。

○正森委員 そのディスクロージャーについて伺いたいと思います。この間の五月二十日付の朝日新聞に、ディスクロージャーについて大蔵省が圧力をかけて後退したという記事が載つておりました。同様の記事は経済誌にも経緯が詳しく載つております。

ところで、館参考人は、「金融財政事情」の本年の二月三日号を拝見しますと、ディスクロージャーについて意見を書いておられまして、「自己責任による経営の健全性の確保を基本としつつ、たとえばディスクロージャーの一層の推進が大変重要であることを強調している」という御自分のなさつたことについて意見を言われまして、それでこれを義務規定とすべきか、あるいは自主的なものにするべきかということに進んで、「個人的には、ボランティアな形ではなく、できる限り義務づけていくほうが望ましい」と考えているが、そうすると逆に開示内容が限定されてしまうといった弊害もあるかもしれない。それならボランティアにして、どこかの銀行が主導で自主的に不良債権内容を含め、開示項目を積極的にふやすことで、業界全体が開示を広げていくことが当面望ましいかもしれない。」こう言つておられます。

これはまさに、若井さんが会長になられる前に、末松さんが去年からことしの初めにかけて実行しようとして銀行協会の事務方がいろいろ努力したにもかかわらず、大蔵省の圧力によつてつぶ

された方向であります。こういう点について、若井参考人と館参考人はそれぞれどうお考えになるか、ごく簡単に御意見を承りたいと思います。

○館参考人 それではお答えいたします。

私は、そこに書いたとおり、望ましいのは、義務規定によつてやっていくのが望ましいというように考えております。ただそのときに、かえつてそれで十分だという気持ちが起こつてしまふなら、むしろボランティアの方がいいかもしれない。それともう一つ、現時点はやや特殊な時点になつておるので、将来の方向と現在の時点での判断が多少違つておるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○若井参考人 ただいまの、末松会長のときにいろいろと銀行協会では案ができたんだけれども、当局の圧力と申しますか、そういうものによつて開示がおくれたという御指摘でございますけれども、私どもも、私どももいたしましては、外部からの圧力で不良債権情報の開示がおくれたというふうには聞いていないわけでございます。私どもが承知しておりますのは、不良債権というものを公示いたします場合に、例えば不良債権の定義、これは各銀行でまちまちであるとか、あるいは担保を評価すべきかすべきでないかという点についても意見の相違がございまして、その結果受け取るお客様に無用の混乱を招くということになつては、あつたかといふことで、もう少しそこら辺を詰めるべきではないかといふことで平成五年三月期からになつたといふふうに承知しているわけでございます。

○正森委員 優等生の答弁ですね。ですけれども、週刊東洋経済の四月四日付には「不良資産開示阻んだ大蔵・銀行「談合」といふことでこの間の経緯が詳しく出ています。圧力をかけたのは紛れもない事実なんです。あなたもお立場上そういう優等生の答弁になつたと思ひますので、参考人ですからこれ以上御質問はしないことにいたします。最後に一問。銀行はサービス残業について労働

省からいろいろ指摘を受けて、特に三月二十五日には担当者呼び出されて、「金融機関における労働時間等の適正管理について」という注意を受けられたと多くの新聞が報道しています。そして四月三十日までには局の要請に対する回答を提出するようにといふふうに言われたとも聞いております。ユニバーサルバンクあるいはバンキングを主張されるなら、世界の銀行あるいは文明国で通用する労働条件が確保されなければならないのは当然のことです。ですから、こういう点についてどう対応されようとしているのかということと、それから、この一年間ほどに銀行でサービス残業などを解消してその代金を支払つた金額あるいは行名、数を伺いたいと思ひます。

それから、時間がございませぬのであわせて伺ひますが、市銀連の機関紙などを見ておりました、大みそかの休日という要望が非常に強いように、かつて銀行界では、紅白歌合戦を家族とともにというスローガンがはやつたわけですが、紅白歌合戦はやつとこのご家族と見られるようになったが、昼間はやはり働かなければならないということであることが強ひようであります。それらの点についてお答えになれる点がございましたら承つて、私の質問を終わらせていただきます。

○若井参考人 ただいまの先生の御質問に対しましてお答えできる限りお答え申し上げます。最初に、三月二十五日付で東京労働基準監督局から東京銀行協会に対しまして「金融機関における労働時間等の適正管理について」といふことで要請を受けたことは事実でございます。会員銀行における労働基準法等の違反事例を排除し、正しい労働時間管理等が行われるように指導された、い、こういうことであつたわけでございます。

私どももいたしまして、銀行協会はその性格上、個別行の労働条件について指導したり調査したりする立場にはないわけでございますけれども、御要請の趣旨というのは非常に理解できるところでございますので、当局より御指導いただ

た内容を会員銀行各行に速やかに伝達いたしますとともに周知徹底を促す、あわせて、四月二十日付で会員銀行あて周知徹底を図ったという回答をいたしたわけでございます。個々の銀行といまして、私どもも含めまして各行が個別的に一生懸命対応しているというふうに私は考えております。

特に先生が御指摘になりましたように、国際的な面から見ても我が国の銀行の労働時間が多過ぎるということはおっしゃるのとおりでございます。私どもとしては何としましてこれは改めていくように努めたいと思っております。いろいろなところから手をつけておりますけれども、とりあえず一つは休暇をふやすということ、それから早帰りを促進する、この二点について私どももいろいろと施策を行っておりますけれども、他の銀行さんにも本当にこれは真剣に取り上げているということとは先生にぜひ御理解をいただきたいと存じます。

なお、いわゆる残業料の支払いが適正に行われているかどうかということにつきまして、実は新聞等でいろいろな報道がなされているわけでございますけれども、私も協会としてはそういうものの報告を受けるという立場にございませんで、正直なところ、残念ながら新聞以上にはよく承知していないということで、この点についてもひとつお許しをいただきたいというふうに存じます。

最後に年末休日の点でございますけれども、これも時短ないしはゆとりある生活の追求といった大きな時流から見ても、ぜひ前広に検討してまいりたいというふうに私も考えております。ただ、反面、社会的なコンセンサスの醸成というものも大事でございます。この年末休業が経済活動、特に中小企業の方や個人の方の生活にどういう影響を与えるかということの検討は欠かせないわけでございます。また、郵便貯金、それから信用金庫、信用組合、農林漁業系金融機関などを含めました全金融機関として足並みをそろえてまいると

いうことも大事でございますので、私どもとしてはそういう点を、コンセンサスをつくる方向でこれからはぜひ努力してまいりたい。ただ、これはどうかということになりますと、今の段階ではまだちょっと申し上げられないということとお許しをいただきたいと思っております。

○太田委員長 中野寛成君。

○中野委員 民社党の中野でございます。きょうはありがとうございます。時間が十五分ですから、大ざっぱな御質問だけを申し上げます。

まず館先生にお尋ねをいたしますが、今回、大改革であるから今日に至るまでの過程で随分と時間がかかった、やむを得なかったと思うというお話でございました。もちろん今回の改革には、金融機関の経営の健全性の確保とか国際性の問題とか利用者の利便を図るとか、前向きな視点に立つものが多くわけでありまして、しかし同時に、お話をございましたように、業務範囲の拡大、相互参入、それが適正な競争を生み、モラルハザードが確立されていく。さらっと聞きますと、なるほどと思うのであります。ところが、各業界を代表されます参考人の御意見をお聞きいたしますと、大変結構です、一日も早く成立をとおっしゃるわけでございます。相互参入し競争が激しくなるといふことは、場合によってはどこか得をしたり強くなったり、また、どこかが損をしたり弱くなったりということも当然考えられるであろうと思っております。そういう意味では、大改革だから時間がかかっただけではなくて、やはり各業界の利害調整もまたいろいろ大変だったのではないだろうか、こう私は思うわけでござい

ます。各業界ともに期待もあれば不安もある、その調整、そのネック、そして今後なお心配が残されているということがあろうかと思うのであります。館先生にそこをまずお答えいただければと思います。

○館参考人 お答えいたします。

今御指摘のとおり、白地に新しく制度を書くわけでございますので、既にいろいろの金融機関が

存在するところで改革を行うわけでございますから、したがって、その改革によってある程度のダメージを受けるという分野があるということは避けられないことではございまして、それを国民経済の観点から見ても、何が望ましいかという観点で整理してまいりました。しかし、実際の最後の段階においては、そういう利害調整の問題が絡んで相当の時間を費やしたということも否定できない面であると申し上げたいと思っております。

児島の方と選挙区が合併されても、奄美の各島は現在の二人の候補者がすっかり押さえてあって、鹿児島からはなかなか侵入してこないであろう、我々はその奄美の基盤を前提に置いて鹿児島へ打って出る、そうすると奄美の選挙区の人材は得やという例え話は実はあるのでございまして。何か労働金庫と信用組合は似たようなところがあるようにも感じます。しかしその規模からいいますと、なかなかもって大変、金利の自由化等は別問題であります。そういう面でもいろいろ対策を講じなければいけない厳しい状況がまず先にあって、その上で今度は業務範囲の拡大だということ意味では、歓迎だということだけでは済まないのではな

○中野委員 もう少し具体的にどういふことをとお聞きしたかったのですが、何か具体例で一、二ございせんか。

○館参考人 具体例と申しますと、これ、いろいろな金融機関がございまして、先ほど信託の問題がここで話題になっておりましたけれども、当然信託は信託なりの問題があると思ひますし、証券については証券の問題があるというように考えております。特に、当面ブローカレッジは行わない、そういう形で決着を見ておりますが、御承知のように、外国では銀行は全部ブローカレッジを行って行っているわけですが、日本はブローカレッジをもともと当面行わないと明記しているところにあるわけであるように、個別具体的には、いろいろな利害というものは複雑に絡んでおったということとは否定できないところでござい

○中野委員 という点、きょう午前中にお越しいただいた方々は、どちらかといえば攻勢派、午後いらつしやるところが守勢派ということになるのかな、余り率直に言い過ぎてはいけな

○館参考人 先ほど申し上げたように、中央協会の仕事というのは、全国からの各会員組合さんのそういう声を収集しながら、できるだけ日ごろのそういう業務に

その地域、私たちの信用協同組合の本来の使命と

いうものを果たさせる、そういう行き方でございます。大体毎年六月から七月にかけてまして、全国を十三の区域に分けて自分自身が出てまいりまして、デイスカッションというそういう一つのシステムがあるわけですが、そのときには、この新規業務の拡大というのにつきまは、非常に声が強いので、と申しますのは、例えば私たちが信用組合と申し上げても、やはり金融機関というように各お取引の方たちは見ていらっしゃる。去年までは例えば国庫歳入金の問題が、去年までは例えは東京なら東京で都税は信用組合で扱っていいけれども、国庫歳入金についてはこれは日銀の問題だから取り扱いできませんよというように、金融機関の中でもそういうような程度の問題と申しますが、私たちにしましては二一三にこたえていない、そういう問題がございまして、今回は日銀の歳入金の問題についてはおかげさまで突破口を開いた、こういうことでございまして。

したがって、この声の問題につきましては、私たちは不安というものについては、確かに不安の問題については、コストの問題では、前田先生にお答えを申し上げましたけれども、リスクの問題は確かに一方でありまして、反面、各地域、各組合員の方々、こういう方々に対しての二一三にこたえた、そのこと自体が私たちにしましては体質の強化につながるというように感じていますので、不安の問題につきましては、大変先生失礼でございますけれども、自分自身も信用組合の経営者の一人といたしまして日ごろから感じていないというのが現状でございます。○中野委員 それでは、最後に若井会長にお尋ねをいたします。

各業界比較いたしましたして、どちらかというと銀行さんが一番得るのかな、こう世間では見られるわけでございます。そこで、しかしながらその銀行さんといえどもいろいろやはりまだ言いたいことはいっぱいあるところがあるだろうと思うのです。新しい金融制度づくりの第一歩

だと認識しているとおっしゃられた。第二歩、第三歩が当然期待をされているであろう、こう思うのでございます。

そういう中で、先ほどもちよつと出ましたが、政府系金融機関のあり方についてやはり銀行としては一言あるという気もするわけでありまして、一方ではいわゆるメーンバンク規制についても、これはちよつとそういうことを言われるいわれはないぞと言いたいお気持ちもあるでございましょう。また、今後参入をされるときに、証券子会社の資本金や業務範囲はどうなるのだろうか、これについても先ほどちよつと百億では高過ぎるのではないかという御指摘もございました。また、新設する証券子会社と従来からのいわゆる系列証券との関係をどうするかという政治の問題もあるであろうと思うのでございます。

これらのことについて銀行の立場から、申し上げましたことについて必ずしも万々歳ではないんだというところがあれば、それはそれで率直にお聞かせをいただきたいと思うわけでございまして。

○若井参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。大変御質問が多岐にわたっておりまして、うまくお答えできるかどうかかわらないのでございすけれども、私、先ほどもいろいろお話が出ましたけれども、何か都市銀行が一番今回のあれでは利益を得るのではないか、また都市銀行というものは非常に強力なのではないかと、こういうことが背景にあるように伺うわけでございまして。

確かに十年くらい前はありますはいはいということもあり得たかと思うわけでございすけれども、その後の日本の経済の発展に伴いまして、産業界も非常に発展を遂げてこられました。御存じのとおり、間接金融から直接金融へという形で自己資本も非常にふえてこられるということで、大企業ももちろんございすけれども、中堅、中小企業でも、非常にいい会社につきましてはむしろ銀行に対する選別をしておられる。私どもが選別を

するということではなくて、お客様のほうが銀行を選ばないような状況になっているわけでございす。

そういう状況において、私ども都市銀行、御存じのとおりバブルの後始末というような問題がございまして、いろいろな問題を抱えている。株式もこういうことになっておりますので、いわゆるBIS規制についてもクリアできるかどうかというような問題が非常にあるわけでございす。そういう状況の中でこの金融制度改革を迎えているということもございまして、私どもとしてはやはりこの改革の趣旨でございすお客様のために本当にお役に立つということを通じて銀行の経営内容をも一回よくするように、本当にお客様本位の経営をやるということ、これを第一歩にいたしたいというのが率直なところであるわけでございす。

では、そういうことになったら銀行が何でもどんでんできるのかと申しますと、御存じのとおりBIS規制のクリアというような問題もございすし、例えば証券あるいは信託のノウハウというようなものにおいて都市銀行がそれだけのものがあるかといえは、やはり既存の専門金融機関があるかに進んでいるわけでございす。またコンピュータ一つとりまして、そのソフトの開発というものは非常に金がかかるといういうこととございまして、正直なところそういうことになっていただければ、都市銀行としてやっていくのかということになりますと、資源の問題、お金の問題あるいは人の問題というところで、やはりいろいろと難しい問題があるのではないかなというふうな考えでございす。

ただ、金融制度、そういう枠組みができていうことになると、いかにいかにいかに、やはり我々としても真剣になって一生懸命努力する、これがやはり今後の金融機関の健全なる競争を促すことによつて、お客様の利便と国際性あるいは金融の信用秩序への貢献ということに役に立つのではないかと、そう考えているのが私どもの今の考え

でございます。そういう意味で、どうかひとつ御理解を賜りたいと存ずるわけでございす。

○中野委員 終わります。ありがとうございました。

○太田委員長 これにて午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

午後二時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後二時一分開議

○太田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案について、参考人として評論家五代利矢子君、信託協会会長早崎博君、日本証券業協会会長渡辺省吾君及び農林中央金庫理事長角道謙一君、以上四名の方に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

なお、議事の順序についてであります。まず、各参考人にそれぞれ十分程度御意見をお述べいただき、次に、委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

○五代参考人 ただいま御紹介にあずかりました五代でございます。今回の金融・証券制度改革法案につきまして、一般のごく素人の立場から、一

利用者ということで意見を申し述べさせていただきます。

まず初めに、基本的な認識をいたしまして、金融の自由化は、利用者の金融に対するニーズの多様化、高度化にいたるとともに、我が国経済の効率化と発展に寄与するものと考えております。金融の自由化によりまして、市場における各種の金融機関の間に競争を促進し、利用者のニーズに対応した多様な金融商品及びサービスが提供されるばかりでなく、競争促進による各種手数料の引き下げや、サービスの向上にもつながっていくと期待しております。また、こうした目に見えるメリットのほかに、金融システム全般の効率化、さらに国民経済全体の効率化といった目に見えないメリットも大きいのではないかと考えております。

次に、制度改革に対する利用者の視点でございますが、今回の金融・証券制度改革についても、こうした金融自由化の流れの中で利用者の利益を増進するものであつてほしいと思っております。その意味からも、制度の見直しに当たっては、個人や企業といった金融機関や証券会社の利用者の利益をいかに向上させるかという点を主眼として検討されなければならないと思ひます。利用者の立場という観点からは、金融機関の間の競争を促進することによって金融の効率化を図るとともに、各金融機関が利用者のさまざまなニーズを酌み取つて、質のよい、かつ多様な金融商品やサービスを提供できるようにすることが重要だと思ひます。

また、利用者の利益を向上させるためには、金融・資本市場の発展を阻害してあります諸規制、諸慣行を取り除きまして、一般利用者も公平にアクセスできるように道筋をつけ、市場の活性化を図ることも重要かと考えております。

以上申し上げましたように、金融・証券制度改革に当たりましては、利用者の立場を最も優先すべきであるということは当然ではないかと考えております。金融業界、証券業界のみに通用する都合

や事情のために利用者の立場が軽視されることのないよう、十分な御配慮をお願いしたいと思ひます。

また、利用者の立場というのは、例えば一カ所でいろいろな金融サービスが受けられればそれがとりわけ便利でよいというようなことだけではいいのではないかとということもつけ加えさせていただきます。金融サービスというのは無色透明なお金を対象にしているだけに、目に見えないさまざまな問題を生じやすいものだと思います。これは、さきの一連の金融・証券不祥事で国民各層は思い知らされたのがございます。例えば情報を悪用するインサイダー取引のようなものや、特定の集団の利益のみを図る利益相反的な行為を引き起こしやすい誘惑が生じやすいのではないかと思っております。

したがいまして、金融機関や証券会社の人々にはより高いモラルが要求されるべきことではあります。同時に、モラルだけに頼るのではなくて、制度的な仕組みをより工夫して構築することにより、一見利用者には関係がないかのように見えても、結果的には利用者の利益を損なうことが生じることがないようにする必要があります。一般利用者というのは、情報収集力、情報解説力その他さまざまな面で、専門プロ集団でいらつしやいます。巨大な銀行や証券会社に対して対等に渡り合うことが難しい状況に置かれておりますから、この点への配慮も重要なことではないかと考えております。

次に、今回の金融制度改革についての評価でございますが、まず相互参入による競争の促進について申し上げます。

金融機関、証券会社につきましては、これまで新規参入が認められてきておらず、また、いわゆる横並びで行動する傾向が強いことから、十分な競争があつたとは言いがたいのではないかと思っております。今回の制度改革では、金融機関、証券会社がそれぞれ子会社を設立するというにより相互に参入することができるようであります。

て、いわばこれまでになく新しい血が導入されることによって競争が促進され、その結果新しい商品の開発や各種手数料の引き下げといった効果が期待できるのではないかと考えております。また、利用者が自分のニーズに合った金融機関を選ぶことができるようになるわけですから、利用者にとつても大きなメリットがあるのではないかと思っております。また、新規参入の方式といたしまして子会社方式を採用することにつきましては、さきに述べましたように、目に見えないさまざまな問題から利用者の利益を守るには、現段階においては有効で現実的な方法ではないかと思っております。

次に、地域金融機関の業務範囲の拡大について申し上げます。

地方銀行、信用金庫などの地域に根差した金融機関につきましては、本体での土地信託等の信託業務を認めていく、あるいは信用金庫、信用組合といった協同組織金融機関の業務範囲を拡大するということが、今回のこの制度改革の成果が大都市の利用者のみならず地方の利用者の方々にむいていく及ぶというわけでございます。これもまた歓迎すべきことだと思ひます。

次に、証券業務の範囲拡大について申し上げます。

金融の証券化の進展に伴いまして、新しい金融商品が生まれてきております。これらの新商品は英語の名前がついておりましたり、また商品の内容が複雑でありますために、普通一般の利用者にはなかなかなじみにくいのが実情でございます。しかし、ディスクロージャー等、証取法の投資家保護を図ることにより、利用者にとって安心して投資できる方向を目指しているわけですので、結構なことだと思ひます。ただ、ディスクロージャー等も、一般の利用者の方々が十分その内容が理解できるような工夫が今後なされなければならぬと考えております。また、こうした新商品が新しいものだけに、従来の枠組みと申しますか、縄張り争いとは関係なく利用者本位に取り扱

えるようにすべきであると思ひますので、金融機関本体でこうした新商品の取り扱いができるようになってくることはよいことだと思っております。

最後に、金融機関の健全性の確保について申し上げます。

私たち利用者は大事なお金を金融機関に預けて運用するわけでございますから、金融機関の経営の健全性が確保されることがすべての金融制度改革の大前提であると考えます。この観点から、自己資本比率規制等に法律上の根拠を与えまして、金融機関経営の指標とすることは歓迎すべきことだと思っております。

また、金融の自由化の進み中で、預金者にも自己責任原則が働く場合が生ずるわけでございますので、金融機関の経営情報の開示の必要性は今後ますます高まってくるものと思ひます。不良資産などの開示について余りにも後ろ向きな態度をとることは、利用者の立場から見ていかなるものかと思ひます。

今回の制度改革法案は、既存の金融・証券をめぐる実態を十分に考慮しつつ、しかし時代の要請に合わせて必要な改革を行おうとするものであり、利用者の立場から見てもプラスになることだと思ひます。金融機関、証券会社の昨年の一連の不祥事に対しまして国民各層の批判は高まっておりますので、それにこたえて公平性、透明性を確保し、健全な金融市場を確立していくための土台づくりへのスタートとして期待しております。

以上でございます。失礼いたしました。(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございます。(拍手)

次に、早崎参考人にお願ひいたします。

○早崎参考人 信託協会長の早崎でございます。今回意見を述べさせていただく機会を設けていただきましたことに對しまして、厚くお礼を申し上げます。

信託業界といたしましては、各業態間の相互参入により競争を一層促進し、利用者利便の向上を図ろうとする今回の金融制度改革法案に賛成であ

ります。

これまでも信託業界におきましては、国際的な金融協調と我が国金融市場の一層の発展に貢献するという観点から、昭和六十年には外国銀行系信託銀行九行の参入が行われておりますし、また昭和六十一年には投資顧問会社にも広く市場を開放するなど、金融の自由化、国際化に前向きに対応してきたと考えております。このような対応を含めまして、信託業界としての一貫した考え方は、信託の利用者利便の向上と信託業務の健全な発展に資する適正な競争を行ってまいりたいというものであり、今回の制度改革もこのような観点でとらえていくところであります。

戦後、信託会社は銀行法に基づく普通銀行となり、普通銀行ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律、いわゆる兼営法により信託業務を兼営する形をとってはおりますが、実態的には信託を主業として健全な信託制度の発展を目指してきたところであります。

我が国の信託制度が幸いにもお客様の御支援をいただき、諸外国にも類例を見ないほど発展してまいりました背景には、信託銀行が信託を主業として、貸付信託、年金信託、土地信託など、絶えずお客様や社会のニーズにこたえる商品やサービスを開発してきた地道な努力が大きな要素としてあるのではないかと自負いたしております。したがって、今回の制度改革におきましても、これまでの歴史的な背景を踏まえ、信託を主業とする信託銀行子会社が参入することによりまして、一層競争が促進され、お客様の利便性が向上することを願っている次第であります。その意味で、相互参入の方式として業態別子会社方式が採用されましたことは、私どもがかねてより主張してまいりました信託主業の精神にもかかなうものであり、信託業務の健全な発展を目指すものであると理解している次第であります。

今回の金融制度改革に伴い信託業界に新規参入される場合に、私どもとしましては、これまでの信託業界の果たしてまいりました役割と歴史を踏

まえまして、ぜひ次の点を念頭に置いていただきたいと願っております。

まず、信託業務の本質、事業精神に対する深い理解をお願いいたします。

信託制度は、委託者から財産の所有権の移転を受け、専ら委託者のために、委託者に成りかわって財産の管理、運用を行うという性質を持つております。昨年六月の金融制度調査会答申におきましても、信託業務は、委託者、受託者間の長期にわたる高度な信頼関係を基礎とする業務とされておりまして、銀行、証券とは異なる信託のあり方を十分理解していただいた上で業務を遂行していくことが必要だと考えられます。

次に、信託業務を行うに当たりましての専門能力の保持、育成であります。金融制度調査会答申におきまして、さきに申し上げました高度な信頼関係に続けて、銀行業務などとは異なる技術的、専門的知識が要求される業務とされておりまして、業務処理能力が信託業務のなめであると考えられております。

そして第三に、具体的な業務遂行を支える体制の整備であります。信託業務の的確に遂行するために十分な財産的基礎及び業務遂行体制を整備していただくことをお願い申し上げます。

以上申し上げました観点から、今回の制度改革に当たりましての信託業界の基本スタンスは、これから申し上げるとおりであります。

まず、制度改革に関する今後の具体的な内容につきましましては、平成三年六月の金融制度調査会答申、証券取引審議会報告で取りまとめられました趣旨と乖離が生じないようにお願いいたしますと存じます。また、信用秩序の維持は金融制度の根幹をなすものであり、金利自由化と同様、諸規則、諸慣行の見直しを含めた金融制度改革は、現行制度との連続性や競争条件の公平性を踏まえ、一歩一歩着実に進められるべきであると考えます。

さらに、子会社方式、本体方式を問わず、信託参入の場合の適格性、資格要件につきましましては、信託業務の性格を十分に考慮して御判断願いたい

と存じます。なお、制度改革が外銀信託に与える影響につきましても十分御配慮いただきたいと存じます。

以上、基本的な考え方を申し上げましたが、それとの関連におきまして、今後の具体的な運営に当たりましては、次の点をお願いしてまいりたいと存じております。

まず、信託銀行子会社の業務範囲につきましましては、技術的、専門的知識が要求される信託業務の特性を十分御考慮の上、きめ細かい高度なサービスの提供と利用者利便の向上にかないますよう、一定の限られた範囲のものからスタートしていただきたいということであります。

また、地域金融機関による本体の業務範囲につきましましては、子会社方式に対する例外的措置でありますことから、子会社方式よりもさらに限られた範囲のものになると理解いたしております。あわせて、兼営法改正案におきましても、信託業務の認可条件の一つといたしまして、「金融秩序ヲ乱ス虞ナキコト」とされておりまして趣旨を踏まえていただき、信託業務への参入が着実かつ段階的なものとなりますよう御配慮いただきたいと存じます。

次に、信託銀行子会社と親会社との関係につきましましては、競争条件の公平性に御配慮いただき、実質的に親会社本体による信託業務への参入となつて、ひいては制度改革の意義に反するような事態になりませぬよう、しかるべき弊害防止措置を設けていただきたいと存じます。

さらに、各地域における信託ニーズに一層こたえてまいりますために、今回の改革によりまして新たに創設されます信託代理店制度は画期的な制度であると存じておりますので、ぜひその実現を図りたいというところであります。信託代理店制度の実現によりまして、地域の利用者へのサービス向上はもとより、地域金融機関と信託業界の双方にとりましても実りあるものに育ててまいりたいと存じております。

なお、信託業界の子会社による証券業務への参

入につきましましては、信託業界が長年にわたり証券関連業務に携わってまいりました実績を十分評価いただければと期待いたしております。

現在御審議いただいております金融制度改革法案は、我が国の金融・資本市場の自由化、国際化に向けました基盤づくりとして必要不可欠なものと考えております。ぜひ、その趣旨のもとに適正な競争が行われ、利用者利便の向上が図られますよう期待いたしております。

以上でございます。(拍手)
○太田委員長 どうもありがとうございます。
次に、渡辺参考人をお願いいたします。

○渡辺参考人 日本証券業協会の会長を務めております渡辺でございます。

本日は、制度改革のための関係法案に関しまして意見を申し上げるようにと、そういう機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

既に先生方にも御心配をいただいておりますが、最近における株式市場は大変厳しい状況で推移いたしております。まことに憂慮されるところでございます。

こうした市場低迷を反映いたしまして、証券会社の収益状況は極めて厳しいものになっております。全国の一般の証券会社二百六十社の本年三ヶ月の決算状況を見ますと、受け入れ手数料収入は前年比三四%減、また売買等損益も前年比三二%減と、それぞれ大幅な減収となっております。経常損益は、前年までの黒字から一転して約二千五百十億円の赤字を計上し、当期損益も約四千八百億円の赤字と業績が大幅に落ち落ち込みました。この結果、本年三ヶ月では、国内証券会社二百社中実に二割強の四十八社が無配会社、五割強の百十四社が減配会社という厳しい状況でございます。この点につきましては先生方にぜひとも御認識をいただきたいと存じます。

それでは、今回の改正法案につきまして私どもの意見を申し上げさせていただきます。
まず、証券界の基本的な考え方は、今回の制度

改革は昨年六月の証券取引審議会が取りまとめた「証券取引に係る基本的制度の在り方について」と題する報告書の趣旨に沿って行われるべきであるというものでございます。今回のいわゆる制度改革法案には、有価証券の定義の整備、公募概念の見直し、私募の取り扱いの明確化、銀行等の子会社方式による相互参入等の措置が盛り込まれております。これらは基本的に昨年六月の証券審議会報告書の趣旨に沿ったものと理解いたしております。したがって、私どもは本改正法案に反対するものではありません。政省令の概要につきましては大蔵省の方から大蔵委員会の方へ示されたところでございますが、今後の行政の運用方針につきましても明確にならなければ判定できないところであり、十分御審議いただくようお願い申し上げます。

次に、私どもは、観念的には相互参入が認められておりますが、実際上の可能性を考慮いたしますと、銀行が証券子会社を設立、運営することと比べまして、証券会社が銀行子会社や信託子会社を設立、運営することは極めて困難なことであると認識しております。だからといって証券子会社の設立に反対するものではありませんが、このように証券界は実際上攻め込まれる立場になることにつきましても御認識をいただき、今後、証券子会社の業務範囲をどうするか、必要な弊害防止措置をどう構築するか等につきまして十分御配慮いただくようお願い申し上げます。

第三に、既に地方公聴会において証券界の代表が申し上げたことでございますが、証券界は経営状況が極めて厳しい状況の中で制度改革、競争促進という急流の中に巻き込まれることになりました。この急流を乗り切るためには相当な努力を覚悟しなければなりません。特に中小証券会社には、証券会社の銀行子会社設立の可能性等の改革内容は現実には遠い世界の話でございます。今回の制度改革は、結局一部の大銀行や大証券会社の業務拡大を容易にし、金融・証券分野における大小格差をさらに増幅することになるのじゃない

かという懸念も強いわけでございます。

もちろん、今回の改正法案では、株式ブローカー業務を当分の間銀行等の証券子会社には認めないことを明記される等配慮が行われておりますし、また証券界としても、いたずらに現状に甘んずることなく、自由化、国際化、証券化等の大きな流れの中で、多様化する顧客ニーズに積極的に対応するよう全力を尽くさなければならぬと考えております。したがって、私は、今回の制度改革に反対するという考え方はございませんが、制度改革は決して白地に絵をかくわけではありません。改革の結果、しっかりと経営を行って証券会社が立ち行かなくなるようなことはぜひとも避けていただきたいと思います。新しい証券会社の新規参入のテンポ、銀行等の証券子会社に認められる業務の範囲、銀行本体が取り扱える証券化関連商品の範囲等につきましては十分な配慮がなされる必要があり、これらの諸点について今後の行政運用方針の明確化を含め、慎重な御審議をお願い申し上げます。

以上、総論的に申し上げておきたいと思いますが、次に、二、三具体的な点につきまして意見を申し上げます。

まず第一は、証券取引法上の規制の対象となる有価証券の範囲、すなわち有価証券の定義の整備についてであります。

御承知のとおり、近年の金融の証券化の流れは早晩我が国におきましても強まるものと予想されるものであり、取引の公正性を確保し投資者保護に資する観点から、証券取引法に基づく適切な規制を及ぼすことが市場のいわば基本的なインフラ整備として必要であり、それが今後、創意工夫に満ちた新商品が活発に開発され、それら証券化関連商品の市場が発達する前提になると考えられます。このような考え方に基いて、昨年六月の証券審議会報告書において包括条項の採用が提言されたところでありますが、その後の大蔵省等の御検討の結果、今回の法案では、提言のような包括条項

は取り入れられず、従来どおりの個別列挙のほか、政省令により個別に有価証券を指定する方式が採用されております。

証券界といたしましては、包括条項が導入されなかったことは甚だ残念でございますが、流通性のある商品については証券取引法に基づき規制するという原則を確立していただき、新しい証券化関連商品の政省令の指定については機動的、弾力的に行うという運用方針を明確にさせていただくようお願いいたします。

もし、このような機動的な追加指定が円滑に行われなければ、そのことが創意工夫による新しい証券化関連商品の導入を制約することになり、結果として制度改革のねらいが実現しなくなることに留意する必要があると思います。

また、有価証券に指定できないものについても、実質的に見て証券会社が取り扱うことが適当な商品につきましては、証券会社の兼業承認を機動的に行うとともに、個別の業法等により証券会社の業務が規制されることのないよう配慮をお願いいたします。

第二に、公募概念の見直し、私募の取り扱い等について申し上げます。

昨年六月の証券審議会では、発行者のニーズ、資本市場の国際化の進展等を踏まえ、私募についての法整備を進めることが提言され、それに基づき、今回の法案において所要の法整備が行われており、私どももこれは必要な改正であると考えております。しかし、同報告書に「公募市場の有する価格形成機能や資金配分機能を考えると、資本市場の望ましい姿は、投資者が広く参加できる公募市場が中心となっていることである。」とされ、調和のとれた姿で発展すべきであり、私募については法整備の結果として私募市場のみの肥大化を招き、公募市場の機能発揮やその発展に悪影響を与えることのないよう、必要な法的措置等が適切に講じられることが絶対に必要前提条件であると考えます。

このため、具体的には、私募の肥大化により公募市場に悪影響を及ぼしたりディスクロージャー制度が骨抜きになることがないよう、私募の対象証券の限定、私募証券取得者の限定、発行後または取得後一定期間の転売規制等につきまして明確に規定されることが必要であると存じます。

第三に、証券業務への新規参入問題についてであります。

証券界といたしましては、現在の免許制下におきましても新規参入により適正な競争が行われることが望ましいことと考えており、証券市場の仲介者として適格性を有する者が証券会社として証券業務に新規参入することに反対するものではありません。しかし、その参入は、中小証券会社の立場にも配慮しつつ、当面、発行市場を中心に漸進的、段階的に行われるべきであると考えます。また、適格性に関しましては、特定企業や企業グループのみに依存するような、いわゆる機関店の証券会社は中立的な市場の仲介者として問題であり、認めるべきではないと思います。

特に、銀行の子会社方式による証券業務への参入につきましては、これも昨年六月の証券審議会報告書に詳述されておりますように、銀行が企業に対して影響力を及ぼし得る特別な地位を有していることにかんがみ、銀行の証券子会社につきましても、銀行により影響力が行使され、市場に悪影響を及ぼすことのないよう、実効性のある弊害防止措置を制度的に確立することが不可欠の前提であります。

今回の法案では、証取審報告を受けて、親子会社間における弊害防止措置として、一、取締役の兼職禁止、二、通常の条件と異なる条件での市場取引の禁止及び三、信用供与に係る抱き合わせ販売の禁止の三点が規定されておりますが、そのほかにも、証取審報告で提示されております弊害防止措置は、ぜひとも実効性のある形で措置していただくようお願い申し上げます。さらに、証券取引におけるクロスマーケティングの禁止や人事のノーリターンルール、バンク規制等に

つきましてもきめ細かな配慮をしていただく必要があり、また、親銀行の影響が海外現地法人に及び、同様の弊害が生じないよう所要の措置を講ずることも必要であります。

銀行の証券子会社に認められる業務範囲につきましては、発行市場を中心として漸進的、段階的に取り扱うべきものと考えられます。今回の法案では、附則第十九条第一項において、当分の間銀行等の証券子会社には株式ブローカー業務を認めない旨が明記されておりますが、この制限はその趣旨から見て、CB、ワラント等のいわゆるエクイティ商品や株価指数先物取引に関するブローカー業務についても運用上同様に取り扱いをいただきたいと考えております。

最後に、諸規制、諸慣行の見直し、撤廃問題について申し上げます。

現在、法制審議会商法部会において杜債法改正問題について検討が進められておりますが、証券界としては、長年にわたり、杜債発行限度の完全撤廃、受託会社の機能を杜債発行後の杜債の管理に純化すること等について要望を行ってきたところでございますが、この問題は、今回の制度改革と密接不可分の関係にありますので、昨年六月の証取審報告の趣旨に沿い、早期に実現が図られますようにお願い申し上げます。

また、証券会社本体による外為業務の許可範囲の拡大につきましては、これも長年の懸案のままで、まだ解決が見られません。この問題は決して新しい業務を認めるという性格のものではありません。現在、証券会社本体が外為法上の包括許可を受けておりますが、その後の証券業務の高度化に伴いまして、引受業務に伴って必要となるスワップ等に関連する外貨との交換等も可能になるよう、包括許可の範囲を拡大してほしいというものでありますので、今回の制度改革を機会に、その早期実現が図られますよう先生方にお願ひ申し上げます。

さらに、証券会社も信託子会社を保有できるようにするわけでございます。特金とかファントラ

等証券業務に密接に関連する信託業務につきましても、その業務範囲として認めていただきたいと考えております。

以上をもちまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございました。次に、角道参考人にお願ひいたします。

○角道参考人 ただいま御紹介をいただきました農林中央金庫の理事長の角道でございます。

日ごろ、農林漁業系統の諸事業につきましては御指導、御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。また本日は、金融制度改革に関する法律改正につきましても意見を申し上げさせていただきます機会を賜り、心から厚く感謝を申し上げます。制度改正法案につきましても意見を申し上げます。御参考にご供したいと存じております。

初めに、御高承のこととは存じますが、私ども農林漁業系統組織の概要について簡単に御説明を申し上げます。

農林漁業系統金融機関は、農林漁業者を中心に構成されている協同組織の金融機関といたしまして、農林漁業者の経済的、社会的地位の向上、農林漁業やその関連産業の発展、さらには農山漁村地域の振興等を図っていくことを目的としております。

系統組織は、市町村段階には単位組合がございまして、県段階と全国段階にそれぞれ連合組織があり、いわゆる三段階制をとっております。単位組合は指導、販売、購買、共済、信用等の事業を営んでおり、県の連合会や全国段階は指導、経済、共済、信用ごとにそれぞれの事業を単独に行う単位組合を補完しております。

農林漁業系統金融機関は、全国の農山漁村等に広く約一万八千余の店舗を配し、他の金融機関のサービスの及ばない地域につきましても、系統組織一体となって組合員を初め地域住民等に広く金融利便の提供を行い、地域にとってはなくてはな

らない金融機関としてその役割を果たしております。また、農林中央金庫は、系統信用事業の全国機関として、総合的な企画や事業推進を行い、単位組合や県の連合会で貸し出し等に運用した残りの資金を国民経済全般に役立つように運用し、そこから得られました収益を系統組織に再び還元すること等によりまして、系統信用事業全体の信用秩序の維持発展の役割を果たしております。

このたびの金融制度改革法案は、金融の国際化、証券化、金融技術の高度化等に対応し、銀行、証券、信託等の金融各分野の相互参入を初めとした業務全般の自由化を進め、利用者の利便向上を図ろうとするものと承知しております。

金融の利用者は多様かつ高度なニーズを有するようになっておりまして、それに応じ金融機関の側においても新たな金融商品やサービスの開発を進めていく必要がございまして、農林漁業系統金融機関は、いわゆる過疎地帯と言われるような地域からかなり都市化の進展した地域まで、全国各地の地域住民等に広く金融利便の提供を行っておりますが、私どもの対象としております農林漁業者や地域住民等にあつても、金融ニーズが大きく変化してきており、金融の自由化や金融技術の高度化に対応した金融サービスの向上を図っていくことが不可欠となっております。

制度改革法案は、農林漁業系統金融機関につきましても、地域金融機関として銀行その他の金融機関と同様に信託業務や証券業務に対応できるよう法整備がなされておられ、具体的には農協や漁協等の単位組合は土地信託等の本参入が、また県域の連合組織であります信連につきましても本参入が子会社としての証券、信託業務への参入が、さらに全国組織である農林中央金庫については子会社による証券、信託業務への参入が可能となるよう措置されております。

私ども農林漁業系統金融機関といたしましては、このたびの制度改革法案はまことに時宜を得たものであり、また協同組織金融機関に対しても十分御配慮をいただいたものと高く評価しております。

ます。

さらに、制度改革法案は、信託や証券の相互参入だけではなく、金融制度調査会の答申に従いまして、既に他業態の金融機関に認められております公共債の窓口販売やデベロップメント、外国為替業務等、他業態の金融機関に比べ機能の面で劣っており業務につきましてもあわせ認めていただく内容となっております。

金融自由化の進展は、利用者利便を向上させる一方で金融機関にとりましては一層競争を激化させることを意味しており、私ども農林漁業系統金融機関は他の金融機関と同様な競争をしなければならず、他の金融機関と比べ機能が劣化した場合には利用者の期待に十分こたえることができず、農林漁業や地域経済の振興等の役割を十分に果たせなくなってしまうところでございます。このたびの制度改革法案は、系統金融機関に期待されているこれらの役割を果たしていく上で不可欠な金融機能の整備もあわせ行われる内容となっており、ぜひ御理解を賜りたいと考えております。

私ども農林漁業系統金融機関は、今回の制度改革により広げられる業務を活用して、広く地域の農林漁業者や地域住民等への金融利便の向上に努力してまいりたいと考えております。もちろん、新しく拡充される証券や信託等の業務につきましても、直ちにすべての組合が取り扱いを行うというわけではなく、能力や体制の整っているところから順次取り扱いを進めていくこととなります。また県の連合会や農林中央金庫といたしまして、これを十分に補完し、また適切な指導を行っていくことが必要であることは申すまでもございませぬ。

さらに、私どもは、今後の農林漁業や金融環境の厳しさに対応するため、みずからの組織の効率化を図るべく検討を進めており、現在三千以上あります農協を、当初目標の一千農協よりさらに進んで大幅な合併を進め、連合組織についても統合等による組織の見直し、整備を通じ、組合員や地

域住民に一層信頼される健全な組織にしていまいたいと考えております。組織整備につきましては、既に今次国会で農協法や農協合併助成法の改正が行われており、これら法律と今回の制度改革法案とが一体となって、組合員の期待にこたえ得る法整備がなされるものと考えております。

以上のように、私も系統金融機関は、今回の制度改革法案をぜひ今国会で成立させていたいただきたいと願っております。これらを通じまして、系統諸事業の強化と組織の効率化を進め、厳しい環境が続いております農林漁業や農山漁村の振興等に一層の努力をまいりたいと考えております。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございます。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○太田委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井奥貞雄君。

○井奥委員 きょうは、お忙しい中にもかかわらず各参考人の先生には御足労いただきまして、大変感謝申し上げます。それぞれのお立場からいろいろと御意見をちょうだいいたしました。最初に証券業協会の渡辺参考人にお尋ねをしたいと思います。

実は午前中にも全国銀行協会の若井会長からもお話がありましたし、過日私どもは地方公聴会に出かけまして、特に私は札幌の方に参ったわけでありまして、銀行協会あるいは証券業界それぞれの会長からいろいろと御意見を拝聴いたしました。銀行協会の会長さんを初め、都市銀行、地方銀行を含めて、午前中の質疑をお伺いしても自信満々でありますし、胸を張ってお答えをしておられました。それに引きかえて、いろいろな問題があつて、今の業界のお立場あるいはこれからの問題というのはよく理解をいたしますけれど

も、その中で銀行の証券子会社につきましては激変緩和の措置として、ただいまもちょっとお話にならなかったが、株式ブローカー業務というものは当面の間禁止されている。その趣旨にかながみますと、当分の間というのはいくらも期間がないというふうな思つておられるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○渡辺参考人 お答えいたします。

先ほどちょっと触れましたけれども、おっしゃるとおり株式のブローカー業務に關しましては銀行の証券子会社はいろいろな観点から当分の間これを禁止することになっております。これは昨年六月の証取審の報告でも明記されておりました。証取審は御承知のように長い年月、六年ぐらひかけて学識経験者によつていろいろと審議を重ねられ、外国の事例等も調査されて、ようやく立派な答申をいただいております。でございますけれども、その答申によりますと、証券市場の中でも流通市場では株式や転換社債あるいは株価指数先物、オプション取引等の売買高に占める大手証券会社のシェアはだんだんと下がつていて、低減傾向にある。したがつて、有効な適正な競争を促進する方策としては、新規参入の必要性は、市場の現状から見ると発行市場に比べると小さい、流通市場の方が競争導入の必要は小さいというふうな証取審の結論はなっております。

それから、銀行による株式ブローカー業務への参入につきましては、銀行の特殊な性格、つまり銀行が歴史的に株式の売買業務を今まで行つていなかったということ、そういう経緯、それから銀行自身が、これは日本の銀行の非常な特殊性だと思ひます、特にアメリカと比べるとそういうことが言えると思ひますが、銀行自身が大量の株式を持つてゐるという点、そういうために、これがブローカー業務を行うということになりますと、その適切な執行との關係に問題があるのじゃあるまいかという点。

それからもう一つは、この株式のブローカー業務というの、御承知のように中小証券会社の経営の主軸になつておりますから、そういう点を考慮いたしまして、いろいろの点を考慮しまして、法律によつて当分の間はこれを認めないという措置を講じたわけでございます。したがひまして、これは今先生おっしゃいます激変緩和するいわばショックアブソーバーみたいなものとしての経過期間のような考え方ではなくて、そういう性格のものではなくて、したがつて、いろいろ先ほど来申し上げておりますような理由に基づいて、当分の間はこれを禁止するということですが、その弊害防止措置とかあるいは中小証券の経営状況とか、そういったものは今後変化していくということになれば、これはそういうことになると思ひますが、したがつて、物理的な時間の長さの問題ではないというふうに私も思つております。

○井奥委員 これはもう物理的な時間の長さではないということはおわかりの通りでございますが、当分の間という形で、法律で附則第十九条に盛り込んであるわけですが、できるだけこれは公平な競争をするということが今回の大きなことであります。大変だろつと思ひますけれども、できるだけ早い期間に自立をさせていただいて、しっかりと銀行と胸を張つて張り合つていただいて、こういった透明性、公正性というものを常にこれを開示していただけるように、ぜひともひとつお願いを申し上げたいというふうに思つております。

それから、ただいまちょっとお話がありましたけれども、附則第十九条の二項であります。既存の証券会社を銀行が買収した場合に、銀行の証券子会社として株式ブローカー業務の禁止というものがしり抜けになる、こういうおそれがあるというところでありますし、逆に、今も渡辺会長お話しになられましたように、銀行というのは、とにかく四十数%も株式の中で銀行が持つてゐるというふうなこれは現実の実績があるわけでありまして、それを銀行の子会社によつて、それがインサイダー的に取引をされていくというのも大変な

問題があるわけでありまして。そういった中で、特に中小証券というのが、玄人筋というんでしようか、あるいはプロ集団というのがそういった中小証券に対して大変取引をしていたということでありまして、逆に、そういったことが裏目というんでしようか、そういったことのために中小証券の経営内容というのは物すごく苦しくなつてゐるわけでありまして。こういった形で、銀行が人材なり金融なりというものを支援していくということになれば、当然しかしそこではかつてブローカー業務をしておつたわけでありまして、それから顧客があるわけでありまして、こういった問題についてどのように考えておられるのか、この点をお伺い申し上げます。

○渡辺参考人 先生御指摘のように、十九条二項で、買収の場合には株式のブローカー業務は、先ほど申し上げましたような理由で、当分の間はこれを禁止するというふうな建前はきちつと決まつておりますけれども、それについて何か考慮が必要なる場合があるのじゃないかといったような、そういった規定になつておるように思ひます。しかし、これは非常に例外の場合でございます。もしそれが通常の救済というふうな形の場合、つまり従来でもそういったような企業の救済というふうな場合は、人を派遣するとかあるいは金融的な援助をするとか、いろいろな形で救済の形がございました。しかし、今の御指摘のように買収というふうな形にしてこれを救済するといったようなことは極めて例外であると同時に、それについて、そういう場合が仮に起こつた場合に、それにブローカー業務をもし認めるというふうなことになるならば、それは本則と全くしり抜けというふうなことになりますから、そういったようなことがないよう厳格に運用していただきたいというふうな思つております。

○井奥委員 それから、きょうも渡辺会長のお話をお伺いしているときに、特に証券会社として銀行子会社というものに進出していくというのはいくつかないではないかというお話がありました

が、今のお見通しでは何社ぐらい、どれぐらいな規模になるのかということをおっしゃるとおわりの範囲内でお答えいただきたいと思っております。そして、証券会社が本で行われる業務というのは今外為業務があるわけでありまして、包括業務の許可を受けているというふうにも冒頭でお話しになりましたけれども、そのほかには何か御要望があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○渡辺参考人 今度はフェアな競争を導入するために相互参入ということになっております。したがって、今先生の御指摘のように証券会社も、銀行ないしは信託銀行、そういったような形で参入することができるといってございまして、銀行子会社とか信託子会社をどの程度考えておるかという御質問のように伺いました。これは各証券会社の経営判断によるものでございまして、私も、それを想像することはちよつと難しいでございます。

しかし、一般的に申しまして、本格的な例えは信託銀行を構築するということになりまして、これはもう大変に大きな資本と人材、店舗、ノウハウといったようなものが必要となります。したがって、証券会社は現状ではこうした巨額な投資を行うことはかなり困難であるというふうに思っています。それで、先ほど申し上げましたように、当面証券会社が仮に信託銀行に進出するという場合には、参入するというふうな場合には、業務に関連のあるような、お客様の利便性を高めるため、しかも利益相反等のおそれがない業務として、例えば冒頭申し上げましたように特金とかファントラとかいったような、そういう証券業務に密接に関連する分野を中心にした子会社を設立するというのが考えられると思っております。全体としてはちよつとたゞいま私は想像がつかぬかたで、お許しをいただきます。

○井奥委員 あといろいろありますが、時間が限られておりますので、それでは五代先生にちよつとお伺いを申し上げたいと思っております。

冒頭に投資者保護ということを言われました。証券化の関連商品でございまして、いろいろな新しい組みを整備することによって、いろいろな新しい金融商品というものが投資の対象としてこれは出てくるわけでありまして、消費者のお立場を代表されて、どういった商品が出てくれば大変好ましいというところがありまして、一点お伺いをしたいと思います。

そして、もう一点であります。有価証券であっても貯蓄性の強いもの、金融機関の扱う商品でもとにかくハイリスク・ハイリターン、こういったふうな商品が出てきています。このように商品が各業界のエンジニアによって利用されて大変わかりづらくなる危険とのはさまにある商品というものが何となくばやつとして出てくるような気がしてならないわけでありまして、こういったことを含めてちよつとお答えをいただければありがたいと思っております。

○五代参考人 御指名がありましたのでお答え申し上げます。

最初の御質問でございまして、確かにこのところ金融の証券化は急速に進展しております。御承知のとおり欧米においては多種多様な証券化関連商品の開発が行われておりますが、我が国においても、金融の自由化、国際化の進展を踏まえればこうした流れは必然的なものであろうかと思っております。証券化関連商品の開発は今後ますます促進されてくることだろうと思っております。

今回の有価証券定義の整備は、昨年六月の証券取引審議会報告の考え方に沿いまして、投資性及び流通性のある証券化関連商品を幅広く証券取引法の不正取引の防止に関する規制やディスクロージャーの規制などの対象にするものでございます。これによりまして新しい証券化関連商品につきましても市場の整備及び充実、投資者保護が図られることは大きな流れとしては望ましいと思っております。

ております。ただ、これまで証券化関連商品につきましては、投資者保護の観点から、販売先を制限したり最低販売単位を大口にするなど、いわゆる一般投資家への販売は事実上制限されてきたところがございます。そこで、今回の法改正によりましてこのような措置というものが見直されて、新しい証券化関連商品が一般投資家にも提供されることは望ましいことだと思っております。

先生の御質問のどういう商品がということでは、私自身素人でございまして、今この商品というものは具体的に申し上げられませんが、消費者の側も今非常にいろいろな金融商品については勉強もしウオッチングもしておりますので、魅力的であれば必ずやその商品が売れるようになるかと存じます。

それからもう一つのお話、有価証券であつても貯蓄性の強いものや、金融機関の扱う商品であつてもハイリスク・ハイリターンのもので登場しつづけるということについてのお話でございまして、御指摘のとおり、金融の自由化、国際化の進展や利用者ニーズの多様化に伴いまして新しい商品が開発されても、それが各業態の業務分野にまたがるものであるケースがふえてきておりまして、現行制度のもとではその都度主として担い手をめぐる各業態の間の対立がございまして、御指摘のように、利用者にとって非常にわかりづらく、同時に利用者への提供が進まない傾向にあったというふうに思っております。

今回の法案では、各業態の金融機関の相互参入を図るため、業態別子会社方式を主体としつつ、利益相反の弊害の発生可能性の少ない業務につきまして本体での取扱方式を適切に組み合わせるというところがございます。これにより金融秩序の維持を図りまして、預金者及び投資者保護を徹底しつつ各金融機関が利用者ニーズに対応した多様な金融商品あるいはサービスを提供することは、今後、今以上には可能になるというふうに考えております。

○井奥委員 どういう個別の商品がいいのかというの、それぞれの機関で秘密裏に進められていることだろうというふうに考えておりますが、例えばワラントなんかの問題も一時期大変な問題を引き起こしましたけれども、これはエンドユーザに対するきつちりとした説明がなされていなかったというところが大きな問題でありまして、また、それぞれが確認書を取り交わすといったことも双方がやっていないということ、こういった制度とかあらゆる改革というのはその後から一つのものの体験を通して生まれてくるのだろ

うと思っておりますけれども、どうぞそういった意味を含めて、投資者とかそういった末端、いわゆる最終の購買者に対して、できるだけ公正性の中で競争された、そういうものがわかりやすいようなシステムで販売されていくように、ぜひとも広い見地から今後とも御指導いただきたいということをお願い申し上げます。

それから、時間もありませんけれども、早崎会長さんにお尋ねをいたします。

制度改革によつて信託の分野での新規参入がかなりふえてまいりました。信託銀行の経営環境に与える影響というのは、とにかく今までは、何となくここのだけは特別なんだという感覚が実は私たちにあったわけでありまして、国内でも、国内の銀行が七行と大和銀行が一つやっておりますし、それから外資系で九社、全部で十七社が参入をしているというところでありまして、これからはそういう垣根というものがだんだん外されていくわけでありまして、証券会社のように、今回のように法律で定められているというのじゃなくて、運用方針で固まっているというふうな私たちは思っておりますが、信託銀行子会社の業務範囲というのは貸付信託と年金信託、その下に「等」というのがありますけれども、この「等」というのはファントラとか特金とか、そういうものを含めてお考えなのかどうかというの、それから、こういった中の信託の市場というも

のが、いろいろな業界、業態から垣根を越えて参入することによって大変活性化するというふうに思っておりますし、この結果としてパイがふえるかどうか、こういったことにつきましてもちよとお答えをいただきたいと思ひます。

○早崎参考人 信託銀行子会社の業務範囲についてどのように考えているかという御質問かと思ひますが、この点につきましては今後行政当局が判断されていくというふうに承知いたしておりますので、具体的には私からは差し控えていただきたいた存するわけでございます。

ただ、せっかくの御指摘でもございしますので、冒頭にも申し上げたことではございますが若干敷衍させていただければというふうに思ひます。

冒頭でも、金融制度調査会の答申と実態とが乖離しないようにと申し上げたわけでございまして、そこでは信託銀行子会社の業務範囲につきまして、「貸付信託、年金信託等の金銭の信託等の一部を除く」というふうになされておりました。また併營業務でございします不動産仲介業務につきましても除外されておるわけでございしますので、一定の限られた範囲とされるものと理解しているわけでございします。

また、地域の金融機関につきましては、子会社方式の例外的措置として本体による参入が認められておるわけでございしますが、その業務範囲につきましては、金融制度調査会の答申で「土地信託、公益信託等」とされておりますように、子会社方式よりもさらに限定されたものになるというふうに理解しているわけでございします。

信託業務はお客様との長期的な取引関係を前提とするものでございしますし、銀行業務、証券業務とは異なりまして、技術的、専門的な知識が要求されます。信託業務の経営につきましては、かなり長期的な視点で見ることがあるというふうに思っております。私どもの業務の展開を振り返つてみましても、新しい業務を開始いたしました場合に、これを採算に乗せるには相当の長期間を要したという経験が数多くございします。技術的、専

門的知識が要求される信託業務の特性からいいますと、新規参入はやはり経営を健全に遂行し得る十分な財産的基礎を持つて行われ、かつ的確な業務遂行体制などの業務基盤を整備した上で信託サービスのニーズにしっかりと応えていくことが受益者の保護、利用者利便の観点からも望まれると思ひますので、このような観点から一定の業務範囲からスタートした方が適切ではないかと考えているわけでございします。これによりまして、その範囲におきましてはきめの細かい、高度なサービスが提供されることが期待できるからでございます。

それから第二点の御質問で、今後どういうような市場の活性化があると考えているかという御質問だと思ひますが、今回の金融制度改革といひますのは、これも冒頭申し上げましたことの繰り返しになりますけれども、競争を一層促進させることによりまして利用者利便をさらに向上させるということを目的としておりと理解しております。で、信託への新規参入によりまして競争が一段と激しくなるということは十分考えられるわけでございしますし、既存の信託銀行の経営に与える影響は少ないとは言えないと思はれるわけでございします。

しかし、それが改革の目的にかなう競争でありますれば、当然私どもとしても経営努力を重ねてこれに対応していかなければならないと考えているところでございまして、御指摘のように、信託の市場という面から考えますと、今日のうちに信託業務が進展してまいりましたベース、すなわち国民各層の資産形成やその管理、運用のニーズが拡大してまいりましたのは歴史的に見ますと比較的最近のことではございまして、今後、競争の促進の中で信託を主業とする信託銀行が切磋琢磨して新しい信託商品・サービスの開発に力を注ぐことによりまして信託の市場が一層活性化し拡大していきまことを期待しているところでございします。

○井奥委員 ありがとうございます。

まだまだお伺ひしたいことがたくさんあるわけでありまして、角道先生にも二点ばかり準備をしておいたものでありますが、この次の機会にさせていただきますまして、お許しをいただきたいと思ひます。

それでは終わります。

○太田委員長 小野信一君。

○小野委員 社会党の小野信一でございます。私どもの審議の深化のために貴重な御意見を賜りましたことに心からの御礼を申し上げます。

最初に、五代先生にお尋ねをいたします。

金融制度調査会も証券取引審議会も長い間の審議を経てまいりました。そして、答申を行い、今回法案が改正になったわけですが、消費者といひますか利用者の立場から見た場合に、審議会あるいは調査会の審議の内容と答申案と、そして今度の改正の中に、後退したのではないかといい意見が多く聞かれますが、どんな御感想をお持ちになりますか。

○五代参考人 御指名によりお答え申し上げます。

確かに長い間の審議の中ではいろいろな議論が出ておりましたし、しかもそれがそれぞれの立場からの議論がございしましたので、全般的に最後の段階にまで非常にすり減ったという感じにはないという受けとめられる向きもあるやに伺っております。ただ、私自身の立場といたしましては、今回の金融制度改革の基本的な視点は、利用者の立場、国際性、金融秩序の維持、それに地域の活性化であろうかと思っております。

このうち、特に利用者の立場というところで考えますと、今回の制度改革は、相互参入により業態間の垣根を事実的に低くすることで金融・資本市場における競争を促進し市場の効率化を図るとともに、より多様で良質な金融商品やサービスの利用者への提供を可能とする方向でとらえたいと考えております。また、この改革によりまして利用者には、預入期間三年超の預金など金融商品多様化のメリット、また各種手数料の引き下げ、預金

金利の引き上げ等の価格面でメリット、それから自己のニーズに合った金融機関の選択が可能となるメリット、それから先ほども申し上げました地方の住民の方々、中小企業、農林漁業者の方々に對する金融サービスがひとしく及ぶというメリット、このことについてはこれをメリットと受けとめることができるようになると思っております。また、こうした目に見えるメリットばかりでなく、金融・資本市場の効率化を通じて国民経済全体の効率化といった目に見えない形で制度改革のメリットを受けることになる、そのスタートではないかと思ひます。いろいろとまだ議論も尽くせず十分どころもあつたかと思ひますけれども、少なくともその一歩が踏み出されたのではないかと理解しております。

○小野委員 金融の自由化が利用者のために万能であるというような意見も聞かれるわけでございしますけれども、自由化の先進国であるアメリカの銀行は、コストが高くなりまして国際競争力を大喪失して、今危機に直面しておるのは御存じのとおりであります。日本の金融の自由化では、アメリカの自由化のこれらの内容から多くのことを学ぶことができますから、アメリカのような失敗は繰り返さないと思ひますけれども、どんな注意を払いながらこれから自由化をしていかなければならないか、意見がございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○五代参考人 ただいま御指摘がありましたように、金融自由化が進むと金融機関が倒産するというようなことは、アメリカの例によつて私も何度か伺つております。そういう場合、我が国では戦後銀行の倒産が起きていないこともございまして、国民の金融システムに対する信頼はかなり大きなものがございます。このため、金融自由化を進めるに当たつてはこうした事情を十分踏まえ、信用秩序の維持、預金者保護の観点からいろいろと金融システムの安定性を確保するための環境整備こそ非常に重要なことだと思っております。例えば金融機関に對しての一層のディスクロー

ジャーを求め、国民にとつてその経営内容をよりわかりやすいものにするとか、預金保険制度の意味や仕組み、さらにその限界についても国民に十分な情報を提供し理解を深める、そういった土壌づくりがあつて初めて金融自由化のメリットが少しづつ浮かび上がってくるのではないかと思つております。

○小野委員 銀行や証券会社にのみ責任が課せられては利用者の自己責任原則が大変大切になつてまいらるうと思ひます。そのための手がかりとして何が必要だと思ひますか。

○五代参考人 お答え申し上げます。

このたび制度改革によりまして競争が促進され金融機関の経営の幅が広がるということ、その結果として責任が伴うということでありまして、自己責任原則のもとで、各金融機関の自主的努力のいかんによつて金融機関が利用者により選択を受けるという形を通じて明らかになつてくると思ひます。これは金融機関の側の問題でございしますが、また利用者の側も、先生の御指摘のございましたように、今後金融機関や金融商品をみずからの責任において選択するわけですから、これまでとは違い十分理解し判断する力を養わなければならぬと思ひます。このためにもディスクロージャーは重要な意味を有していると考えられます。ディスクロージャーは、金融機関がその企業内容を公開することを通じてその行動や財務内容を正し、経営の健全性に関する自助を促進する効果を有しております。しかし利用者の立場からいたしますと、金融機関のディスクロージャーの現況は、金融機関の経営内容、健全性などを理解し判断する上で現在必ずしも十分なものとはいへないものであります。そしてこの点についての一層の充実を図つていく必要があると思ひます。それから、さきに申し述べましたように、これらの情報は、単にディスクロージャーといつても、一般の人々がわかりやすい形で提供されてこそ初めて効果があるものだと考えております。

○小野委員 渡辺証券業協会会長にお尋ねをいたします。

今回、銀行と証券会社が相互に子会社を持つて乗り入れるということになりました。競争の促進を図るということでございます。しかし、両者に力の差が大きい場合には、大きい力を持つておる方に圧巻されることは歴史的に証明をされております。今回のこのような相互参入の場合に危険がないものなのかどうか、証券業界ではどのように見ておりますか。

○渡辺参考人 ただいま先生の御指摘のように、相互参入ということでは、銀行は子会社形式による証券会社の設立によつて証券界に参入し、そこでフェアな競争が行われるという物の考え方、私も証券界も子会社形式で銀行を設立することによって、競争をフェアにそこで実現することによつて効率的な市場が生まれるという考え方でございしますが、今先生の御指摘のように、力の差があるではないかということでございます。おっしゃるとおりでございます。先ほどお答えいたしましたように、私も、私どもが銀行を設立するといひましても、その資金量あるいは店舗網、人的な陣容、ノウハウにしましては、大変な投資が必要でございします。現実には証券界はすぐにそれが簡単にできるなどとは思つておりません。しかし、一番の問題は、それ自身は証券界も力をつけて一生懸命それに対抗できるようなことをすればいいわけですから、問題は質的な面にございまして、日本の銀行が持つております、先ほどもちよつと触れましたけれども、非常に特殊な性格、つまりこれは歴史的なものでございしますけれども、例えばメインバンク制にあらわれておりますような企業との関係、産業界に持つておりますような企業からまた株式を大量に保有しているといったようなことから証券業務の一部については特殊な関係があるといったようなこと、いろいろな点がございまして、銀行がそのまま証券界に力を持つていくことになりまして、これは今申し上げたような日本の銀行の持つております力関係からい

て、質的に非常に大きな問題をそこにもたらすのではないかと、そのために資本市場がゆがんでいくのではあるまいかという点が非常に大きな問題でございします。それが証券取引審議会でも議論をされて、その点を避けるためにはそういった弊害を防止するいろいろな施策が必要であるということになりまして、俗にファイアウォールと呼ばれておりますけれども、そこに一つの障壁をつくることによつて銀行のそういった過大な力が証券市場をゆがめないようにする、そういう形で相互に参入された新しい証券会社と従来の我々証券会社がフェアに競争ができるようにすることが期待されておるわけでございます。したがつて、私は、そういったような弊害防止措置が嚴重にきちつと実効のある方法で確保されるのならば、力関係は別といたしまして、当初の証取審の目的にせよ、今回の法案の持つておりますねらいにせよ、それは結構なことだと思ひます。

○小野委員 先ほどの意見陳述の次に、法案には反対はいたしませんけれども、しかしと言つて、五回その心配な点を申し上げておりました。そこで、午前中に銀行協会の会長にお尋ねしました。銀行が子会社の証券会社を持つて設立する場合に、最少必要資金量は幾らか、ところが、資本金は百億以上ですから百億ちよつとでできるのではないだろうか、こういうニュアンスでございしました。今度は逆に、証券業界が銀行業界に子会社を持つて乗り入れる場合には、必要最低資金量は幾ら必要だと思ひますか。

○渡辺参考人 これも先ほどもちよつと触れましたので、繰り返す面がございましたらお許しいただきたいのでございます。私も、私もが仮に銀行を設立するといひましたけれども、これは各社それぞれの経営判断ですから、一般論でしか申し上げることはできませんけれども、預金・貸出業務という銀行の一つの中核のような業務がございしますが、これはいわば規模の利益といったようなものが非常に働きやすいスケールメリットのあるものでござい

ますので、膨大な資本と人材、店舗網といったようなことが必要かと思ひます。それは証券界の現状では到底実現することが困難であると思ひます。そこで、先ほども申し上げましたけれども、証券業務との関連でお客様の利便性を高めるといったような点から、特金やファントラ等の証券業務に関連の深いそういった信託業務に参入する、そういうことに展開するというのが一番現実的ではないかと思ひます。

それで、資金量という点になりますと、これはつきりしたことは申せませんが、例として、例えば本邦へ外国信託銀行の進出がございましたが、その場合には最低の資本金は十億円でございました。しかし、資金量といったようなことになりまして、実際には数倍とか十数倍とか、あるいはさらに大きな資金量が必要になるかと思ひますけれども、しかし、資本金だけで申しますとそういう例がございします。

○小野委員 これからちよつと率直にお尋ねいたしますので、お氣にさわるかもしれませんが、御意見を聞かせていただきたいと存じます。

今回の制度改革は、業界間のエゴばかりで利用者利便の観点から欠けているのではないかと、こういう批判がありますけれども、どういふ受けとめ方をいたしておりますか。

もう一つ、今回の改正は、結局一部の大銀行、大証券の寡占傾向を強めるだけだという議論がありますけれども、内部から見た場合に、そういう危惧をお持ちになりますか。

○渡辺参考人 御質問は、業界間のエゴばかりで利用者の利便といったような点が欠けているのではないかと、そういったような意味だと思ひます。

しかし、私も本当にそう思ひますのは、結局利用者の利便といったようなことで、第一に利用者利便に当たるものは何かと考えますと、それはやはり公正、透明で効率的、安定的な資本市場を我々が築いていき、そして企業や投資家の方々

が信頼されて、安心して利用していただけるような、そういう市場をつくるということが何となく

でも利用者の利便の第一ではなからうかと思ひます。そのことは、先ほどもちょっとお話しございましたように、アメリカの例で見ても、規制緩和によりまして銀行の業務が拡大して、銀行の倒産が盛んに多発いたしました。一説では五千億ドルにも上るような救済資金を国民が結局負担したといったようなことも言われております。こういった制度の安定性と効率性とはトレードオフの関係にあると思ひます。したがって、この制度改革によりましてそういった金融システムの全体がきちんと行われるように、破綻しないように慎重に行われるべきじゃないか、そういう点で、アメリカでも金融近代化法案といったようなものが何回か審議されて、そしてそういった点については、消費者の中からは必ずしも利便性あるいは効率性といったことだけではなくて、やはり安定性とかそういったものが期待されておるといった例がございます。そういったような法案が廃案になったという経過を私どもも聞かされております。したがって、今御質問の点につきましては、私はやはりそういった証券市場をつくることとが利便性の第一であるというふうに考えております。

それから二番目の御質問は、寡占化の傾向が進むのではないかと御質問でございます。確かに、銀行の証券子会社が新規参入してきまして、証券会社のシェアはそれだけ低下してくるということかもしれませんけれども、しかし、銀行による市場の支配あるいは企業支配といったような問題が新しく発生してくる、これは先ほどもちょっと触れましたが、そういったようなことが発生する可能性が高いと思ひます。金融制度調査会の報告にも、新しい金融制度の構築に当たっては、寡占による弊害をもたらさないような歯どめの措置が必要だということに出ておりますので、その業務範囲を含めまして、金融寡占を防止するための十分な措置がとられることが必要なのではないかと思ひます。

それから、証券会社が銀行を設立するのは、これは金融制度調査会の報告にもありますが、銀行に比べて証券会社は、資本力等の面から見て、ほかの業界を傘下に持つのはかなり困難を伴うというふうな指摘を受けております。銀行に比べれば、証券会社につきまして大規模な、例えば金融コングロマリットが出現するといったような可能性は極めて少ないと思ひます。いずれにしても、今回の制度改革は適正な競争促進のために行われるものでございまして、金融寡占が発生するといったようなことのないように十分な弊害防止措置を期待したいと思ひます。

○小野委員 アメリカでもファイアウオールは緩和の方向にあると聞きますけれども、現場に携わる皆さんはどのように把握をいたしておりますか。また、実際の運用の場合にはかなり弾力的に取り扱っておると聞きますけれども、いかがでしょうか。

改めて、日本の場合にファイアウオールはなぜ必要だとお考えになりますか。同時に、必要だといまして、紙に書き法律化しただけでは実効力がないわけでありまして、これを担保する場合にはどのような具体的な措置が必要だとお考えになりますか。

○渡辺参考人 ファイアウオールが必要と理由と申しますのは、これも先ほどちょっと触れましたけれども、日本の場合に、銀行が子会社の証券会社を設立することによって証券界に参入しフェアな競争をするといったような考え方、これは一つのテーゼとしてわかるわけですが、しかし、繰り返しますが、日本の銀行が持つております特殊な地位、日本の銀行は株式を持つていて、メーバンクである、それから役員を派遣しておる、社債の受託もやっておるといったようないろいろな点で、ほかの国の銀行よりもはるかに強力であるということができると思ひます。また、産業界に対する力がそれだけ強いということも言えると思ひますので、先ほどから何回も申し上げてお

ますように、参入自身については私も反対するものではございませんけれども、そういった弊害が証券市場をゆがめないように、そこに弊害防止措置が必要である、それがファイアウオールであるということでございます。

○先生御承知のように、アメリカではファイアウオールが今度の法案より以上に、二十八項目にわたって築かれております。アメリカの商業銀行は株式を持つことはできません。禁じられております。にもかかわらず、そういったファイアウオールによって銀行の持つております性格と証券業務との弊害防止措置が講じられていないということでございます。また、日本の銀行はさらにそれよりも強い防止措置が必要であるということは明らかだと思ひます。

それで、それが緩和の方向にあるのではないかと御質問でしたが、そういうことはございませぬ。アメリカではむしろ、そういった緩和のような物の考え方が出たこともございまして、消費者連盟なども反対をいたしました。その法案はつぶれて廃案になってしまったといった例もございまして、また、ごく一部に、総体的にはございませぬが、ごく部分的な緩和は確かにございまして、それは、例えば外国銀行に対して行われたものがあつたり、あるいは銀行自身の貸付権の証券化に関連して行われたもの等のごく部分的な緩和と、修正といったことはございまして、けれども、全般に緩和されたという傾向は聞いておりません。

それから、どういうふうにしてその実効を担保するのかといった御質問がなかつたかと思ひますが、これは、日本の場合には今度の監視委員会といったものがございまして、アメリカでもあれはFRBによって行われております。と同時に、年次検査もいたします。そういった形で、スタートのときに審査をいたしますと同時に、その後それをフォローした検査をして

いるということでございますので、我が国でもファイアウオールがきちんと決められ、しかもそれが実効のある形で担保されることを私どもも強く期待しております。

○小野委員 証取審で取り上げられているファイアウオールとはどのような内容のものです。同時に、それ以外にどのようなものが必要だとお考えになりますか。日本においては銀行の証券子会社の業務範囲はファイアウオールに関連してどのようにあるべきだとお考えになりますか。余り狭いと経営が成り立ちませんし、競争促進、利用者利便の観点から見ると制度改革の趣旨に合致しないということにもなりかねませんので、その点の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○渡辺参考人 ファイアウォールの必要性は、先ほども申し上げましたのもう繰り返しません。証取審でもこういう点については相当議論を重ねられたと聞いておりますが、証取審ではファイアウオールは十一項目述べられております。アメリカでは先ほど申し上げましたように二十八項目載っておりますけれども、証取審では十一項目載っております。

私も暗記していませんが、御参考までにちょっと申し上げてみますと、親会社のリスクが証券子会社に及ぶこと。二番目は、証券子会社の経営が特定の者との取引に過度に依存すること。三番目は、経営不振に陥った企業への親会社の債権の回収に充てるために当該企業が発行する証券を引き受け、販売すること。つまり、親銀行が自分の不良貸しを一般大衆に押しつけてしまおうというところでございまして、四番目は、親会社が発行する証券を引き受けること。五番目は、証券子会社の業務を支援するために、親会社が証券子会社の取引の相手方に特に有利な条件で取引すること等、親会社が発行会社、投資者に直接の影響を行使すること。六番目は、証券子会社の親会社が資金の貸し付けを行う者である場合には、これは銀行ですが、証券子会社からの証券の購入を条件

として親会社から顧客に信用を供与すること。これは今度の法案に入っております。七番目、証券子会社と親会社との間で証券子会社の有利な条件で取引すること、これも法案に入っております。八番目、証券子会社が引き受けた証券を、引き受け後一定期間内において親会社が購入すること。九番目、発行会社、投資者等に関する非公開情報を親会社から子会社に伝達すること。十番目、取締役の兼任あるいは店舗を共用すること。取締役兼任は法案に入っております。十一番目、親銀行がその影響力を及ぼすことができるような企業が発行する証券を証券子会社が引き受けること、こういったようなことが証券審で十一項目述べられております。しかしその一部は、今申し上げましたように法案に入っておりますが、入っておりますのは数が少のうございます。

それで、証券界といましてはそのほかに、今のお尋ねですと例えば証券法六十一條の引受人の信用供与の制限といったようなこと、証券法四十五條の社債募集の受託の禁止等についても当然証券会社と同等の規制をする必要があると思ひますし、さらにクロスマーケティングと申しまして、銀行と証券会社が例えば同行して商売をするといったようなことがクロスマーケティングでございますが、そういったものの禁止、それから人事のノーリターンルール、これは一度証券に入った役職員が銀行へ戻るといふ、その約束もしくは事実上そういったようなことによつてリターンする、ノーリターンルールと呼んでおりますが、それとかメインバンク規制、これもメインバンクである場合の規制についてでございますが、こういったようなことによつて厳正で実効性のある規制を講じることが証券界としては強く希望しておるわけでございます。

まだ御質問ございましたでしょうか。——よろしゅうございますか。失礼しました。

○小野委員 株式プロローカー業務をなぜ銀行に認めないとお考えになりますか。

続いて、信託銀行子会社でどのような業務の認

可をお望みになりますか。

○渡辺参考人 これもちよと先ほど触れましたので、繰り返しになりますして申しわけございませうが、日本の銀行は企業株式を大量に保有しております。また、融資を通じて取引先企業の内部の情報がよくわかっております。したがって、株式プロローカー業務に参入した場合には、証券市場での公正な取引の確保に問題が生ずるおそれがあるのではないかとということで、株式プロローカー業務を認めないということでございます。

もう一つの理由は、全然あれが違いますが、これも先ほど触れましたように、中小証券はもう手数料収入の中の七〇%以上ぐらいを株式プロローカー業務に依存しておりますから、銀行の進出によりましてこういったことの競争関係に立ちまうと、経営基盤への影響が非常に大きいわけでございます。また、そういった中小証券の数はもう全国二百六十五社のうちで大部分でございますので、そういった経営に問題が生じれば市場の安定性を損なうというおそれ強いわけでございます。そこで当分の間法律によつてこれを禁止するというところになったわけでございます。

○小野委員 先ほど銀行協会の会長にもお尋ねしましたけれども、アメリカでは銀行と証券会社の垣根を低くしてファイアウォールを厚くするという方向をとっており、ヨーロッパ、E.C.では逆にユニバーサルバンクの方向で進んでおる。日本の場合にどちらが進むべき方向なんだろうかと見る場合に、顧客利便の観点からはユニバーサルバンクの方がすぐれておるのではないかと、こういう見方があるんですけれども、業界ではどのように分析しておるのでしょうか。

○渡辺参考人 顧客の利便性からいってユニバーサルバンキングの方が便利ではないかという意味の御質問だったように思ひます。それともアメリカのように障壁を低くして、そのかわりきちつとして、相互参入するけれども弊害防止規定をきちんとして、相互参入するかどうかといったような意

味の御質問のように理解いたしました。が、よろしゅうございませうか。——ユニバーサルバンキングは、これは御承知のようにヨーロッパでは主流になっているわけでございます。しかし、金融制度調査会の長年の検討の結果も、日本ではユニバーサルバンキングは、それをとらないということに結論を下しております。その理由は、これは私の意見も入りますが、やはり資本市場がそのためにゆがめられて発達がおくられてしまふ、未発達になるということが起こるわけで、これの一番いい例はドイツの資本市場だと思います。

ドイツは御承知のようにユニバーサルバンキングでございます。しかしドイツの資本市場は非常に未発達という状況になっております。そのかわりドイツでは銀行による企業の支配それから市場支配というものが著しゅうございまして、資本市場は二義的に未発達になっておるということでございます。また、そういった問題からインサイダー取引が多発しておりまして、これが問題になっておるという点もございまして、これが問題に

こういふ点から考えまして、日本では金融制度調査会の方の結論は、資本市場と金融市場が相互に車の両輪としてバランスのとれた発展をしていく、そういう形が日本の経済にとつて望ましいんだという結論を下しておりますが、私もそういうふうには思ひます。したがって、今回の法案のように銀行、証券が相互に参入をいたしました、フェアな競争をすることによつて効率を上げる、しかし、何遍も申し上げるようでございますけれども、その弊害の防止についてはきちつと決めて、それをしかも担保するという形によつて両市場の均衡のある、車の両輪のような発展が期待されるわけでございます。車の両輪が片一方が大きくなって片一方が小さければどんな曲がってしまひます。ですから、やはりそれはバランスのとれた両輪であることが望ましいのではなからうか、そのためにはユニバーサルバンキングでない方がいいのではないかと。六十五條の精神は今日の意義はあると証券審でも結論づけておられますので、そ

ういう形で今後進んでいくことが日本の経済にとつてよろしいのではないかとこのうに考えております。

○小野委員 最後に、今般の制度改革で機関投資家向けの私募市場が創設、拡大すると思ひますけれども、私募についてどのようなお考えをお持ちになっておりますか。

○渡辺参考人 これも昨年の六月の証券審報告で方向が打ち出されております。発行者のニーズやそれから機関投資家の発達を踏まえまして、一定の機関投資家だけを対象としたデイスクロージャーを必要としない、しかも現在よりも大幅に流通性が増大した私募を新設することも提言しておるわけでございます。私どもは、資本市場の望ましい姿は一般投資家が広く参加できる公募市場の方が本当は中心であるべきだといふふうに考えておりました。私募についての法律整備が公募市場の機能発展に悪影響を与えて市場全体の機能が損なわれないようにすることが必要だといふふうに考えております。

繰り返しますと、私募市場の現状から見まして、それが増大し、それに法的ないろいろな整備をするといふことは、これは必要なわけでございますけれども、本来一般投資家が参加する公募が中心であるといふ考え方は、これは証券審でもそういうふうにとり出しておられますので、私どもそのつもりでこれからやっていきたいと思ひます。

それで、今度の改正法案では私募に関して、しかし大部分が政省令にゆだねられております。したがって、先ほど申し上げたような証券審報告の趣旨を踏まえまして、私募市場だけが肥大化するといったようなことのないように、そういった制度を行つていただきたいといふふうに思ひます。

それから、私募のあつせん業務は銀行も行えるようにするといふことはやむを得ないと思ひますけれども、その場合に公正な競争条件を確保し、それから利益相反といったような弊害防止の観点

から、私募のあつせん業務と私募を受託する受託業務を兼ねるという事は禁止する措置が必要ではないかというふうに考えております。

○小野委員 ありがとうございます。

角道中央金庫理事長にお尋ねをいたします。

今金融の自由化がある程度進みまして、各銀行ともに調達コストが増大をいたしております。農協系統の収支も大変厳しいと思つております。今後ますます自由化が進みますと、金融機関の競争が激しくなつてまいります。したがつて、中小金融機関の合併あるいは再編が避けられないものだらう、こう思います。こういう金融自由化の中で農協経営の困難性に農協自身がみずからどのように対応していかなければならないとお考えになっておられるのか、金庫の理事長としてのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○角道参考人 お答えを申し上げます。

金融自由化というのは、私も既にこういう国際化の流れは必至であるというふうに考えておりまして、平成元年度から自由化チャレンジ計画というものを策定をいたしまして、個々の農協ごとにコスト計算であるとか経営の合理化をどうするかとかいうようなことをいろいろ試算をして、それぞれの単協、信連がこれらの自由化にたえていくようなことを計画をいろいろやつてきたわけでございますが、さらにこれらの金融自由化が進んでまいりました現状におきましては、単なる計画ではなしにこれをさらに運動として発展をさせていくということ、本年度から自由化チャレンジ運動ということをして、例えばローンであるとか定期積み金であるとか振替決済とか、そういうものの事業推進を進めていく、また反面、経営合理化ということで経営の効率化を進めるとかあるいは自己資本の充実を図っていくとか金融リスクの変動等はどう対処していくかというようなことを運動として今進めてきております。

またさらには、抜本的には、信用事業だけではございまして、農協をめぐる農業情勢というものが、私募のあつせん業務と私募を受託する受託業務を兼ねるという事は禁止する措置が必要ではないかというふうに考えております。

のもこのところ非常に厳しくなつてきておりますので、農協自体の抜本的経営刷新あるいは事業方針の改善を図っていくという観点から、昨年の十月の第十九回全国農協大会におきまして、非常に大きな二十一世紀に向けての農協の改革方針を示しております。その柱の一つになりますのは、冒頭に申し上げましたような、現在三段階ございすがこれを将来には基本的には事業、組織とも二段階に持つていく、またその前提といたしましては農協の合併を進めていく、現在約三千四百余りございすが、三年前の農協大会におきましては一千農協に統合していくということを目標としておりまして、これをさらに進めていくということとをさきの農協大会で決めまして、現在では約八百弱の計画の方向に取れんをしております。

そういう意味で、全国段階あるいは県段階におきまして、来年の三月までに具体的計画を立てるといふことを現在進めておりまして、抜本的な見直しの中でこれからの農協を二十一世紀に向けて魅力ある腰の強いものにしていく、また、その中におきまして信用事業につきましても、これらの金融自由化にたえていける、そういう足腰の強い体質にする、同時に、基本的には組合員あるいは地域の要望に、ニーズにこたえていくということとを私ども念頭に置いておりまして、この運動を指導を進めていくところでございます。

○小野委員 今回の制度改革は、私から言うまでもございせんけれども、銀行、信託、証券の相互参入による競争の促進を通じて利用者の利便の向上を図るということでございます。したがつて、農漁協系統も、銀行や信金に比べておくれのおる国債の窓口販売やデューリング、外国為替の取り扱いを認めることによって、組合員や取引先への高度な金融サービスの提供を可能にするということでございます。

しかし、現在の農協の実力からすれば、法制上幅広く機能が拡充されましてもこれに参入できる農協は数は大変少ないのではないかと、こう考えます。したがつて、農協系統として今回の制度改革

のメリットは何であるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

同時に、農協から見た場合に、今回の制度改革で残されたものは何だと、早急に解決してほしいものは何だとお考えになりますか。

○角道参考人 お答えを申し上げます。

今回の金融制度改革は、本来的にはやはり消費者、利用者の利便にこたえるということが第一の目的であると思ひます。その意味で、私も農協系統組織におきましても組合員あるいは地域住民という方々の需要にこたえていく、そうして今始まろうとしております厳しい金融競争の中で系統金融機関がそれぞれに生き延び、さらに発展をさせていくということが基本だと思ひます。

そういう意味で、現在の状況で見ますと、信託あるいは証券業務等につきましても、それぞれ地域あるいは組合員ごとに需要がございまして、また、先ほど言われました外国為替であるとか国債等の公共債の窓口販売、デューリングというものにつきましても、他の金融機関の大半が既に認められております。そういう意味で現在の農協系統組織の機能としておくれいている部分をまずほかの金融機関並みにそろえていただく、そうしてこれらの競争の方向に向かっていくことがまず第一の前提であらうかと思つております。

そういう意味で、制度面におきましてはやはり他の金融機関並みに、金庫につきましても証券、信託につきましてもは子会社による参入、あるいは県段階の信連におきましてもは本体において参入をする、あるいは子会社の形で参入をする、これをそれぞれの信連の経営状況あるいは人材その他の地域の要望等、これを判断をしてやつていく。また農協につきましても、これは信託でございますが、そういうふうな権能としては与えられてまいりますが、具体的にこれをどのようにやっていくかというものは、やはり冒頭に申し上げましたように、三千余りの農協、千六百の漁協が一斉にやるというわけではございせん、大きいものには三千億の資金量を持つておられるような農協もござい

ます。また非常に小規模の農協もございまして、漁協もございまして、それぞれの立場立場でどの程度の規模でどう始めていくかというのはそれぞれの組合の経営判断にかかると思つておりますが、当面、信託等につきましても、現在、生産緑地法等によりまして農地の転換等は考えられておりますし、そういう土地についての信託というのはいろいろ現地農家におきましても要望もございまして、そういう要望の強いところから、まずそれぞれの身に合ったところからそういう規模で進めていくというふうに考えております。それなりに時間もかかるかと思ひますけれども、それぞれ地域組合員あるいは住民の要望にこたえていくということの基本は、それぞれの組合の形によりましてこれから考えていくことになるかと考えております。

○小野委員 それでは最後に、信託協会早崎会長にお尋ねをいたします。

今回の制度改革については、信託銀行の協会の方も基本的に賛成だ、こう考えてよろしゅうございませうか。

○早崎参考人 お答え申し上げます。

信託業界の考え方は、冒頭申し上げました内容に要約されておりますので、重複する点をお許しいただきまして、私どもの考え方を別の角度から申し上げたいと存じます。

制度改革は、競争を一層促進することによりまして利用者利便をさらに向上させることを目的として行つていくものでございまして、信託業界としてもこれを前向きに受けとめております。さらに敷衍して申し上げますと、制度改革は各金融機関にとりましてどの部分で特徴や強み、すなわち競争力というものを発揮していくのかという将来の進路をそれぞれの主体性に基づいて判断する一つの転機ではないかというふうに考えているわけでございます。したがつて、制度改革を守りとしてとらえるのではなく、新たな業務展開を図るチャンスとして、または各信託銀行がみずからの将来の姿を選択して、それに向かつて企業として

の体質を転換していくまたない機会として前向きにとらえたいということでございます。

以上でございます。

○小野委員 午前中には、銀行協会の会長から、証券業界の子会社の業務内容について聞きました。そこで、信託協会では子会社の取り扱う業務範囲について、どんなお考えを持って、どんな希望をお持ちになっておりますか。

○早崎参考人 ただいまの御質問は、信託銀行子会社についての業務範囲というふうに承っております。先ほど御説明させていただきましたことと重複する面があるかと存じますが、お許しいただきまして申し上げたいと思うわけでございますが、信託銀行子会社の業務範囲につきましては、今後行政当局が判断されていくと承知いたしておりますので、具体的には差し控えた方がいいと思いますが、せっかくの機会をちょうだいいたしましたので、冒頭申し上げましたことを若干数語させていただきますことにさせていただきます。

冒頭でも金融制度調査会の答申と実態とが乖離しないようにというふうに申し上げたわけでございますが、「貸付信託、年金信託等の金銭の信託等の一部を除く」というふうに、金融制度調査会の答申におきまして信託銀行子会社の業務範囲が定められているわけでございますし、また、併營業務であります不動産仲介業務につきましても除外されておりますので、一定の限られた範囲とされるものと理解しているわけでございます。また、地域金融機関につきましては、子会社方式の例外措置として本体による参入が認められているわけでございますが、その業務範囲につきましても、これも金融制度調査会の答申で、「土地信託、公益信託等」とされておりますように、子会社方式よりもさらに限定されたものになるというふうに理解しているわけでございます。

このように考えておりますのは、一定の業務範囲からスタートした方が、その範囲におきましてはきめの細かい高度なサービスが提供されるという

うことが期待できるからでございます。仮に信託銀行子会社の業務範囲を広くいたしますと、多岐にわたります業務の遂行体制というものが整わずにかえって利用者がきちんとしたサービスを受けられなかったり、これまで長年にわたって形成されてきました業態間の競争条件の相違に対する配慮というものが十分にされないまま競争が行われた場合には、真の利用者利便にかなうものとは言えないおそれがあるというふうに考えるからでございます。

このように、利用者利便の向上や競争条件の公平性確保などの観点から、信託業務への参入は一定の限られた範囲からとして、その範囲できめ細かい高度なサービスが提供されることが適切であると考えております。制度改革による相互参入の範囲、テナポについては、金融秩序に混乱を来さないよう、一歩一歩着実に進めていただくことをお願いしたいというふうに思っております。

先ほどから金銭の信託につきましてお話しもちょっと出ておりますので、私どもの考え方を金銭の信託について申し上げます。競争の促進と、今回の金融制度改革の目的は、競争の促進によりまして信託を初め各金融機関の取扱業務をさらに発展させていくことにあると理解しているわけでございます。貯蓄商品の多様化というものは、金利の自由化の進展につれて、信託の方式によらずともこれを図ることができるといふふうにまず考えられるわけでございます。

二番目に、合同運用指定金銭信託、単独運用指定金銭信託、ファンドラスト、特定金銭信託というような商品につきましては、それぞれ大口定期などの預金とあるいは証券投資信託とか、投資顧問とかカストディーとか、こういうような業務と競合関係にございまして、業態間の競争の中で利用者利便の向上が図られてまいりました。

三番目に、信託は財産の管理、運用を目的とする制度でございまして、金銭の信託は運用成果を管理するのに十分なシステムが必要となるわけでございます。設立間もない信託銀行子会社に膨大

なシステム投資を強いることになる金銭の信託を取り扱わせるということとは、収支面からいっても適切ではないように思うわけでございます。

四番目に、広範な店舗網と企業に対する集積度の高い地位を持つております親銀行などが信託銀行子会社と一体となった営業展開を行うことがないよう、親会社と信託銀行子会社との間には弊害防止措置を設ける必要があるわけでございます。これは先ほど来お話し出ております銀行と証券との間のファイアウォールとはまた別の角度から弊害防止措置が必要だというふうに考えているわけでございますが、それとともに、銀行業に近似的な性格もある金銭の信託につきましても、業務範囲から外しておくことが妥当だというふうに考えるわけでございます。

金銭の信託のような既存信託銀行の経営に大きな影響を与える業務を認めることになりますと、兼営法の改正法案にありまると、金融秩序を乱すおそれもあり得ると心配もいたしております。こうした申し上げました理由から、金銭の信託は信託銀行子会社の業務範囲から除いていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○小野委員 信託への新規参入に関して業界が主張している競争条件の公平性とは、具体的にどういうことを言っておるのですか。

○早崎参考人 お答え申し上げます。

これも先ほど来お話し出てくることを引用させていただきますと、力に差があるということを競争条件の公平性というふうに私は申し上げておるわけでございます。これも繰り返しになりますけれども、今回の制度改革は、金融サービスに對します二つの多様化にいたえるために各業態間の競争を一層促進して利用者利便をさらに向上させることを目的といたしまして、各業態間で子会社方式による相互参入を図っていくこととされておるわけでございます。しかし一方、これまでの我が国の金融制度を考えてみますと、業態別の分業

体制がとられてまいりました。その歴史の積み重ねは、例えば都市銀行と信託銀行との間では、国内平均で三百二十対五十六といった店舗数の大幅な格差がございまして、すなわち五・七倍になるうかと思っております。こうした大幅な店舗数の格差や、この格差に起因いたします個人や企業との取引集積度の違いにあらわれているわけでございまして。このように、これまで長年にわたって形成されてまいりました業態間の競争条件の相違に對する配慮が十分になされなままに競争を行うというものは、種々の弊害を引き起こすおそれというものも考えられるわけでございまして、制度改革の意義に反する事態を招きかねないわけでございます。

そうした意味から、ユニバーサルバンキングの考え方が排除されまして、信託分野への参入が信託を主業とする子会社方式によることとされましたのはまことに適切な判断であつたと私は評価しているわけでございます。しかしながら、その場合でございまして、子会社の独立性というものが十分確保されず、親会社の力が信託銀行子会社の取引関係にストレートに反映するような事態というものは既に申し上げました趣旨から避けるべきでありまして、親会社の勢力の差に影響されることのない独立性のある信託銀行として、お互いに創意工夫と経営努力によって競争していく状態が必要であるというふうに考えるわけでございます。先ほど申し上げましたように、銀行と証券との間とはまた別の意味での弊害防止措置ということを考えたいということでございまして、こうした観点から、信託銀行子会社につきましても、親会社の影響力が遮断されて、競争条件の公平性を確保して適正な信託取引が行われるための措置というものを十分に検討していただきたいというふうに考えているわけでございます。実質的に親子一体運営というものがなされますと、本体参入と何ら変わりがないということになるからでございます。したがって、例えば親会社からの役員派遣の制約、親会社の店舗網による信託

銀行子会社の商品の販売禁止、さらに、店舗や施設、コンピューターの共用禁止、親会社の取引先に対する信託銀行子会社との取引誘導の禁止、親子会社間の通常の取引と異なる条件での取引の禁止の具体的内容等々、親子間の取引のあり方を初めとする業務隔壁をどのように設けておくかが検討の対象になるというふうに考えております。

以上でございます。

○小野委員 長時間、御意見ありがとうございます。これで終わらせていただきます。

○太田委員長 宮地正介君。

○宮地委員 公明党の宮地正介でございます。

きょうは、大変御多忙の中、参考人の皆さんには大蔵委員会にお越しいただきまして、まず心から感謝を申し上げる次第でございます。

きょうは、二十五分間という限られた時間でございまして、端的にお伺いをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず評論家の五代参考人にお伺いしたいと思っております。

今回の金融制度、証券取引制度の改革の一つの目的の中におきまして、自由化あるいは国際化、こうした問題と同様に、国民の信頼の回復というのが非常に大きな視点になっているわけでございます。昨年来、我が国におきましては金融・証券の不祥事事件が多発をいたしまして、国民、利用者の立場から、日本の金融界あるいは証券界はどうなっているのか、特に、大変不公正な仕組み、また、そうした制度的な問題に欠陥があるのではないかと、国民は不信を募らせると同時に大変な怒りを持っているのでございます。そういう中での今回の改革については、国民もそれなりに大きな期待を寄せていたと思っております。さきの証券取引法の改正あるいは大蔵省設置法の改正によりまして、再発防止のための機制的な改革が行われました。御存じのように、証券等の監視委員会の、いわゆる日本版SECに近い形の新たな機構が設置されました。また、金融におきまして

も、今後、大臣官房の検査部に一本化をされてまいります。果たして国民の期待に沿ったそうした機構改革であろうか、この点が一点。また、今後、そうした再発防止の新たな機構によりましてそうした不祥事が二度と起きない、そうした実効性が上がるのであろうか、こういう疑問が国民の間には広がっているわけでございますが、率直に言って、利用者の立場から五代参考人はどのように受けとめておられるかお伺いしたいと思います。

○五代参考人 御指名によりお答え申し上げます。

今お話がございましたように、私たち国民の側でも厳しい批判を持ってこの商業界を見詰めていることは事実だと思っております。

さて、昨年の不祥事の原因が何であったかと考えますと、まず第一に、金融・資本市場の適正な競争が行われていると私たちは思っていたわけですが、これが実は損なわれていたこと、それからもう一つは、金融機関の自己責任認識、それから組織内部の問題でございまして、内部の管理体制というものが非常に不十分であったこと、それから、取引の公正の確保にわたる法令その他のものをきちんと守っているかどうかという、状況に対する管理の機能が決して十分ではなかったこと、こういうことを挙げることでございまして、私も利用者の方の世間一般で常識というものが業界の間の常識として通用しないのではないかというあたりが国民から激しい批判を受けたことだと思っております。

ところで、今回の公正確保法案と制度改革法案の二法案でございまして、一、業態間の相互参入を図り金融機関相互の適正な競争を促進すること、次に、自己資本比率規制の根拠規定の新設やディスクロージャー規定の整備などを行い、金融機関の自主規制と自己責任原則を尊重しつつ経営の健全を図ること、そしてもう一つは、今先生もお話しになられましたように、証券取引等監視委員

員会を設置するほか、さらに業界の自主規制機関の強化を図ることなどが盛り込まれております。これで十分かどうか、ここは議論のあるところだと思っておりますが、少なくともこういふことが、この不祥事への反省がこの法案の中に幾つかは盛り込まれているというふうには私自身は考えております。

次の御質問は、ファイアウオールのことに関してでございます。恐れ入りますが、申しわけありません。

○宮地委員 どうぞお座りください。

さきの証券不祥事の事件が起きまして、一番国民が不信を持ったのは、大蔵省というその指導監督に当たる当局と実際にそれを運営する業界、この関係の中に、野球でいいますと、アンパイアである審判と実際に起きているコーチ、このコーチと審判が一体になっているんじゃないか。これはまさに仕組みの上からきちつと分離をしないと、やはりこうした不祥事の事件というのは再発防止ができません。じゃ、このように、国民の間からも、参考人御存じのように、アメリカ型の証券取引委員会という厳しいSECのようなものを独立機関としてつくるべきではないか。やはりアンパイアとコーチが一体になったような今の仕組みでは再び同じような不祥事が起きるのではないかと、こういう反省の中で、今回、証券等取引委員会という新たな国家行政組織法の八条機関ができたわけですね。我々としては、一歩前進だな、こういう立場から、さきの法案については賛成をして、参議院も可決、成立したようにございまして、しかし、国民の間には、大蔵省の一つの傘の中で八条機関という機関ができたのは、これはやはりまだ弱いんじゃないか、本来はやはり独立した三条機関ぐらいにすべきじゃないか、こういう厳しい御批判もあるわけですね。その点について本日はお伺いしたかったので、後ほど一言で結構です。

それで、きょうは一番大事な証券業協会の渡辺会長見えておりますから、会長さんのところが今回の証券不祥事の事件の一番の大事なことですから、やはり、今回のこうした前段の大蔵省設置法による改正あるいは証券法の改正、今回のこの金融・証券制度の改正、これで二度とあのような不祥事は起きない、こういうふうな確信を持ってよろしいでしょうか。この辺についての御見解を伺っておきたいと思っております。

○五代参考人 ただいま先生が御指摘のように、SECの設立に関しては、学者の方々の御説を伺っていても、あのような機関を設けるべきだという御意見は新聞その他で拝見しております。ただ、私自身は、今先生がおっしゃいましたように、とにかく一歩前進したんだということを一応は評価したいと思っております。そして、前進したこの機関が果たしてそれだけの機能をきちんと果たすかどうか、このことについて国民は、前のことがございまして、注意深く見守っていかねばならないと考えております。

○渡辺参考人 大変申しわけございません。今後二度と不祥事が起きないように、もう証券界挙げてこれに取り組んでおります。

ですけれども、先生の御質問にお答えするといえますと、監視委員会ができて、それにつきましてとやかく申す立場にはございません。私どもは監視委員会によって監視され、またいろいろと検査されるという立場にございまして、申し上げます。

それから、やはり私どもは免許会社ということに今でも引き続きなっておりますので、大蔵省は免許を与えた業者に対してそれなりの監督なりいろいろな措置をとられると思っております。それは当然だと思っております。ただ、御承知のように、従来非常にたくさんの方の通達による行政指導といったような監督もございましたが、これは大幅に整理されまして、法令によるものは法律にする、それからそうでないものは私ども証券業協会の自主規制機関としての機能を法律上きちつとほつきりさせていたございまして、そして自主規制にこれをゆだねるという形に整理されました。したがって、大

蔵省は免許制の親元ですから、それなりのいろいろな処置をとられることは、これは当然私もそれをお受けするというつもりでおりますが、証券業協会は新しく自主規制機関になったわけでございますから、その責任を重大に受けとめております。

それで、本来そういった監視委員会ないしは罰則を強化するといったようなことだけでこういった不祥事件の再発防止、これはもちろん重要なことですが、自主規制機関として、そういうことではなしに、自主規制と申しますのはもう改めて申し上げるまでもございませぬけれども、自分たちでやっていたいこと悪いことの自主ルールをきちっと決めたわけですから、それを必ずきちっと守ることが確保されれば、そういった不祥事件というのは大幅にないしは未然に防止することができるとは思いますが、私どもの協会も、あるいは業界に對しても、そういうことでございましょうから、そういった形でもの協会の中にも当然のことでございますけれども、今までは業界の会社のいわば指導といったようなことをやっていたわけですが、これからはその目的も変えました。つまり、法令の遵守状況がどうかということを監査の目的にいたしました。そして、人間も大幅にあやしました。したがって、我々が自主規制機関としてそういうことに取り組むことに全力を挙げるということになっておりますので、監視委員会や大蔵省の監査に依存しないで自分たちでやろうという気構えでございますので、どうぞ御了承いただきたいと思います。

○宮地委員 ぜひ渡辺会長には、今回のこうした再発防止に対する改革、また、制度の改革、機構改革、こういうものを生かして国民の信頼にどうかたえ得るこれからの御努力をぜひ私は御期待と、また要請したい、こう思うのです。

もう一点、私どもが今非常に懸念しております

ことは、先ほど渡辺会長の御報告ありましたように、今証券市場が非常に低迷しております。収益も非常に減益で、また従業員の退職状況も過去にないぐらいに非常に厳しい状況にある。そういう中において今回の金融・証券の制度改革、これが災いを転じて福となす、こういう方向に持っていければ非常にいいことだ、こういう感じを我々持っておるわけでございますが、まず会長にぜひお願いしたいのは、この制度改革によって国民の信頼の回復を得ることによって、企業マインドとかあるいは国民の、投資家の冷えたマインドといふものが活性化することによって、プラスに働くことを考えようか、この点が一点でございます。

もう一点は、この低迷する市況を活性化するための特効薬というのはなかなかないと思っております。私もこの委員会でも再三、宮澤総理を初め大蔵大臣にも、景気の浮揚のためにとお願い切った対策を講じなさい、今回の前倒し七五%や金利の再引き下げだけでは近い将来また先細りになるのではないか、秋口には大型の補正予算を組んで内需拡大で景気の追加対策をやるべきだ、こういう微を飛ばしているわけでございますが、渡辺会長、活性化について、今後の対応について、どうしたいとお考えなのか、この二点、お伺いしておきたいと思っております。

分たちだけの努力では、率直に申し上げて不十分な点がございします。例えば、産業界にお願いしておりますのは、一般投資家に対して配慮のある投資家対策をとっていただきたいということ。それから、エクイティファイナンスに限ったことでございませぬけれども、実質配当性向を向上させていただきたい。新しい利益配分ルールについても、御理解をいただいで実施いたしております。それから、政府あるいは諸先生方をお願いしたいのは、何と申しまして、日本経済が投資家から見て活力のある景気回復の足取りを示すということが投資家にとって非常に大きな関心事でございますので、機動的、弾力的な財政金融政策によりまして、日本経済の成長を持続していただきたいというお願いでございます。それからまた、よく言われることでございますけれども、国際的に調和のとれた証券税制といったようなことについても、これから税制調査会なりがいろいろな点で御審議をいただけるのかと期待しております。

○渡辺参考人 今度の法律改正が市場の信頼を回復し、活性化につながるかどうかといったような第一の御質問でございました。二番目には、その活性化の方策として何かあるかということでございますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

冒頭の陳述でも申し上げましたように、現在の株式市場は特に大変な状況でございます。そういう低迷しております原因はいろいろございませぬけれども、不祥事に関連して信頼が失われた、個人投資家の市場復帰がまだ十分でないといったようなことが一つあります。もう一つは、過去においてエクイティファイナンスが、ちょうどバブル現象によってエクイティファイナンス

○宮地委員 先ほどからもいろいろ御議論がございましたが、いわゆるファイアウオールについて、アメリカでは銀行と証券の間には二十八項目にわたる防火壁がある。今回、答申では十一項目が答申されておった。しかし、その中の一部が法案として国会に提案をされている。率直に言って、渡辺会長は御不満のような感じを私は受けました。そういう中で、会長は、例えばクロスマーケティングの禁止や人事ノリタインルール、あるいはまたメインバンク規制、こういうものについても

ぜひ入れてもらいたい、こういう強い要請があつたわけでございます、私ども、さらにあしたの大蔵委員会がありますので、大蔵省当局には強く要請してまいりたいと思ひます。

今回いろいろ業界の皆さんに伺いますと、やはり、今回の金融制度改革、証券制度改革の中で、中小の証券会社をどういうふうな今後さらに強くしていくか。弱肉強食ではありませんが、都市銀行に食われはすまいか。率直に言つて、我々、そうした懸念があるわけでございます、そうした会長のような陳述については、私どもとしてもぜひフォローしてまいりたい、こういう感じをしていくわけでございます。会長、率直に言つて十一項目すべてまた答申とおりに戻してまいりたい、こういう気持ちがあるのかと思ひますが、今申し上げたような項目以外で、ぜひ国会にお願いをしたいということがありましたら、この際、お話をされたいかがでしょうか。

○渡辺参考人 何度も繰り返すようでございますけれども、私は、相互参入によりまして、フェアな競争により効率的な市場が形成されるということには全く反対ではございません。しかし、これも繰り返しますが、銀行が証券界に参入してまいります場合には、銀行の持つております非常に大きな経済力、企業との関係、そういったものがそのまま証券界に参入してまいりますと、これは本当に日本の資本市場はもう非常な不平等な形になってしまひまして、銀行が金融と証券と両方持つ。それから、株主としては大株主である。役員を派遣しておる。社債の受託や引き受けもやる。といったような形になりますと、非常に大きな力を産業界に及ぼすことになってしまうと思ひます。それにつきまして、産業界でもこの三月に資金調達に関する協議会というのがございまして、東京電力以下の副社長さん方が大勢でいろいろ議論しておられたが、その場合にも、今度の問題について、銀行が過度の大きな力を産業界に及ぼすことのないようにしてほしい、そういう要望をしておられます。そういうことを見ましても、

投資家ないしは資金調達者、そういった方々の懸念もそこにあるのじゃないかと思ひます。したがって私は、先ほど申し上げましたように、両方の市場が均衡のとれた形で発展していくことが望ましいのであつて、いびつな形になることを防ぐためには、そこに弊害防止のいわゆるファイアウォールといったものが築かれるべきではなからうか、そういうふうな申し上げているわけでございます。したがって、先生の御質問で、具体的にあと何が問題であるかという御質問には直接お答えできません。先ほど例示は申し上げましたが、これ以上は申し上げませんが、趣旨はそういう一点でございますので、どうぞ御理解をいただきたいと存じます。

ありがとうございます。

○宮地委員 時間が参りましたので終わりますが、早崎参考人並びに角道参考人には御質問でございまして、御了承いただきたいと思います。

○太田委員長 正森成二君。

○正森委員 まず最初に、渡辺参考人に伺いたいと思ひます。

「金融財政事情」の昨年十二月十六日号に、あなたのインタビューが載つております。その中で、証券業界のいろいろな問題の指摘は同感であるということをご前提なさつた上で、「ただ、まったくトンチンカンな議論もありますね。改革すべき点は勇敢に改革しようと考えています、見当違いの議論が多いのは困ります」と言われて、「トンチンカンな議論」の最たるものは何ですか」という編集者の質問に対し、「やはり株式委託手数料の自由化論議でしょう。あんな実情を知らない議論はありません。国会の付帯決議、行革審、学者、マスコミの社説、そういった優秀な錚々たる方々」ここは括弧つきであります。「がいずれも「自由化をやれ」という大合唱をしている」云々ということで、温厚なあなたにしては珍しく、当たるを幸ひ切りまくつてお

られますが、この機会に、あなたが御発言なさりたいことを遠慮なくおっしゃつていただきたいと思ひます。

ちなみに、あなたがとんちんかんと評された国会の附帯決議に、日本共産党は賛成せず、反対したことを念のために申し上げておきます。

○渡辺参考人 まことに恐縮でございますが、とんちんかんとするのは、雑誌を見出しにつけられたので、私はそんな失礼なことを申し上げるような人間ではございませんので、どうぞ誤解を解いていただきとうございます。

それで、手数料問題でございますけれども、手数料問題につきましては、これは単に証券会社が経営上困るとか、そういった問題ではないのでございます。そういう意味で、なかなか御理解を得にくいということで、私どもも証取審の委員をしておりますときに大苦戦をしたのでございますけれども、証券界全体に、資本市場全体に非常に大きな影響が及ぶということでございます。

手数料を自由化したしますと、これはもうごく簡単に申ししますが、個人投資家を中心とする小口の投資家のコストを高めまします。そして、その小口の投資家、個人投資家が中心になります、その市場参加を困難にするというおそれがございます。反面、機関投資家の取引コストは下がりますから、市場の機関化現象を一層促進する、そういう傾向がございます。それからまた、証券会社の競争が激化したします、競争力の強い大手証券会社により有利になるということも、これは集中化でございますが、こういうことも予想されます。

それから、証券会社の経営が不安定になりますと、これはアメリカの例を見ますとよくわかるのでございますが、アメリカでも、自由化されました証券会社が手数料収入が減つたのですから、いろいろなほかの仕事に乗り出しまして、例えば不動産業務とか保険業務とか、証券と関係のないような仕事に乗り出したとか、あるいは自己売買ですね、ディーラー業務に専心すると

いったような、私は好ましくない方向だと思ひますけれども、そういう方面に走らざるを得なかつたというようなことも参考になります。そういったような結果、健全な価格形成の市場機能に影響、悪い影響を及ぼすというふうなおそれがございます。特に日本では、ほかの国にないすぐれたことだと思ひますが、市場集中ということになつておりました、そこで公正な価格が形成され、投資家は非常に信頼できる取引ができるということでございますが、自由化しますと、この市場集中の確保が難しくなつてくるというふうな問題、いろいろな点が出てまいります。

そういった点もございまして、私どもはこの手数料の自由化については、そういう広い観点からいろいろと慎重に検討する必要があるのではなからうかということであるという議論したのでございましてけれども、結局証取審の報告は、当面比較的問題が少いと思われる大口取引についての手数料を自由化することにしたかどうか、それについては作業部会を設けて一年ぐらい時間をかけて、どういう具体的な実施の時期だとか水準だとか、そういう具体的なことについて検討しようということ委員の発言もあつて、もう既に一回おやりになったのでしようか、そういうことだと思ひます。

そういうことですから、その作業部会の審議をこれから私どもは重大な関心を持って見守つておりますけれども、先ほど申し上げましたように、手数料の問題は決して証券会社の一経営だけの問題ではなくて、資本市場が変わつてまいります。アメリカが顕著な例でございます、私どもはアメリカのような資本市場、アメリカのような証券会社になつたかと思つておるわけでございます。

特に中小証券のことをお尋ねでございました。中小証券は、これも御承知のように株式の委託手数料が収入の七割以上を占めるようなことでございます、二百六十五社の日本の証券会社全体の中で、大部分は中小証券と言つていいと思ひま

す。したがって、そういうところが大きな影響を受けるということは、これは資本市場の仲介者、資本市場を担ってお客様の間の仲介をする役割をしようとおる中小証券の経営が危うくなるということとはやはり大きな問題なんではないかと。そこで、そういう点についていろいろと御配慮を願えればと思うわけでございます。

○正森委員 あなたは、大体固定手数料というのは誤りで、公定手数料と言ったというふうな意見も述べておられますが、時間の関係で先へ進ませていただきます。

その次に、渡辺参考人に続いて伺いますが、「証券業報」のこしの一月号の年頭のあいさつの中で基本的なことをいろいろ述べておられます。そのうちに「個人投資家の証券投資促進」という九一年四月に協会が取りまとめた具体策についてお述べになっております。今の証券の現状を活性化するためには、個人投資家を証券市場に戻さなければならぬというのはいずれも考えることとであります。そこで、この具体策についてごく簡単に、今おまとめになったものがございましたらお述べいただきたいと思っております。

○渡辺参考人 ごく簡単に申し上げます。

昨年の四月に協会での報告書をまとめました。そして、協会ばかりではございません、取引所の長岡理事長も熱心にこの問題について取り組んでおられますし、幸い経団連でもこの問題を取り上げて投資家に対するいろいろな対策を考えておられます。

しかし、私もがまとめました報告書におきまして、次のようなことを調査の結果として報告書に記載しております。株式投資単位の引き下げとして単位株式の組みかえ、今千株で取引しておりますが、それを百株にしたかどうか。それから、株式分割をして株価を下げて投資家の方々が投資しやすくなるといったような方法はどうか。もう一つは配当性を重視した配当政策を実施してほしい。これはもう当然のことでございます。それから証券税制の改善、これも先ほど

ちよつと触れました。今いろいろございますが、二重課税の問題だとかそれからインビデューション方式がいとかいろいろな議論がもうかねて繰り返されておりますが、いずれにしましても、証券税制につきましても取引税の問題もございませうけれども、投資家が不当に二重課税なんかしよつてる部分を改善してほしいということでしょう。それから営業姿勢の適正化、これは自分たちでやることです。こういったようなことを提言しております。

このうちで、配当性重視の配当政策につきましては、新規ファイナンスについてでございますけれども、この三月まとめられました新しい利益配分ルールにおきまして、産業界の御理解も得られて、株主によりよく利益配分する方向が確かめられたというふうなことを考えております。

○正森委員 早崎参考人に伺いたいと思っております。あなたの最初の御意見陳述を承っておったわけですが、今度の法案について、冒頭は賛成だということにおっしゃいましたが、中身をよくよく聞いておりますと、一歩一歩着実にお願いしたいとか、あるいは具体的運営については子会社の業務範囲はきめ細かいサービスができるよう一定の限られた範囲からスタートしてほしいとか、あるいは金融機関本体については子会社以上にさらに限られたものにしてほしいとか、あるいは着実に段階的になるようにしてほしいという御意見が目立っております。総じて抑制的な評価の面が目立っていると思っております。あなたが声を大にしておっしゃったのは信託代理店制度ですね。この実現は画期的なことでありまして、そこだけではないが、それはやはりあなたの御本心があらわれてるんじゃないか。例えば午前中も言ったのですが、「金融財政事情」に信託業界の今度の法案についての危惧が出ておまして、旧財閥系のある信託が「いままでも、融資にせよ社債の受託にせよ、信託は都銀に泣かされて続けた。都銀が願

客によいサービスを提供した結果そうだったのならしかたがないが、その点は疑わしい。だから、都銀の信託への参入が、利用者利便につながることはとうてい思えない」とか、あるいは「都銀が信託を吸収するような事態になれば、ただでさえ強い都銀がますます強大になってしまふ。はたして、そうした状況が日本経済にとって好ましいことかどうか」というような意見が「金融財政事情」の去年の七月十五日号に出ております。せっかく国会へおいでになったのですから、建前だけではなくして国会で本音を、こゝは大蔵省の銀行局でしゃべっていただきたいと思います。

○正森委員 それじゃ、最後に角道参考人に一言だけ伺います。あなたが農林中金の理事長に就任されましたが、九一年の五月ごろですが、新聞でインタビューが出ております。その中で、金融自由化の進展が農協の経営を揺さぶっているということやインタビューアとの間で言われた上で、農林中金を中心とする護送船団方式が崩れ、小さな船（地方の農協）が沈むことになる危険性もある、そうならないよう地道にしかし確実に改革していきたい、こう言っておられます。

○早崎参考人 お答え申し上げます。冒頭申し上げましたように、信託業界といたしましては、各業態間の相互参入によりまして競争を一層促進し、利用者利便の向上を図ろうといたします。今回の金融制度改革法案に賛成でございます。信託業界としての一貫した考え方でございます。のは、信託の利用者利便の向上と信託業務の健全な発展に資する適正な競争を行ってまいりたいというものでございまして、今回の制度改革もこのような観点でとらえておるところでございます。

○角道参考人 お答え申し上げます。現状では農協の規模は非常に大きい差がございまして、先ほど申し上げましたように貯金規模三千億を超えるところもあれば十億を切るようなところもございまして、それらは一律に同じような対策ではまいりませんけれども、金融自由化の中で強い者と弱い者ができてまいりますと、やはり弱い者がその中で埋没するというおそれもあるということもございまして、特に制度の面では私ども農協の信用事業はまだほかの金融機関に比べて機能面で劣っている点がございます。そういうものにつきましましては、先ほど、農協法の改正であるとか、今御審議をいただいております金融制度改革法案で能力の面で補強をさせていただくということと同時に、私も自身でも現在農協の事業組織そのものについて抜本的な見直しをしております。現在三千四百億でございますが、これを二十一世紀までには一千億に合併をしたいということを申し上げておりましたが、さらにこういうものを進めていく、来年の三月までに各県でそれぞれの具体的な計画を立てる、そういうことで現在では大体八百億の規模まで合併を進めようということになりますと、平均的に見ますと一農協で貯金規

ただいま先生の方から御指摘のございました記事との関係でございますが、今回、参考人として出席させていただいたわけでございまして改めて関連記事に目を通してみただけでございますが、御指摘の記事につきましては、だれがそのような発言をしたのか、あるいは、したとしてもその真意がいずれにあったかというのとは不明でございますので、私としてのコメントは差し控えてさせていただきます。今般の、金融サービスのニーズの多様化にこたえまして各業態間の相互参入によって競争を一層促進して利用者利便の一層の向上を図ろうといたします制度改革及び制度改革法案には、ただいま申し上げましたように信託業界としては賛成でございます。その点御理解いただきたいと思います。

○正森委員 角道参考人、最後に角道参考人に一言だけ伺います。あなたが農林中金の理事長に就任されましたが、九一年の五月ごろですが、新聞でインタビューが出ております。その中で、金融自由化の進展が農協の経営を揺さぶっているということやインタビューアとの間で言われた上で、農林中金を中心とする護送船団方式が崩れ、小さな船（地方の農協）が沈むことになる危険性もある、そうならないよう地道にしかし確実に改革していきたい、こう言っておられます。

模大体系八百億程度になろうかと思ひます。やはり規模の面でも、そういう事業の面でも、組織その他で補強していく。同時に、先ほど来申し上げておりますような自由化チャレンジ運動というものを強力に推進をいたしまして、そういう冒頭申し上げましたような危険がないように、やはりこれから系統組織を強化をして組合員あるいは農山漁村の要望にこたえていきたいというふうに考えております。

○正森委員 終わります。

○太田委員長 中野寛成君。

○中野委員 民社党の中野でございます。きょうはどうかありがとうございます。私がしんがりでございますので、包括的に御意見をいたしますが、よろしく願ひしたいと思います。

まず、五代先生にお伺ひいたします。

先ほどのお話の中で、利用者としての視点から考えるべきである、そしてその利用者にとつては一方所であるというサービスが受けられる方が望ましいというふうに述べられたわけでありまして、同時にまた、そういう効用だけではなくとも国民経済全体の活性化や効率化にもつながるであろうという御指摘をされました。ごもっともだと思いますし、私もほとんど同感でございますが、ただその場合に、物事逆転して裏からちょっと見てみたいのですが、自由化を進めます。過当競争が行われる。弱肉強食が続く。それによつて寡占化ができる。寡占化ができたときに利用者にとつてマイナスの効果が生まれてくる。言うならば、もしどこかに欠陥があつて悪循環が起つたとしたら、こういうことが考えられますね。このことについてもやはり防止策を考えていくということが利用者の視点から必要だろう、こう思うのでありますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○五代参考人 御指名によりお答え申し上げます。今御指摘のとおり、全くそれはそのとおりでございます。うっかり悪循環が起きますと、利

用者利便どころが大変な状況になるということでは、私も深く認識いたしております。ただ、問題は今回の自由化の問題を推し進めるに当たりまして国際的な状況、さらに国内的な状況、すべての状況をよく見た上で環境整備をきちんと整えることによつてそういった問題をいろいろな点で食い止めることができ、しかも自由化のメリットも受け入れられる、そういう方策をやはり私も探つていかなければならないのではないかと思います。

おっしゃるとおり、一方所であるというサービスを受けられるというのは大変利用者にとつて望ましいことで、私自身もしそうであれば大変便利で助かるというのが実感でございますが、やはり先ほど申しましたように、それに加えて利用者の利益とは、金融サービスにおいて例えば情報を悪用するインサイダー取引や一部の者の利益のみを図る利益相反といった目に見えない問題が非常にたくさんございます。そういった問題は一般利用者にとつては非常に目にとまりにくいものでございまして、今回の制度改革においても制度的な仕組みの中で結果的に利用者の利益を損なうことがないようあらゆる点に配慮して総合的に利用者の利益を守ることが大切ではないかと思つております。そういう意味では今、先ほどからも申し上げておりますように、これはまさにこの制度改革というのはその第一歩でございます。利用者自身もこれまで自己責任というのになれておりませんでしただけども、これからはこういふことに對しても深く関心を持ち、また行政などいろいろなこの問題に対する情報を提供して、それによつて一般利用者たちのいろいろな声がこの制度改革などにもっと強く反映されるような、そしてその中で仕組みがうまく機能するように補完できるような、そういったことを望んでおります。

○中野委員 ありがとうございます。次に、早崎会長にお尋ねをいたします。先ほど正森委員からも指摘がされたのでござい

ますが、本法案には賛成であるという前提の上に立つて、随分たくさん御注文をおつけになられたと思うのです。信託銀行子会社の業務範囲については、信託業務の特性を御考慮の上、一定の範囲のものからスタートしていただきたいということや、それから子会社方式、本体方式を問わず新規参入の場合の適格性については信託業務の性格を十分に考慮して御判断願ひたいこと等々、御判断いただきたい、御配慮いただきたい、一定の範囲のものからスタートしていただきたい等々随分と先ほど来、もう一つ、しかるべき弊害防止措置を設けていただきたいと、五、六項目にわたつてたしか述べられたと思うのでございます。

そういったしますと、これは、例えばこの法案は国会で採決をされ、可決されてしまつたとひと歩きしてしまふのです。あとは政省令で、または運用に任されている部分があるわけでありまして、これらのことにつきましては、早崎会長としては大蔵省にそういう希望を申されたのか、または国会でひとつ法案修正をしてくれ、もしくは附帯決議で歯止めをかけるというお気持ちが進められたのか、おっしゃっている内容について私は一々ごもっともだと思つております。ただ、そういういろいろな御注文がつけられました。その御心境について確認をさせていただきたいと思ひます。

○早崎参考人 お答え申し上げます。

きょうは参考人としてお招きいただきました。私の信託業界の会長といたしまして考えていることを申し上げさせていただきます。行政当局にお願い申し上げます。さまざまなお願いは行政当局にお願い申し上げます。先生方にはぜひ私の真意を御理解していただければと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

○中野委員 せっかくの機会ですから、先ほどの意見陳述で早崎会長がおっしゃられた中で外銀信託のことに触れられたわけですが、今回の制度改革によつて外銀信託がこうむる影響について簡単に御指摘をいただければありがたいと思ひ

ます。○早崎参考人 外銀信託につきましては、信託業界といたしましても、外資に對します我が国の金融の自由化とか国際化の象徴的な存在といたしまして歓迎してきたところでございます。先生御案内のとおりでございますが、外銀信託は昭和六十年から六十一年にかけまして設立され、現在アメリカ、イギリス、スイスを本国とする九行が営業しているわけでございます。

私ももといたしまして、外銀信託の活動とか業績動向には絶えず関心を持つておるわけでございますが、設立後間もない外銀信託が、今回の制度改革の運営いかにによりましては影響を受けることがないとは思ひたいと思つてございまして、申し上げておきますように、先ほど来お願いが実施されていくことを期待しているわけでございます。

また、これも繰り返して恐縮でございますが、新たに参入する信託銀行子会社などの業務範囲とか弊害防止措置とか認可条件等々、制度改革の具体的な運営面で、御当局におかれましては外銀信託への影響という観点からも十分御判断いただけるものと思つております。

○中野委員 ありがとうございます。

次に、渡辺会長にお尋ねをさせていただきます。

日本の株式投資の現状、株価、大変厳しい状況にある、これはよくわかつておられますが、ある人に言わせると、投機ではなくて投資という視点に立つて考えれば今でもまだ株価は高い、平均株価は今でも高いという指摘もあります。もちろん、投資、投機、株にはいろいろな要素があることは事実であります。本来正常な姿というのは、やはり投資中心であらうというふうに思ふわけでありまして、しかし、競争が激化をし、活性化とは名ばかりでむしろ過当競争が行われたということになります。活性化イコール株価の上昇、そしてそれは、競争の中で投資ではなくて投機熱

をまたあおるということになってしまふことはないのでしようか。いかがお考えでしようか。

○渡辺参考人 株価の水準につきましては、私も、この水準とか、これは妥当、これは高過ぎるというようなことは申しません。しかし、確かに現在の株価が非常に、高値から見ますと半分以下になっておりますから、それによって投資家はもちろぬ、個人投資家もそうだし、機関投資家もそうですが、銀行は手持ちの有価証券の値下がりによってBISの規制に非常に問題を含んで苦慮しておられるというようなことで、それから政府も放出株について、NTTなりたばこ産業なりJRにしても皆さん非常に困りになるというところから、この株価が問題だということもございまして、しかし、私どもが一番活性化として望んでおり期待しておるのは、やはり投資家が市場を離れてしまったというのを何とか回復して、市場に投資家が登場していただけるようにする、そのためにどんな活性化の方法があるかというので、先ほどお答えしたようなことを盛んに努力しておるわけでございまして。

株価の水準が幾らになつたらいいかというのは、なかなか言うことは難しゅうございまして、またそういうことを言うべきではないと思ひます。したがって、今先生の御指摘のように、投機と投資といったような問題についてお触れになりましたが、投資という点で投資家が市場にどんな登場していただく、特に個人投資家です、個人投資家が、申し上げるまでもございせんけれども機関投資家と違ひまして個人投資家が、多数の物の見方の異なつた方々が市場に登場されることによって公正な価格が生まれるということでございます。機関投資家はともすれば専門的な分析をいたしますので、似たような方向に投資が傾いていくということもございまして、できれば多数の投資家の方々、個人投資家が市場に登場していただくことが私どもの願望でございます。したがって、そういうことのための活性化、そういうための施策に一生懸命取り組んでいるところでございます。

でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中野委員 いずれにいたしましても、冷え過ぎても困るし過熱し過ぎても困るということに帰結すると思ひますが、あと一点、渡辺会長にお尋ねをいたします。

これは先ほど早崎会長にお尋ねしたことと共通するものでございまして、先ほど来同僚委員も指摘いたしましたように、本法に決して反対するものではないがたび重ねておっしゃいました。五回おっしゃつたのだそうですが、やはり渡辺会長の本音がまさにそこにあられてはいるような気がしてならないわけでありまして、しかも、相互参入は銀行に有利である、我々は攻め込まれる立場である、ゆえに弊害防止措置をぜひとも講じてほしいということをおっしゃられたわけでありまして。そういう注文をおつけになられたわけから、また繰り返して反対するものではないかとおっしゃられたわけでありまして、そのお気持ちの中に、私は再度同じことをお聞きするようですが、この法案に反対なのか、時期尚早とお考えなのか、政省令で何とかするであろうという大蔵省に対する信頼感をお持ちなのか、もう一つ、うがって失礼かもしれませんが、大蔵省とはもう既に何らかの前の向きの感觸を得ておられるのか、ゆえに反対ではないとおっしゃるのか、そのことについてお尋ねをいたします。

○渡辺参考人 大変難しい御質問であれでございまして、先ほどから申し上げておりますように、証取審ではこの問題につきましても六年間も議論をして、そして、やはり市場は開かれた市場であつて、相互に参入して、そしてフェアな競争によって効率的な市場をつくり、公正な市場をつくるということになつたわけで、それには反対する者はないのだと思ひます。したがって、証取審の報告が出ましたのにも、私なんか委員でございまして、ただ、それに賛成しております。

いう条件が必要で、つまり、資本市場も金融市場も両方がバランスのとれた発展ができるようなそういう形にする必要がありますので、銀行の持つております今のこういう力、産業界との関係とか市場支配の関係とか、あるいは株式を保有しているとか役員とか、そういういろいろなことを申し上げましたが、そういう点を踏まえまして、いわゆる公正な競争ということがいいわけですね。ですから、イコールフットリングと申しますね。イコールフットリングで競争することによって初めて公正な競争が確保され、そして健全な市場ができると思ひます。そういう意味で、いろいろなファイアウォールが必要であつて、アメリカでもそうしているのですが、日本でもきちつとファイアウォールが守られるような形にしたい。

ただきたい。これはもう当然な主張だと私は思ひます。証取審でもそれを十一項目挙げていたわけですから、決して証券界がエゴイステックに言っていることではないと思ひます。資本市場の将来を見て、そういう形が望ましいというふうにして思つておるわけでございまして。したがって、それが十分確保されるように、しかも今御指摘のように、政令等にゆだねられていてものが非常に多いものですが、法案に書いてあればこれは法律であつたわけですから確保されている、担保されているというふうな思ひます。またそれが出るとは不安でございまして、ですから、その点について確認をお願いしたい、こういうことを言っているわけなのでございまして。決して大蔵省から何かの確証をいただいているわけじゃ毛頭ございせんので、繰り返して繰り返して私どもの主張を申し上げていられるわけでございまして。どうぞよろしくお願いいたします。

○中野委員 わかりました。時間が参りましたが、もう一点だけ済みませんが、角道理事長にお尋ねさせていただきたいと思ひます。いわゆる農協が合併をし、いろいろと強化策を講じられていることはよく承知をいたしておりますが、あわせて、例えば農地法の改正等も必要になつてくようかと思ひますが、現在の農業基盤、日本農業を強化していくために逆に信託という制度を農協等で活用される、そして農地を農地として有効利用する。生産緑地法とか農地転用とかの問題ではなくて、農地を農地として、信託を受けたその別の農家に運用させるというふうなことを含めた、しかも大規模農業にそれを活用するというふうなこと等についての考え方というものはお持ちになりませんか。これは当然現行制度でできるという意味ではありません。法改正も含めての御希望はありますか。

現在、農地につきましては、既に昭和三十六年

だつたと記憶しておりますが、農地の信託制度というのがございまして、農協は農家から農地の信託を受けましてそれを運用するというような制度がございまして。自來三十年余りたちますが、そちらの方がなかなか現実には動いていない状況でございまして。

そこで、新しく信託制度というのが認められる場合、この土地をどのように運用していくか。専ら今お話が出ておりますのは、宅地供給等の事業でございまして、これは農地として今の新しい信託制度の中で取り込んでいくのかどうか、これについてはまだいろいろ研究する余地があるかと思ひますが、いずれにしても、農地は農業の基盤でありまして、現在のような農業情勢から見まして、例えば放棄農地が多いとか休耕地等ができていて、例え状況から見ますと、今御指摘のように、大規模農業あるいは大規模農業経営体の中に集めていくって能率的な生産を上げていくということが基本的には必要だと考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

○太田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことに

とにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明二日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会

平成四年六月十五日印刷

平成四年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局